

# 水道事業年報

令和4年版

羽曳野市水道局

# 水道事業年報（令和4年版）

## 目 次

### I 事業の沿革

1. 沿革（年表）	1
創 設	5
(1) 水道総合事業（第1次拡張事業）	5
(2) 第2次拡張事業	6
(3) 第3次拡張事業	6
(4) 水道施設整備事業	7
(5) 送配水施設改良事業	7
(6) 配水施設整備事業	7
(7) 配水管整備事業	8
(8) 第4次拡張事業	8
(9) 第2次水道施設整備事業	9
(10) 配水管改良工事	9
(11) 配水管改良工事	9
(12) 配水管改良工事	9
(13) 配水管改良工事	9
(14) 第3次水道施設整備事業	10
(15) 第4次水道施設整備事業	10
(16) 第5次水道施設整備事業	11
(17) 第6次水道施設整備事業	11
2. 拡張事業等の総括	12
3. 事業の推移	14
4. 普及状況の推移・自己水・企業団水の推移	16
5. 配水量分析	16

### II 機 構

1. 歴代管理者	17
2. 機構図	17
3. 職員構成	17
(1) 職員構成（職員数及び配置）	17
(2) 年齢別・経験年数別構成	18

4. 事務分掌	19
5. 安全衛生	20
(1) 安全衛生委員会要綱	20
(2) 安全衛生管理体制	22
(3) 地震・風水害・その他出動体制組織	23

### Ⅲ 財 政

1. 決算の概要	25
収益的・資本的収支の比較（グラフ）	25
(1) 収益的収入	26
(2) 収益的支出	26
(3) 資本的収入	28
(4) 資本的支出	28
2. 収益的収支の推移	30
3. 資本的収支の推移	31
4. 貸借対照表の推移	32
5. 事業費用構成	34
(1) 経常費用構成比（受託工事費等を含む）	34
(2) 経常費用構成比（受託工事費等を除く）	34
(3) 有収水量 1 m <sup>3</sup> 当り費用（性質別給水原価）	35
6. 経営分析	36
7. 業務分析	40
8. 供給単価及び給水原価	42

### Ⅳ 業 務

1. 月別配水状況	43
2. 給水工事	44
(1) 給水装置工事状況	44
(2) 貯水槽（受水槽）設置状況	44
3. 量水器	45
(1) 新設状況	45
(2) 開・閉栓状況	45
(3) 取替状況	45
4. 動力	46
(1) 電力使用量・料金	46

5. 薬品	47
(1) 薬品使用量	47
(2) 薬品費	47
6. 漏水等	48
(1) 漏水等修繕工事処理状況	48
(2) 漏水等の修理体制	48
(3) 漏水の内訳	50
(4) 漏水発生件数構成	51
(5) 漏水調査状況	52
(6) 鉛製給水管取替え件数	52

## V 水道料金

1. 水道料金の変遷	53
(1) 水道使用料	53
(2) 量水器使用料	55
2. 分担金の変遷	55
3. 料金調定と有収水量	56
4. 水道料金の収納状況	57
(1) 年度別収納状況	57
(2) 階層別使用水量	58
(3) 地域別調定	59
(4) 用途別調定構成	60
(5) 月別水道使用料調定	60
5. 料金収納別一覧	61
(1) 年度別状況	61
(2) 月別状況	61
6. 検針業務委託件数	62
7. 水道料金・下水道使用料早見表（2ヶ月）	63

## VI 水質

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目	65
2. 用語説明	66
3. 検査項目及び検査方法	69
4. 基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）	70
5. 水質管理目標設定項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）	74
6. 農薬項目検査成績表（浄水場）	76
7. 水質基準項目グラフ	79



<b>Ⅶ 施 設</b>	
1. 水道施設・配水区域図	81
2. 送配水系統図	82
3. 集中管理システムの機器構成と機能	83
4. 施設の概要	84
(1) 石川浄水場	84
(2) 壺井浄水場	86
(3) 伊賀受水場	88
(4) 西浦受水場	89
(5) 羽曳山配水場	90
(6) 壺井配水池	91
(7) 高区配水池	92
(8) 低区第1配水池	93
(9) 低区第2配水池	94
(10) 応急給水拠点	95
5. 導送配水管状況	96
<b>Ⅷ 資 料</b>	
○広報「はびきの」より転載	99
○水道局ホームページより転載	101
○羽曳野市水道事業給水条例	102

# I 事業の沿革



上水道創設の碑（石川浄水場内）

# 1. 沿革(年表)

年度	水道事業	法・制度関係等
昭和2年	旧古市町上水道の創設事業の認可を受け、工事に着手	
昭和3年	創設事業が完成し、旧古市町に給水を開始	
昭和23年	旧古市町上水道の拡張事業に着手し、完成	
昭和27年	旧駒ヶ谷村・駒ヶ谷簡易水道に着手し、完成	地方公営企業法公布
昭和28年	旧埴生村・埴生簡易水道に着手し、完成	
昭和29年	旧駒ヶ谷村・飛鳥簡易水道に着手し、完成	
昭和30年	旧高鷲町・高鷲簡易水道に着手	
昭和31年	旧西浦村・西浦簡易水道に着手	
	隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併し、南大阪町が誕生 高鷲簡易水道が完成	
昭和32年	西浦簡易水道が完成	
昭和33年	壺井通法寺簡易水道に着手し、完成	
昭和34年	市制の施行により、羽曳野市が誕生	伊勢湾台風
	丹比簡易水道に着手着手し、完成	第1次拡張事業認可
昭和35年	壺井通法寺簡易水道拡張事業に着手し、完成する。この事業の完成により、駒ヶ谷・飛鳥の各簡易水道を、壺井通法寺簡易水道に統合水道総合事業に着手	
昭和36年		地方公営企業法改正
昭和38年	地方公営企業法の一部を適用	
	水道料金徴収事務の一部委託	
昭和39年	水道総合事業が完成。この事業の完成により、高鷲・埴生・西浦の各簡易水道を廃止し、上水道に統合	東京オリンピック
昭和41年	地方公営企業法の全部を適用	第2次拡張事業認可
	財政再建団体となる	
	第2次拡張事業に着手	
	水道課を水道局に改める 水道料金改定	
昭和42年	水道料金計算事務を電算委託する	
	水道料金徴収事務を全面委託し、量水器検針事務を一部委託する	
昭和43年	水道事業管理者を設置	
昭和45年	量水器検針事務を全面委託	大阪万博
	給配水管修繕工事を一部委託(昼間)	第3次拡張事業認可
	分担金制度を採用	
昭和46年	第3次拡張事業に着手	
	検針・徴収の隔月制を実施 水道料金口座振替制度を採用	
昭和47年	第2次拡張事業が完成。この事業の完成により、駒ヶ谷・丹比の各簡易水道を廃止	沖縄県復帰
	水道料金改定	
昭和48年	財政再建を完了する	オイルショック
昭和49年	量水器使用料改定	
	分担金改定	
	第3次拡張事業が完成	
昭和50年	水道施設整備事業に着手	
昭和51年	水道料金改定	市公共下水道事業着手
昭和52年	石川浄水場取水井において、職員5名、公認業者1名、酸素欠乏事故により死亡(3月15日)	水道法改正

年度	水道事業	法・制度関係等
昭和53年	分担金改定	渇水(府営水道取水制限)
	水道施設整備事業が完成	
昭和54年	送配水施設改良事業に着手し、完成	第4次拡張事業認可
	給配水管修繕工事を全部委託(昼夜間)	
昭和55年	配水施設整備事業に着手し、完成	
	水道料金改定	
昭和56年	第4次拡張事業並びに配水管整備事業に着手	
	分担金改定	
昭和58年	出納取扱金融機関・水道局派出所の開設	
	日本水道協会第52回関西地方支部総会を羽曳野市で開催	
昭和59年	配水管整備事業が完成	渇水(府営水道取水制限)
昭和60年	第2次水道施設整備事業に着手	
	第4次拡張事業が完成	
昭和61年		渇水(府営水道取水制限)
昭和62年	水道料金計算事務の電算導入	
平成元年	石川河川改修に伴う壺井浄水場取水施設工事	消費税法施行
平成2年	財務会計システムの電算化	
	第2次水道施設整備事業が完成	
平成3年	配水管改良事業に着手し、完成	
	検針業務にハンディターミナルの導入	
	石川河川改修に伴う石川浄水場取水施設工事	
平成4年	日本水道協会大阪府支部総会開催(事務局)	
	配水管改良事業に着手し、完成	
平成5年	配水管改良事業に着手し、完成	新水質基準施行
	水質基準46項目となる	
平成6年	配水管改良事業に着手し、完成	渇水(府営水道取水制限)
	水道料金改定(6月)	水源二法施行
	量水器使用料廃止(6月)	阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)
	阪神・淡路大震災に係る応援給水(宝塚市)	地下鉄サリン事件(平成7年3月)
平成7年	第3次水道施設整備事業に着手	
	契約システムの電算化	
	管路管理システムの電算化	
	近隣13市町村災害相互応援協定締結	
平成8年	水道管理センター棟が完成(第3次水道施設整備事業)	〇-157集団感染
	壺井浄水場沈澱池上屋が完成( )	クリプトスポリジウム集団感染
	旧飛鳥配水池跡地市長部局へ移管	
平成9年	石川浄水場集中管理システム完成(第3次水道施設整備事業)	消費税法改定(3%→5%)
	壺井浄水場無人化(10年3月)	
平成10年	水道法改正に伴い公認業者制度を廃止し、指定工事店制度開始	改正水道法施行
	分担金改定	市制40周年
	通水70周年記念式典を開催	府営水道高度浄水処理水受水開始
	第3次水道施設整備事業が完成	
	水道局庁舎移転(市役所別館総合福祉センター)	
平成11年	Y2K対策体制設置	コンピューター2000年問題(Y2K)
	コンビニエンスストアでの料金収納方式の導入	
	受配水場防犯設備(ITV、センサー)設置	
	水道事業懇談会設置	

年度	水道事業	法・制度関係等
平成12年	集金制度の廃止	大阪府営水道料金改定(10月)
	水道料金改定(10月)	
平成13年	水道整備基本計画策定	大阪府広域的水道整備計画改定 市情報公開条例・個人情報保護条例施行 米国同時多発テロ事件(9月11日)
	経營業務改善委員会設置	
	第4次水道施設整備事業着手	
	水道局LAN運用開始	
平成14年	配水池施設機械警備委託開始	改正水道法施行(4月) 琵琶湖・淀川濁水(府営水道取水制限)
	検針徴収事務の法人委託(4月)	
	浄水場運転管理業務の一部委託化(10月)	
	鉛製給水管更新事業開始(鉛対策)	
	水道局ホームページ開設(11月)	
	寒波による給水管凍結事故(1月)	
平成15年	水道料金・分担金改定(消費税転嫁)(4月)	水質基準改定(鉛濃度0.01mg/l)
平成16年	浄水場運転管理委託業務の拡大(4月)	消費税法改正(総額表示方式) 新水質基準施行(4月)・水道ビジョン公表(6月) 水道事業ガイドライン制定(1月)
	台風23号被害に係る京都府宮津市への応援給水(10月)	
平成17年	設計積算CADシステム導入	石綿障害予防規則施行(7月)
	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査実施(9月)	
	第4次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成18年	石綿セメント管更新事業開始	
	電子入札の導入	
	緊急連絡管の接続(松原市)(3月)	
	羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱制定(3月)	
平成19年	水道料金お客様センターの開設(4月)	水質基準改定(塩素酸が水質基準項目に変更)
	ステンレス製給水車配備(10月)	
	大阪市水道局と技術協力提携(11月)	
	緊急連絡管の接続(太子町)(3月)	
	水道整備基本計画改訂版(3月)	
平成20年	浄水場運転管理業務の全面委託(4月)	市制50周年 水道ビジョン改訂(7月) 新型インフルエンザ流行
	壺井浄水場管理棟耐震補強	
	緊急連絡管の接続(藤井寺市)(3月)	
平成21年	中区配水池解体撤去(5月)	
	羽曳野市水道事業ガイドライン公表	
	第5次水道施設整備事業着手	
	石川浄水場更新に伴う浄水処理検討委員会設置	
平成22年	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(水道事業管理者非設置)(4月1日)	大阪府営水道料金改定値下げ(4月) 大阪広域水道企業団設立(11月) 東日本大震災(平成23年3月)
	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(給水人口、1日最大給水量の変更)(10月1日)	
	水道料金等管理システム更新(10月)	
	水道事業変更認可取得(第5次水道施設整備事業)(11月22日)	
	ホームページのリニューアル(11月)	
	藤井寺市と緊急連絡管の接続2箇所(3月)	
	給水工事受付システム導入(3月)	
東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(3月)		
平成23年	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(4～5月)	大阪広域水道企業団事業開始(4月) 台風12号による水害(奈良県・和歌山県)(9月)
	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	

年度	水道事業	法・制度関係等
平成24年	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	地方公営企業法改正(4月)
	石川浄水場更新工事着工(11月～)	
	水安全計画の策定(初版)(3月)	
平成25年	羽曳野市水道整備基本計画の一部見直し	新水道ビジョンの公表(4月)
平成26年	石川浄水場新ろ過池棟が完成(第5次水道施設整備事業)	消費税法改正(5%→8%)
	水道料金改定(10月)	
	新会計制度適用開始	
平成27年	石川浄水場更新工事竣工(第5次水道施設整備事業)	
	第5次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成28年	羽曳野市水道事業ビジョン・水道整備基本計画の見直し	
	木津川市と災害相互応援協定の締結	
	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査(2月)	
	水安全計画改訂(3月)	
平成29年	藤井寺市・羽曳野市の相互応援給水に関する協定の締結	
	藤井寺市・大阪広域水道企業団と非常用連絡管の維持管理運用に関する協定の締結	
	12企業体との災害時における水道施設の応援活動の支援に関する協定の締結	
平成30年	第6次水道施設整備事業着手	市制60周年
	大阪府北部地震に係る応援給水(高槻市)	大阪府北部地震(6月18日)
	中央監視制御設備改良工事竣工	
令和元年	水道事業認可変更【水源の種別及び取水地点の変更】(3月13日)	消費税法改正(8%→10%)
		新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行
		改正水道法施行
令和2年	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)にかかる対策として水道基本料金全額を半年間減免	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴い緊急事態宣言発令
	指定給水装置工事事業者更新制度の開始	
	水道施設台帳システム改良	
令和3年	羽曳野市水道事業ビジョンの検証業務の実施	
	ボトルドウォーターをペットボトルからアルミ缶に変更	
	SDGsの推進	

## 創 設

羽曳野市の水道事業の創設は、旧古市町上水道として昭和の初期に工事の設計を大阪市立都島工業学校土木科長山下直一氏に委嘱して、石川左岸の浅井戸を水源とし、給水人口2,500人、一日最大給水量375 $\text{m}^3$ 、事業費5万円とした事業計画に基づき、昭和2年3月に大阪府知事の認可を受けて、同年8月に工事に着手し、翌昭和3年5月に完成して通水を開始した。この通水は大阪府下の町村営水道の先駆をなすものとして各方面から注目をあびた。しかし、第2次大戦後の町勢の発展と人口の増加によって使用水量が伸び、給水量が不足する状態となったので、昭和23年4月に取水井、ろ過池の改良及びポンプ場の増設等の工事に着手し、同年8月に完成した。これによって旧古市地区への円滑な給水をはかることができた。

- ・認可年月日 昭和 2年 3月 2日
- ・着工年月日 昭和 2年 8月 16日
- ・竣工年月日 昭和 3年 5月 6日

(基本計画)

- 計画給水区域 旧古市町全域
- 計画給水人口 2,500人
- 計画一日最大給水量 375  $\text{m}^3$
- 総事業費 50,000円



〔創設時の配水池〕

### (1) 水道総合事業(第1次拡張事業)

昭和20年代後半より、産業の発展、人口の増加等によって給水量の伸びは著しくなり、また昭和31年9月には隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併して南大阪町が誕生し、さらに昭和34年1月には市制の施行により、羽曳野市が発足した。このようなことから、創設当時からの施設能力では十分な給水活動ができなくなり、水道施設拡充の必要性が高まり、昭和35年3月に給水人口50,000人、1日最大給水量12,500 $\text{m}^3$ 、事業費1億8千万円とする事業認可を受けて、同年4月から昭和40年3月までの5ヵ年計画で実施した。なお、この事業の完了によって、旧古市町上水道と高鷲、埴生、西浦地区の各簡易水道が統合された。

- ・認可年月日 昭和 35年 3月 8日
- ・着工年月日 昭和 35年 4月 1日
- ・竣工年月日 昭和 40年 3月 31日

(基本計画)

- 計画給水区域 駒ヶ谷・丹比地区を除く市内一円
- 計画給水人口 50,000人
- 計画一日最大給水量 12,500  $\text{m}^3$
- 総事業費 203,978,885円



〔羽曳山配水場〕



## (2) 第2次拡張事業

昭和40年に完了した水道総合事業によって、古市上水道と3ヶ所の簡易水道を統合して施設の整備拡充を図ることができた。しかし、本市の人口は年々急激な上昇をつづけ、昭和40年において総人口が50,000人を超え、当初の計画を大きく上回る結果となった。このような情勢により、水の需要も増え現有施設能力では安定給水が不可能となったため、昭和40年に給水人口72,450人、一日最大給水量25,360<sup>m</sup><sup>3</sup>、事業費4億3千8百万円とした第2次拡張事業を計画し、同年12月に認可を受け、昭和41年4月に着手し、昭和47年6月に完了した。なお、この事業における拡張分の新水源は、すべて大阪府営水道に依存することになった。また、駒ヶ谷地区及び丹比地区の簡易水道は廃止され、それぞれの給水区域を本事業の区域に統合し、全市給水の一元化が達成された。

- ・認可年月日 昭和40年12月23日
- ・着工年月日 昭和41年4月1日
- ・竣工年月日 昭和47年6月30日

(基本計画)

### ○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、南宮438番地の1から457番地まで及び北宮506番地、535番地、550番地の3から9まで並びに埴生野1番地から9番地までを除く)美陵町野中462・463番地

- 計画給水人口 72,450人
- 計画一日最大給水量 25,360<sup>m</sup><sup>3</sup>
- 総事業費 717,049,253円



〔高区配水池〕(平成21年解体撤去)

## (3) 第3次拡張事業

第2次拡張事業の完了によって、昭和50年度までの安定給水を見込んでいたが、折からの高度成長下、地勢的な環境に恵まれた本市は最適な住宅地として伸展し、あわせて住民生活の向上による使用水量の増加が著しく、これらの需要に対処するため、第2次拡張事業の完了を待つことなく、昭和46年4月に別途第3次拡張事業に着手した。この事業は主として自己水の開発と配水施設の整備拡充をはかるものであり、目標年次を昭和50年度、計画給水人口100,000人、1日最大給水量40,000<sup>m</sup><sup>3</sup>とした事業計画に基づき、昭和50年3月に完了した。

- ・認可年月日 昭和46年2月20日
- ・着工年月日 昭和46年4月1日
- ・竣工年月日 昭和50年3月31日

(基本計画)

### ○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番まで並びに埴生野73番地から79番地までを除く)藤井寺市綾南町全域



〔壺井浄水場〕



- 計画給水人口 100,000人
- 計画一日最大給水量 40,000 m<sup>3</sup>
- 総事業費 1,271,400,873円

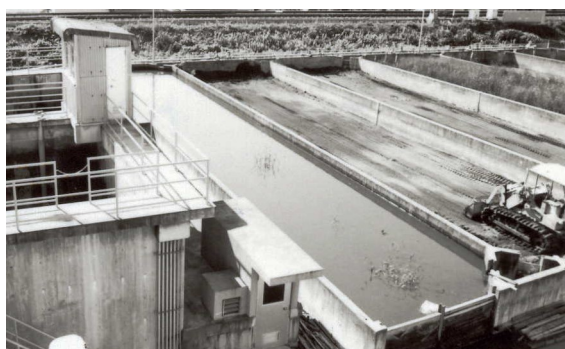
#### (4) 水道施設整備事業

水道事業の創設以来第3次拡張事業までは、水需要の増加と施設の建設との追いつかぬという状態であった。

しかし、昭和50年の第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応する施設を備えることができた。そこで、現有施設の維持、改良を目的とした水道施設整備事業を計画し、昭和50年度より4ヵ年継続事業として実施した。この事業の主な内容は、河川汚濁防止対策として汚泥処理施設の新設、配水管の

新設と老朽管の入替えによる配水系統の整備、赤水対策としての配水管モルタルライニング工事等であり、さらに集中管理装置を改良し、充実させたことにより、伊賀受水場の無人化をはかった。

- ・着工年月日 昭和50年4月1日
- ・竣工年月日 昭和54年3月31日
- ・総事業費 763,671,325円

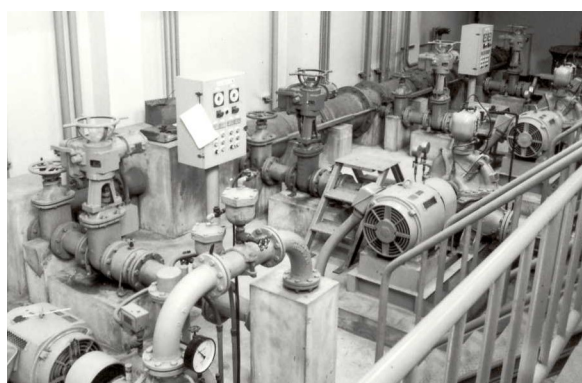


〔石川浄水場汚泥処理設備〕

#### (5) 送配水施設改良事業

水道施設整備事業の完了に伴い、送配水設備における動力面の改良が必要とされ、さらに電気系統設備の安全性を確保しながら施設の有効利用をはかり、もって、給水を円滑にするため、送配水施設改良事業を昭和54年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 昭和54年4月1日
- ・竣工年月日 昭和55年3月31日
- ・総事業費 212,093,638円



〔石川浄水場送水ポンプ設備〕

#### (6) 配水施設整備事業

主として配水系統の整備に伴う配水管新設と老朽管の改良及び増口径工事を行い、円滑な給水体制づくりを目的としたもので、配水施設整備事業として、昭和55年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 昭和55年4月1日
- ・竣工年月日 昭和56年3月31日
- ・総事業費 130,400,228円

## (7) 配水管整備事業

古市、西浦地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事を一部実施するとともに、市内各所に創設以来埋設されている相当年数の経過した老朽配水管(特に石綿セメント管)の増口径布設替工事並びに水圧低下地域の配水管新設工事を計画的に施行し、これに起因する出水不良、赤水、漏水の防止をはかるため第4次拡張事業と併せて、昭和56年4月から昭和60年3月までの4ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 昭和56年4月1日
- ・竣工年月日 昭和60年3月31日
- ・総事業費 603,245,601円



〔配水管布設工事 φ400・φ600・φ500〕

## (8) 第4次拡張事業

第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応してきたが、人口並びに使用水量は年々増加し、昭和54年度末には給水人口99,525人、1日最大給水量41,900m<sup>3</sup>に達し、既に公称能力を1,900m<sup>3</sup>/日も上回る状態となり、次期拡張を検討していたが、自己水源の開発が困難な本市において水源確保は、大阪府営水道からの分水の増量以外にはなかった。幸い昭和54年度末に大阪府営水道の第7次拡張事業が認可され、本市への分水量41,000m<sup>3</sup>(昭和65年における1日最大)が決定したので、将来の水需要に対応するため、目標年次を昭和65年度、計画給水人口130,000人、1日最大給水量58,500m<sup>3</sup>とする第4次拡張事業を計画し、昭和56年3月に事業認可を受け、同年4月に着手し、昭和61年3月に完了した。なお、この事業により低区第2配水池を1池増設し、また受水施設についても西浦受水場を築造したことにより、伊賀受水場との2ヶ所となった。

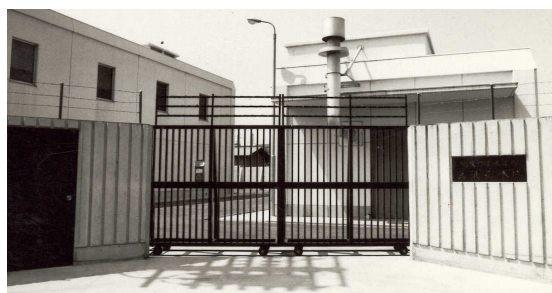
- ・認可年月日 昭和56年3月31日
- ・着工年月日 昭和56年4月1日
- ・竣工年月日 昭和61年3月31日

(基本計画)

### ○計画給水区域

羽曳野市一円(ただし、高鷲3丁目1番から3番まで及び9番、10番、高鷲4丁目1番から9番まで及び高鷲5丁目1番から5番まで並びに野々上5丁目1番から2番の一部を除く)藤井寺市陵南町全域

- 計画給水人口 130,000人
- 計画一日最大給水量 58,500m<sup>3</sup>
- 総事業費 1,490,838,465円



〔西浦受水場〕



〔低区第2配水池〕

## (9) 第2次水道施設整備事業

昭和59年度に完了した配水管整備事業に引続き、古市、西浦、駒ヶ谷地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事並びに出水不良、赤水解消及び漏水防止をはかるため、配水管の新設及び布設替を実施し、一方、受・配水施設については、伊賀受水場、羽曳山配水場の電気設備

及びポンプ設備等の全面的な改良を目的とした第2次水道施設整備事業を昭和60年

度より6ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 昭和 60 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 3 年 3 月 31 日
- ・総事業費 1,921,874,654 円



〔羽曳山配水場〕

## (10) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成3年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 3 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 4 年 3 月 31 日
- ・総事業費 187,124,359 円

## (11) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成4年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 4 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 5 年 3 月 31 日
- ・総事業費 231,410,144 円

## (12) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成5年度に単年度で実施した。

- ・着工年月日 平成 5 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 6 年 3 月 31 日
- ・総事業費 331,548,573 円

## (13) 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成6年度に単年度で実施した。

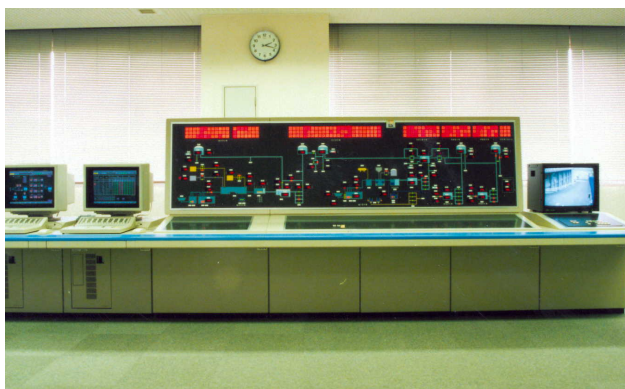
- ・着工年月日 平成 6 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 7 年 3 月 31 日
- ・総事業費 253,400,911 円



#### (14) 第3次水道施設整備事業

浄水プラントの改修設計と計装設備の集中管理システムの導入による、浄水場施設の近代化及び出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、平成7年度からの4ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 平成 7年 4月 1日
- ・竣工年月日 平成 11年 3月 31日
- ・総事業費 2,133,759,704 円



〔中央監視設備〕



〔水道管理センター〕

#### (15) 第4次水道施設整備事業

将来を展望する水道整備基本計画に基づき、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けるため基幹施設の増強及び更新を図ることを目的としたもので、高区配水池の新設、送水管の新設及び送水系統の再整備、配水幹線の整備、水道施設の耐震性能を把握するための詳細耐震診断等を平成13年度からの5ヵ年継続事業として実施した。

- ・着工年月日 平成 13年 4月 1日
- ・竣工年月日 平成 18年 3月 31日
- ・総事業費 3,238,033,269 円



〔φ 600 低区系配水幹線〕



〔高区配水池〕

## (16) 第5次水道施設整備事業

第4次水道施設整備事業で実施した、水道施設詳細耐震診断の成果や近年の水需要の動向を反映させた水道整備基本計画の改定(平成19年)を受け、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けることを目的として、石川浄水場の全面更新、基幹管路の更新及び配水管の整備等を図るため、平成21年度からの7ヵ年継続事業として実施した。

平成22年11月22日には、羽曳野市水道事業変更認可を取得した。

- ・着工年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日 平成 28 年 3 月 31 日
- ・総事業費 3,459,902,000 円



〔石川浄水場〕



〔紫外線照射装置〕

## (17) 第6次水道施設整備事業

第5次水道施設整備事業の完了後、社会情勢の変化や厚生労働省が発表した新水道ビジョンを念頭に整備基本計画を改定(平成29年)した。主な内容は施設・管路の耐震化率の向上で、人口減少に合わせ口径を縮小するなどスペックダウンを盛り込んでいる。主要な事業は壺井配水池全面更新及び重要給水施設配水管や基幹管路の耐震化であり、平成30年度から7ヵ年継続事業として実施中である。

- ・着工年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- ・竣工年月日(予定) 令和 7 年 3 月 31 日
- ・総事業費(予定) 5,052,218,000 円

## 2. 拡張事業等の総括

(単位:千円)

項目 区分		議 決	厚生省認可	工 期		工 事 費		
		年 月 日	年 月 日	起工年月日	完成年月日	総事業費	起 債	一般財源(その他)
創 設		—	(府知事) S 2. 3. 2	S 2. 8. 16	S 3. 5. 6	50	50	—
水道総合事業	当初	S 35. 2. 25	S 35. 3. 8	S 35. 4. 1	S 39. 3. 31	180,000	172,000	8,000
	完成	—	—	—	S 40. 3. 31	203,979	198,000	5,979
第2次拡張事業	当初	S 40. 11. 24	S 40. 12. 23	S 41. 4. 1	S 45. 3. 31	438,000	417,000	21,000
	完成	—	—	—	S 47. 6. 30	717,049	683,000	34,049
第3次拡張事業	当初	S 45. 12. 11	S 46. 2. 20	S 46. 4. 1	S 50. 3. 31	1,050,000	997,000	53,000
	完成	—	—	—	同 上	1,271,400	1,205,500	65,900
水道施設整備事業		—	—	S 50. 4. 1	S 54. 3. 31	763,671	639,000	124,671
送配水施設改良事業		—	—	S 54. 4. 1	S 55. 3. 31	212,093	190,000	22,093
配水施設整備事業		—	—	S 55. 4. 1	S 56. 3. 31	130,400	116,000	14,400
配水管整備事業		—	—	S 56. 4. 1	S 60. 3. 31	603,246	549,000	54,246
第4次拡張事業	当初	S 55. 12. 11	S 56. 3. 31	S 56. 4. 1	S 61. 3. 31	1,310,000	1,200,000	110,000
	完成	—	—	—	同 上	1,490,839	1,415,000	75,839
第2次水道施設整備事業	当初	—	—	S 60. 4. 1	H 2. 3. 31	1,573,000	1,481,000	92,000
	変更	—	—	S 60. 4. 1	H 3. 3. 31	1,921,878	1,545,000	376,878
配水管改良事業(H3年度)		—	—	H 3. 4. 1	H 4. 3. 31	187,125	140,000	47,125
配水管改良事業(H4年度)		—	—	H 4. 4. 1	H 5. 3. 31	231,410	190,000	41,410
配水管改良事業(H5年度)		—	—	H 5. 4. 1	H 6. 3. 31	331,549	230,000	101,549
配水管改良事業(H6年度)		—	—	H 6. 4. 1	H 7. 3. 31	253,401	200,000	53,401
第3次水道施設整備事業		—	—	H 7. 4. 1	H 11. 3. 31	2,133,759	1,350,000	783,759
第4次水道施設整備事業		—	—	H 13. 4. 1	H 18. 3. 31	3,238,033	0	3,238,033
第5次水道施設整備事業		—	—	H 21. 4. 1	H 28. 3. 31	3,459,902	0	3,459,902
第6次水道施設整備事業		—	—	H 30. 4. 1	R 7. 3. 31	5,052,218	966,000	4,086,218

基本計画				備考
目標年次	給水人口	1日最大給水量	1人1日最大給水量	
—	人 2,500	m <sup>3</sup> 375	ℓ 150	旧古市町送水開始
S 49	50,000	12,500	250	羽曳山配水場(配水池1,800m <sup>3</sup> 2池) 石川浄水場取水設備(処理能力13,000m <sup>3</sup> /日) 市内に散在する簡易水道を廃止、 石川浄水場に統合する。
同 上	同 上	同 上	同 上	
S 50	72,450	25,360	350	高区配水池(PC 10,000m <sup>3</sup> ) (H21解体撤去) 壺井配水池(PC 3,000m <sup>3</sup> ) 伊賀受水場(最大受水 12,860m <sup>3</sup> /日) 石川浄水場急速ろ過法(処理能力13,000m <sup>3</sup> /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	
S 50	100,000	40,000	400	伊賀受水場(最大受水22,760m <sup>3</sup> /日) 低区第1配水池(PC 10,000m <sup>3</sup> ) 高区受水池(PC 300m <sup>3</sup> ) (H17解体撤去) 壺井浄水場(処理能力5,000m <sup>3</sup> /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	
—	—	—	—	石川浄水場汚泥処理設備 伊賀受水場の遠隔操作(無人化)
—	—	—	—	石川浄水場送水設備改良 高区加圧ポンプ(INV)
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	自然流下方式
S 65	130,000	58,500	450	低区第2配水池(PC 10,000m <sup>3</sup> ) 伊賀受水場(最大受水 18,100m <sup>3</sup> /日) 西浦受水場(最大受水 22,900m <sup>3</sup> /日)
同 上	同 上	同 上	同 上	
—	—	—	—	羽曳山配水場改良(配水池3,500m <sup>3</sup> 1池) 伊賀受水場改良 送配水管整備
—	—	—	—	
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	水道管理センター(集中管理システム)の完成 壺井浄水場の遠隔操作(無人化) 配水管整備改良
—	—	—	—	高区配水池(SUS製上下2層6,000m <sup>3</sup> ) 送配水管整備改良・電気計装設備更新・配水モニター整備
—	—	46,200	—	石川浄水場更新 石川送水管・高区送水管更新
—	—	—	—	壺井配水池更新 伊賀受水場低区第2配水池送水管更新

### 3. 事業の推移

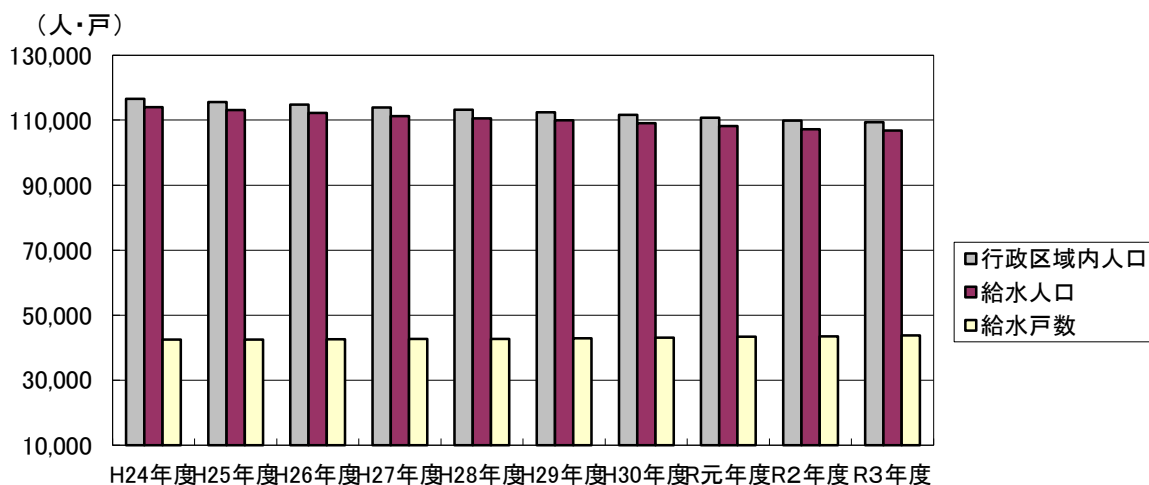
区 分			年 度			
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
普 及 状 況	行政区域内人口(人)	A	116,561	115,578	114,757	113,847
	給水区域内人口(人)	B	114,006	113,054	112,225	111,272
	給水人口(人)	C	114,006	113,054	112,225	111,272
	給水戸数(戸)	D	42,520	42,533	42,608	42,700
	普及率(%)	C/B	100.0	100.0	100.0	100.0
水 源 状 況	自己水(m <sup>3</sup> )	E	6,035,120	6,195,378	6,083,954	4,571,016
	企業団水(m <sup>3</sup> )	F	6,760,430	6,350,220	6,177,130	7,681,290
	総水量(m <sup>3</sup> )	E+F	12,795,550	12,545,598	12,261,084	12,252,306
給 水 状 況	年間配水量(m <sup>3</sup> )	G	12,795,550	12,545,598	12,261,084	12,252,306
	1日最大配水量(m <sup>3</sup> )	H	41,717	38,757	38,349	38,570
	1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	J	35,056	34,372	33,592	33,476
	1日最小配水量(m <sup>3</sup> )	K	30,868	30,605	30,678	30,162
	1人1日最大配水量(ℓ)	H/C	366	343	342	347
	1人1日平均配水量(ℓ)	J/C	307	304	299	301
	年間有効水量(m <sup>3</sup> )	L	12,658,800	12,522,961	12,128,075	12,182,870
	有効率(%)	L/G	98.9	99.8	98.9	99.4
	年間有収水量(m <sup>3</sup> )	M	12,261,810	12,149,119	11,871,369	11,774,547
	有収率(%)	M/G	95.8	96.8	96.8	96.1
財 政 状 況	事業収益(千円)	N	2,197,681	2,158,725	2,493,363	2,487,311
	事業費用(千円)	O	1,920,504	1,827,874	1,929,839	2,077,285
	純損益(千円)	N-O	277,177	330,851	563,524	410,026
	資本的収入(千円)	P	172,163	266,998	346,198	387,983
	資本的支出(千円)	Q	850,128	962,575	1,096,488	1,549,788
	差引(千円)	P-Q	△ 677,965	△ 695,577	△ 750,290	△ 1,161,805



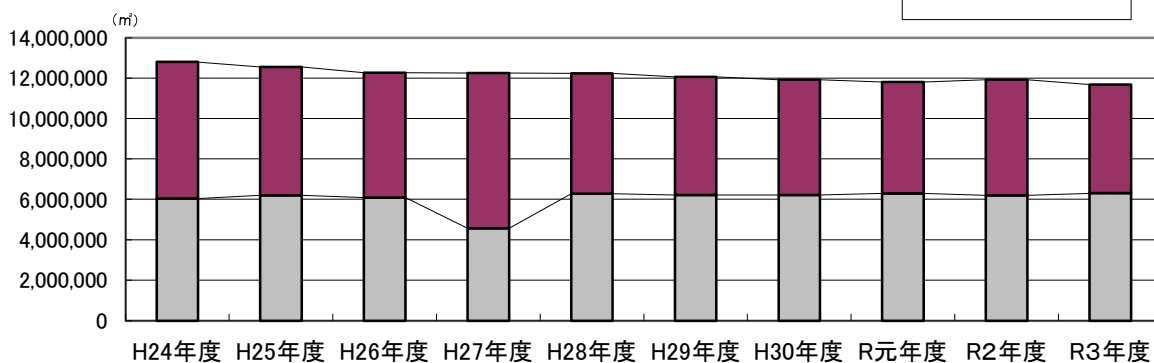
H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
113,152	112,452	111,631	110,742	109,810	109,377
110,562	109,913	109,084	108,174	107,215	106,778
110,562	109,913	109,084	108,174	107,215	106,778
42,686	42,882	43,099	43,348	43,513	43,792
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6,278,344	6,219,843	6,216,740	6,292,368	6,201,526	6,302,960
5,947,870	5,841,895	5,698,680	5,511,155	5,707,103	5,375,448
12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408
12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523	11,908,629	11,678,408
38,358	36,117	36,186	36,463	36,796	35,834
33,496	33,046	32,645	32,250	32,626	31,996
30,915	29,438	29,688	29,094	29,198	28,403
347	329	332	337	343	336
303	301	299	298	304	300
12,104,901	11,999,237	11,846,445	11,738,663	11,857,151	11,636,357
99.0	99.5	99.4	99.5	99.6	99.6
11,711,721	11,582,108	11,485,668	11,307,141	11,566,345	11,385,733
95.8	96.0	96.4	95.8	97.1	97.5
2,416,347	2,355,376	2,525,162	2,335,948	2,195,693	2,307,992
1,914,379	1,899,599	1,981,161	1,892,115	1,906,207	1,847,984
501,968	455,777	544,001	443,833	289,486	460,008
279,478	170,861	209,403	78,914	72,088	509,454
650,495	824,744	940,479	660,601	930,061	1,435,123
△ 371,017	△ 653,883	△ 731,076	△ 581,687	△ 857,973	△ 925,669

## 4. 普及状況の推移・自己水・企業団水の推移

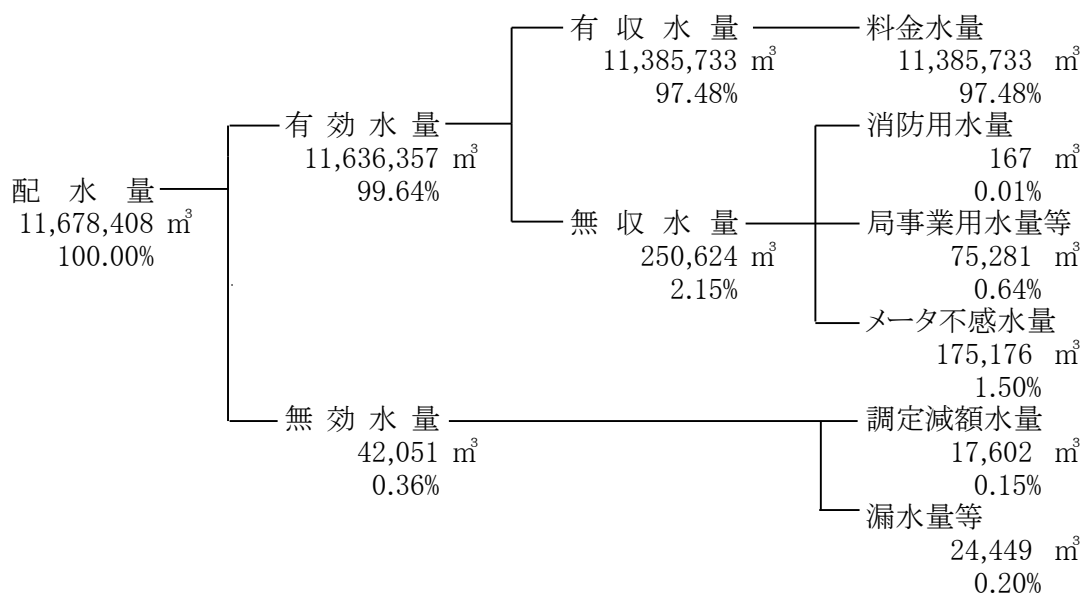
普及状況の推移



自己水・企業団水の推移



## 5. 配水量分析(令和3年度)



## Ⅱ 機 構



道の駅 しらとりの郷・羽曳野（高区配水池）

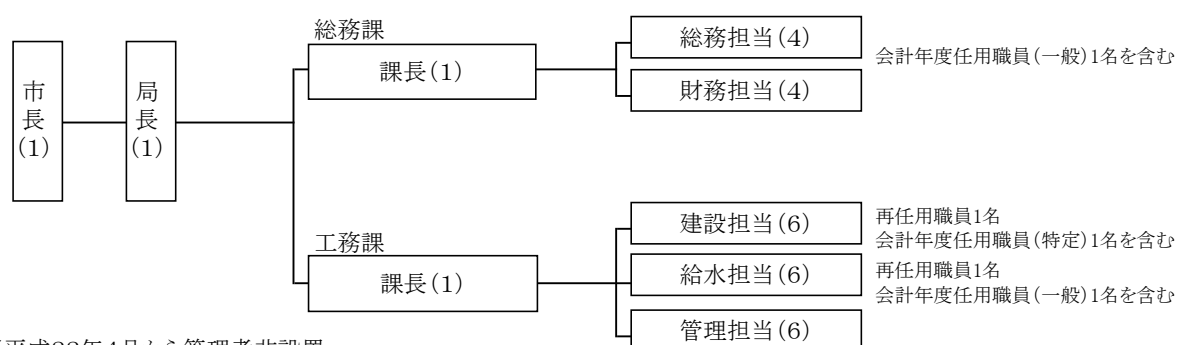
## 1. 歴代管理者

氏 名	任 期		備 考
	就 任	退 任	
西 川 源一郎	昭和43年 7月 1日	昭和52年 7月 8日	
北 辻 寿 男	昭和52年 7月 9日	昭和52年 8月 2日	水道局次長が職務代理
松 本 市太郎	昭和52年 8月 3日	昭和55年 1月 4日	
西 田 菊 次	昭和55年 1月 5日	昭和63年 3月31日	
河 徳 久 雄	昭和63年 4月 1日	平成 2年 3月31日	
杉 本 雅 己	平成 2年 4月 1日	平成 7年 3月31日	水道局長が職務代理
潮 田 洋 右	平成 7年 4月 1日	平成 9年12月31日	水道局長が職務代理
潮 田 洋 右	平成10年 1月 1日	平成15年12月31日	
植 田 信 也	平成16年 1月 1日	平成16年 3月31日	水道局長が職務代理
浅 田 幹 男	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	
田 仲 義 己	平成20年 4月 1日	平成21年 3月31日	水道局長が職務代理
鎌 田 孝 司	平成21年 4月 1日	平成22年 3月31日	水道局長が職務代理

※平成22年4月1日より羽曳野市水道事業の設置等に関する条例第4条第1項の規定により管理者は非設置。

## 2. 機構図

(令和3年度)



※平成22年4月から管理者非設置  
(市長は職員数に含めない)

## 3. 職員構成

(1) 職員構成(職員数及び配置) (令和3年度)

課・担当	補職名										計
	局長	次長	課長	参事	課長補佐	主幹	主査	主任	主事		
	1										1
総務課	0	0	1	0	1	1	0	4	1		8
総務担当					1			1	1(1)		3
財務担当						1		3			4
工務課	0	0	1	4	4	5	0	1	1		16
管理担当				2	2	1		1	1		7
給水担当				1	1	2			(2)		4
建設担当				1	1	2			(2)		4
合 計	1	0	2	4	5	6	0	5	2		25

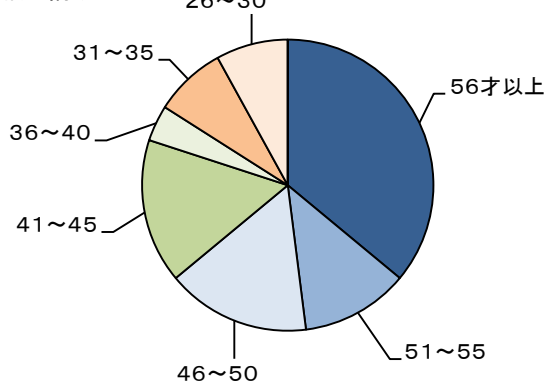
( )は再任用・会計年度任用職員(特定・一般)で職員数に含めない

(2) 年齢別・経験年数別構成

(単位：人、%)

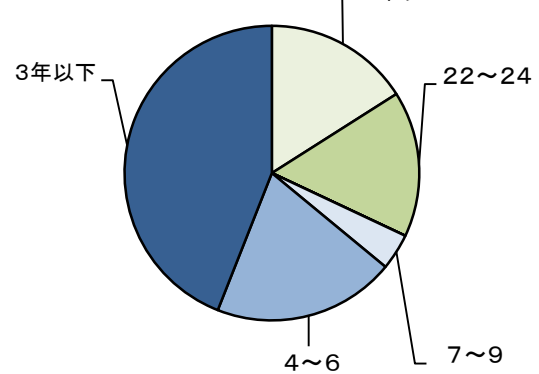
区 分		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
年 齢 別 構 成	56才以上	4	14.8	6	20.0	5	17.9	8	30.8	9	36.0
	51～55	9	33.4	8	33.4	5	17.9	3	11.5	3	12.0
	46～50	5	18.5	5	16.7	5	17.9	4	15.4	4	16.0
	41～45	5	18.5	6	20.0	7	25.0	8	30.8	4	16.0
	36～40	4	14.8	4	13.3	3	10.7	1	3.8	1	4.0
	31～35	0	0.0	1	3.3	2	7.1	1	3.8	2	8.0
	26～30	0	0.0	0	0.0	1	3.5	1	3.5	2	8.0
	21～25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	20才以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	平均	48.4才		48.9才		46.8才		48.2才		48.2才	
経 験 年 数 別 構 成	25年以上	3	11.1	5	16.7	3	10.7	4	15.4	4	16.0
	22～24	3	11.1	2	6.7	2	7.1	2	7.7	4	16.0
	19～21	1	3.7	3	10.0	2	7.1	2	7.7	0	0.0
	16～18	2	7.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	13～15	0	0.0	0	0.0	1	3.6	1	3.8	0	0.0
	10～12	2	7.4	2	6.7	0	0.0	1	3.8	0	0.0
	7～9	1	3.7	2	6.7	3	10.7	4	15.4	1	4.0
	4～6	5	18.5	8	26.7	6	21.5	5	21.5	5	20.0
	3年以下	10	37.0	8	26.7	11	39.3	7	26.9	11	44.0
	平均	10年5月		11年3月		9年2月		11年5月		10年6月	

年齢別構成

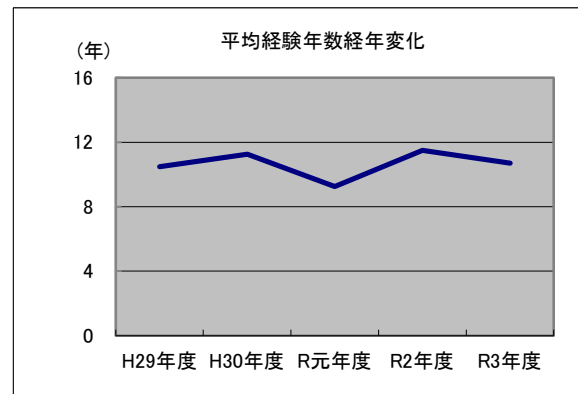
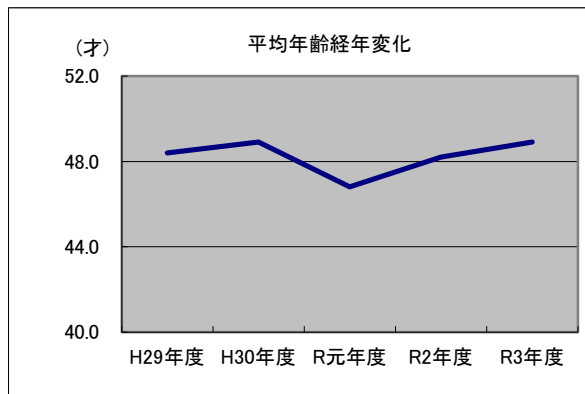


平均年齢 48.2才

経験別構成



平均経験年数 10年6月



## 4. 事務分掌

### 総務課

- (1) 水道事業経営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 条例、規程等に関すること。
- (4) 職員の給与、人事その他労務に関すること。
- (5) 入札、契約及び検査に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 出納その他会計事務に関すること。
- (8) 企業債、一時借入金等に関すること。
- (9) 局の資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (10) 水道事業の広報活動に関すること。
- (11) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び徴収に関すること。
- (12) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (13) 水道料金の未納による給水停止処分に関すること。
- (14) 水道の開閉栓及び名義変更に関すること。
- (15) 量水器に関すること。
- (16) その他水道料金等に関すること。
- (17) その他局の庶務に関すること。

### 工務課

- (1) 浄水場の管理に関すること。
- (2) 受水及び配水施設の管理に関すること。
- (3) 浄水場、受水場、配水施設の運転及び配水に関すること。
- (4) 水質検査及び上水水質管理に関すること。
- (5) 水源保全に関すること。
- (6) 水道の管路管理に関すること。
- (7) 給水装置に関すること。
- (8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (9) 受託工事、開発協議及び申請に関すること。
- (10) 拡張、整備、改良工事に関すること。
- (11) 整備事業に係る進捗管理に関すること。
- (12) 課の所管する事務に係る関係機関との調整に関すること。
- (13) 貯蔵品(材料)、工具の管理及び保管に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

## 5. 安全衛生

### (1) 羽曳野市水道局職員安全衛生委員会要綱

制 定 昭 52.11.10

最近改正 平 27. 4. 1

#### (目的)

第 1 条 職員の労働安全衛生に関する事項について、調査審議し安全衛生の円滑な推進を図ることを目的とする。

#### (設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため羽曳野市水道局職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について調査審議し、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)に意見を述べる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- (3) 職員の公務災害に関する申請及び認定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事項

#### (構成)

第 4 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 水道事業の実施を総括管理する者若しくは、これに準ずる職員のうちから管理者が指名した者 1 名
- (2) 前号以外の職員のうちから管理者が指名した者 若干名

2 管理者は、前項第 2 号に掲げる委員については、労働組合の推せんする者を 1 名以上選任するものとする。

#### (委員長)

第 5 条 委員会の委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる者とする。

2 委員長は会務を掌理し、委員会を代表し、採決権をもたない。

3 委員長に事故あるときは、委員長はあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

#### (安全衛生推進者)

第 6 条 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 12 条の 3 に規定する必要な能力を有すると認められる者であって、委員であるものうちから、委員会が 1 名選任する。

2 安全衛生推進者は、羽曳野市職員安全衛生管理規則(平成 12 年羽曳野市規則第 41 号)第 7 条第 2 項各号に掲げる業務を担当する。

3 安全衛生推進者がやむを得ない理由により職務を遂行することができないときは、委員会は代理人を選任し、その職務の代理をさせるものとする。

#### (任期)

第 7 条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、定例会を毎月1回開催するようにならなければならない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。

3 委員会は、特別な場合を除くほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、安全衛生の専門事項について調査させ、又意見を聴くため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

(1) 安全部会

(2) 衛生部会

(3) 安全運転部会

2 専門部会は、委員のうちから委員会において選出した会長及び専門部会委員をもって組織する。

3 専門部会は、委員会の議決による付議された事項についてすみやかに調査し、その結果を委員会に報告しなければならない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員の中から専門部会委員を選出することができる。

5 前各号に定めるもののほか専門部会の会議については、第8条第1項及び第3項から第4項までの規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課で行う。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。



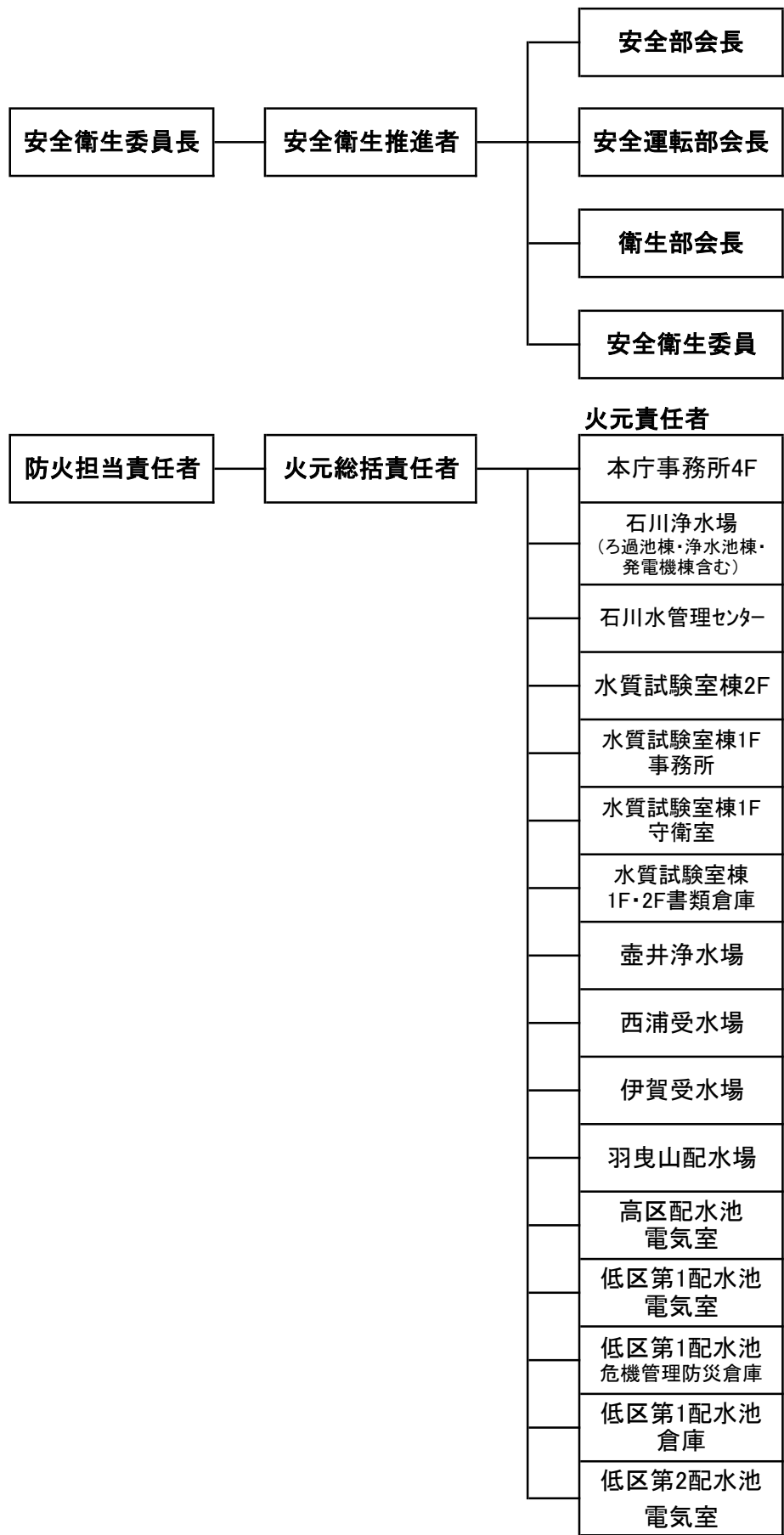
[安全衛生への思いを込めて]



[車両点検]

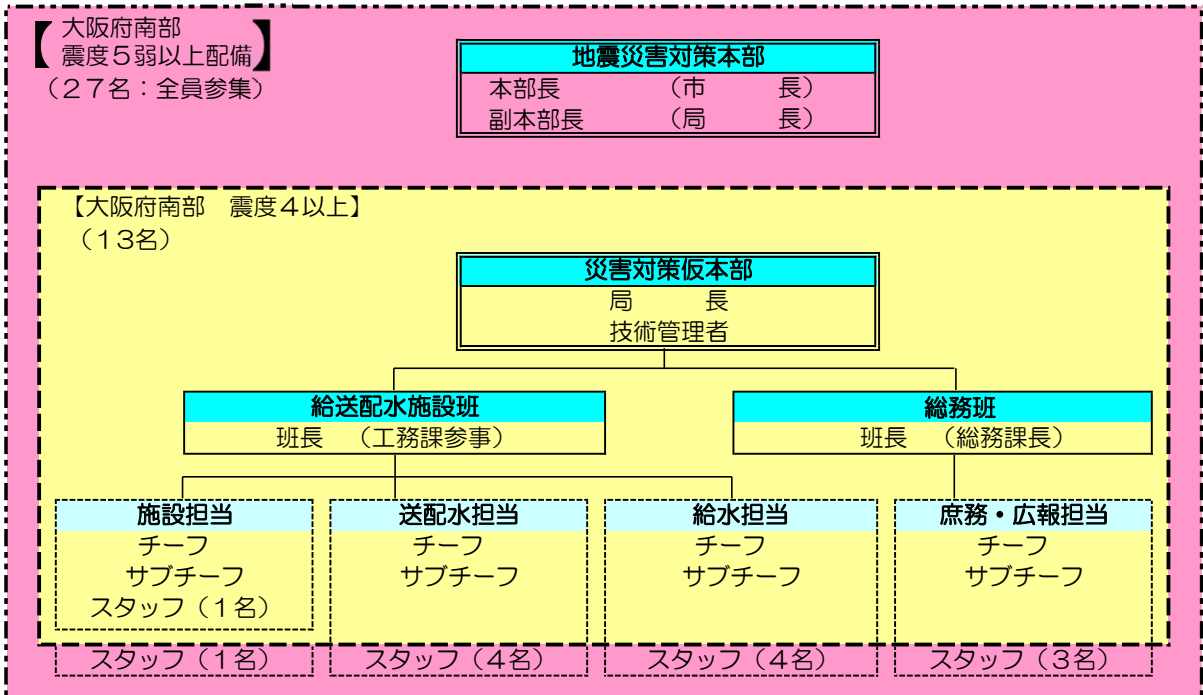


(2) 安全衛生管理体制図（令和3年度）



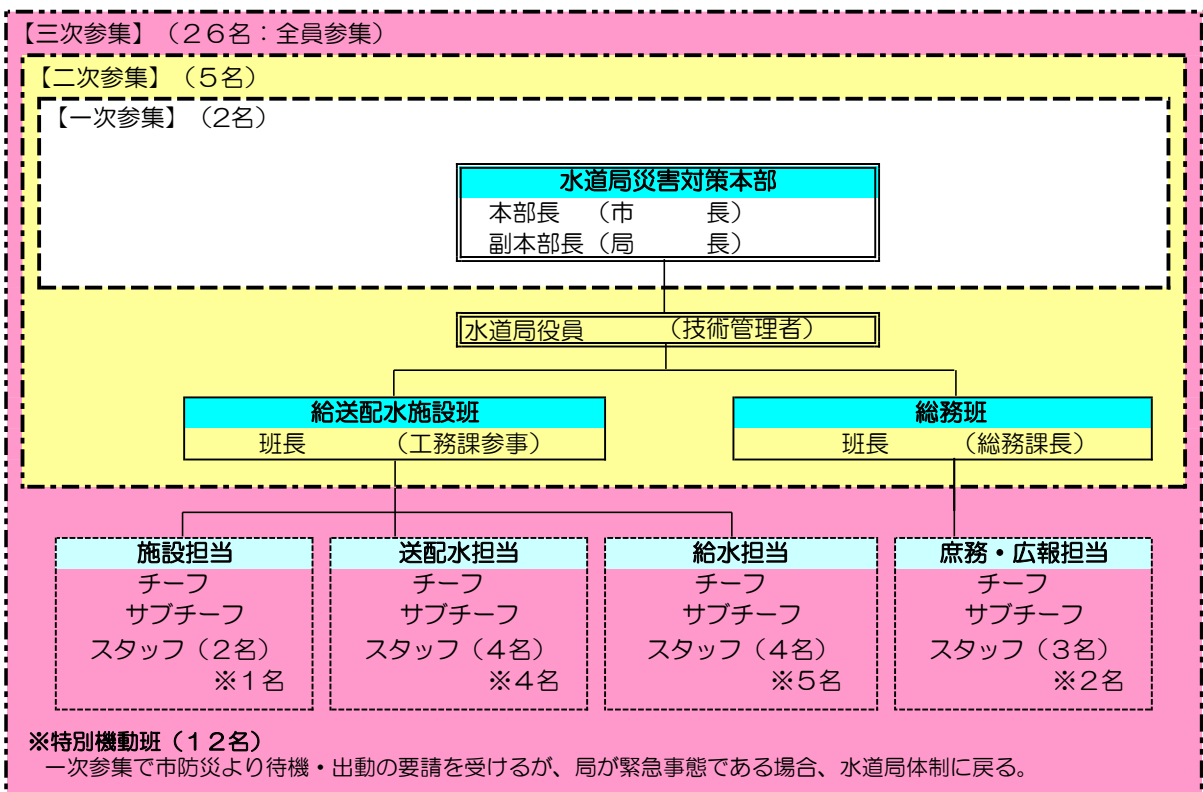
(3)地震・風水害・その他出動体制組織

① 地震時出動体制組織図



1. 大阪府南部 震度3以上で市長が必要と認めた場合に水道局災害対策仮本部を設置する。
2. 大阪府南部 震度4以上の場合には、災害対策仮本部配備職員が参集する。
3. 大阪府南部 震度5弱以上の場合は、全員参集とする。(上下水道震災対策本部体制)
4. 各班担当は本部に参集し、施設担当は水道管理センターに参集する。
5. 地震発生直後、送配水担当は給水活動を優先し、発生後4日目を降は、水道施設の調査及び緊急対応を行う。

② 風水害・その他出動体制組織図



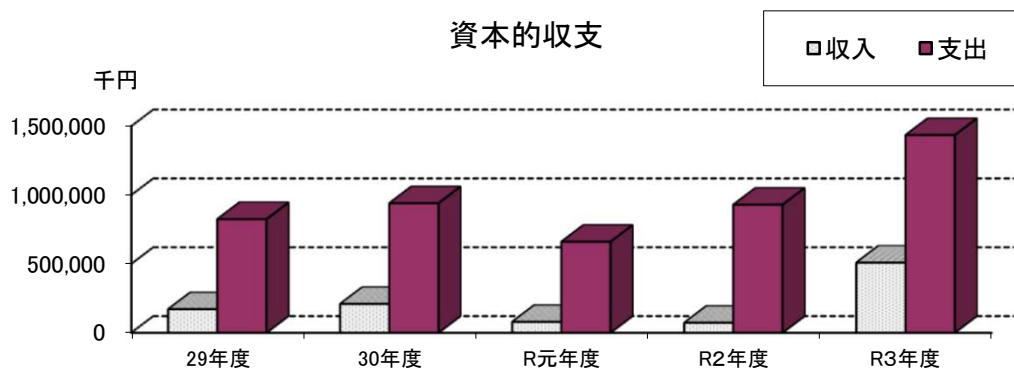
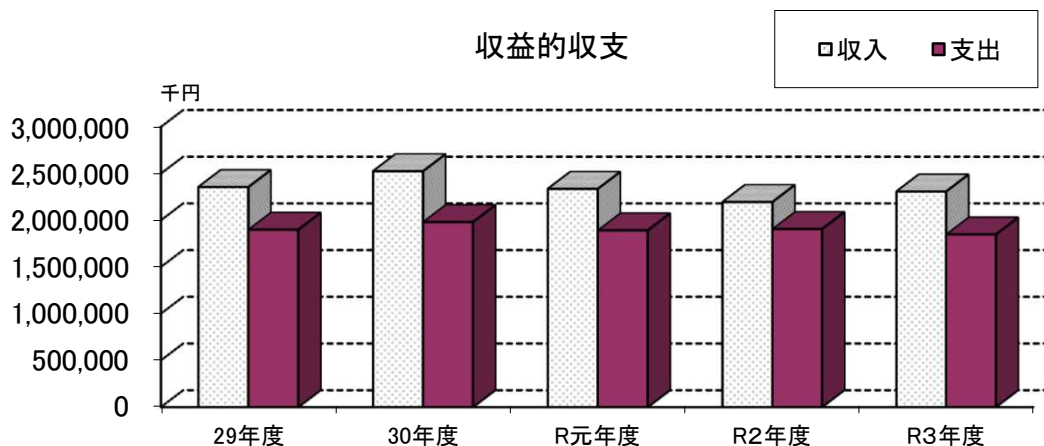


# 政 財 Ⅲ



高区配水池

# 1. 令和3年度 決算の概要



収益的収支(税抜) (単位:千円)			資本的収支(税込) (単位:千円)		
<b>収入</b>	2,307,992	100%	<b>収入</b>	509,454	100%
水道料金	1,790,085	78%	企業債	458,300	90%
長期前受金戻入	375,886	16%	工事負担金	48,751	9%
その他	142,021	6%	他会計負担金	2,403	1%
<b>支出</b>	1,847,984	100%	<b>支出</b>	1,435,123	100%
減価償却費	730,853	39%	建設改良費	1,323,608	92%
受水費	387,032	21%	企業債償還金	111,515	8%
委託料	287,986	16%	<b>不足金</b>	925,669	
人件費	202,818	11%			
資産減耗費	26,777	1%			
動力費	68,842	4%			
その他	143,676	8%			
<b>利益</b>	460,008				

## (1) 収益的収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額
第1款 事業収益	2,522,100,000	△ 7,770,000	0
第1項 営業収益	2,043,035,000	△ 8,561,000	0
第2項 営業外収益	479,065,000	791,000	0
第3項 特別利益	0	0	0

## (2) 収益的支出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計
第1款 事業費用	2,434,471,000	△ 118,894,000	0	0	0	2,315,577,000
第1項 営業費用	2,319,011,000	△ 120,018,000	0	0	0	2,198,993,000
第2項 営業外費用	112,460,000	1,124,000	0	0	0	113,584,000
第3項 特別損失	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(単位:円)

額		決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税)
合 計				
2,514,330,000		2,522,451,704	8,121,704	188,168,674
2,034,474,000		2,039,313,406	4,839,406	184,472,457
479,856,000		482,483,838	2,627,838	3,696,217
0		654,460	654,460	0

(単位:円)

地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	額	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
	合 計				
0	2,315,577,000	1,949,803,568	0	365,773,432	83,787,974
0	2,198,993,000	1,887,090,870	0	311,902,130	83,415,453
0	113,584,000	62,095,049	0	51,488,951	316,562
0	2,000,000	617,649	0	1,382,351	55,959
0	1,000,000	0	0	1,000,000	0

### (3) 資本的収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 資本的収入	933,086,000	△ 333,546,000	599,540,000	0
第1項 企業債	616,900,000	△ 118,100,000	498,800,000	0
第2項 工事負担金	314,676,000	△ 215,446,000	99,230,000	0
第3項 他会計負担金	1,500,000	0	1,500,000	0
第4項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0

### (4) 資本的支出

区 分	予 算 額				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計		
第1款 資本的支出	2,148,566,000	△ 369,564,000	0	1,779,002,000	0	491,552,676
第1項 建設改良費	2,037,051,000	△ 369,564,000	0	1,667,487,000	0	491,552,676
第2項 企業債償還金	111,515,000	0	0	111,515,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額925,669,216円は当年度消費税資本的収支調整額111,414,921円、



(単位:円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (うち仮受消費税)
継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合 計			
0	599,540,000	509,453,509	△ 90,086,491	3,854,600
0	498,800,000	458,300,000	△ 40,500,000	0
0	99,230,000	48,751,109	△ 50,478,891	3,854,600
0	1,500,000	2,402,400	902,400	0
0	10,000	0	△ 10,000	0

(単位:円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費税)
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通次 繰 越 額	合 計		
2,270,554,676	1,435,122,725	0	326,065,700	326,065,700	509,366,251	115,269,521
2,159,039,676	1,323,608,213	0	326,065,700	326,065,700	509,365,763	115,269,521
111,515,000	111,514,512	0	0	0	488	0

当年度損益勘定留保資金381,743,184円、減債積立金14,500,000円及び建設改良積立金418,011,111円で補てんした。

## 2. 収益的収支の推移

(単位:千円)

科 目	年 度				
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
<b>事業収益</b>	2,355,376	2,525,162	2,335,948	2,195,693	2,307,992
営業収益	1,910,255	1,895,441	1,861,326	1,710,332	1,854,841
給水収益	1,842,600	1,823,100	1,784,406	1,635,688	1,790,085
受託工事収益	10,861	14,825	14,751	11,451	9,888
その他営業収益	56,794	57,516	62,169	63,193	54,868
営業外収益	445,121	509,821	474,622	485,361	452,497
受取利息	3,410	2,077	1,523	1,033	386
受託工事収益	0	0	0	0	0
他会計補助金	1,780	1,712	1,880	1,400	1,320
長期前受金戻入	390,918	425,641	393,065	377,972	375,887
雑収益	49,013	80,391	78,154	104,956	74,904
特別利益	0	119,900	0	0	654
固定資産売却益	0	119,900	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	654
<b>事業費用</b>	1,899,599	1,981,161	1,892,115	1,906,207	1,847,984
営業費用	1,861,561	1,928,236	1,842,274	1,830,227	1,803,675
原水及び浄水費	677,061	649,424	646,523	637,006	634,970
配水及び給水費	118,838	119,055	144,538	150,422	113,074
受託工事費	21,817	21,957	21,855	19,996	23,125
業務費	127,222	135,164	134,705	121,798	130,828
総係費	174,972	155,950	144,447	151,022	144,048
減価償却費	715,850	695,507	722,673	719,981	730,853
資産減耗費	25,801	151,179	27,533	30,002	26,777
その他営業費用	0	0	0	0	0
営業外費用	37,812	52,817	48,802	75,533	43,747
支払利息	28,177	24,633	21,068	17,696	14,256
受託工事費	0	0	0	0	0
雑支出	9,635	28,184	27,734	57,837	29,491
特別損失	226	108	1,039	447	562
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	226	108	1,039	447	562
その他特別損失	0	0	0	0	0
<b>収 支 差 引</b>	455,777	544,001	443,833	289,486	460,008

### 3. 資本的収支の推移

(単位:千円)

年 度 科 目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
<b>資本的収入</b>	170,861	209,403	78,914	72,089	509,454
企業債	0	0	0	0	458,300
政府資金	0	0	0	0	0
公庫資金	0	0	0	0	458,300
その他	0	0	0	0	0
国庫(府)補助金	0	0	0	0	0
工事負担金	169,433	181,085	78,476	72,089	48,751
分担金	33,927	47,389	43,159	42,022	39,744
配管負担金等	135,506	133,696	35,317	30,067	9,007
他会計負担金	1,428	1,418	438	0	2,403
出資金	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	26,900	0	0	0
<b>資本的支出</b>	824,744	940,479	660,601	930,061	1,435,123
建設改良費	714,553	826,744	551,914	818,003	1,323,608
企業債償還金	110,191	113,735	108,687	112,058	111,515
政府資金	66,015	68,198	61,744	63,661	65,643
地方公共団体 金融機構資金	44,176	45,537	46,943	48,397	45,872
その他	0	0	0	0	0
<b>収 支 差 引</b>	△ 653,883	△ 731,076	△ 581,687	△ 857,972	△ 925,669

#### 4. 貸借対照表の推移(借方)

(単位:千円)

科目 \ 年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
<b>資産</b>	23,444,227	23,705,166	23,705,148	23,445,279	24,269,425
<b>固定資産</b>	19,867,767	19,818,879	19,640,529	19,721,644	20,211,369
有形固定資産	19,706,092	19,655,469	19,482,306	19,568,607	20,063,519
土地	1,522,173	1,495,273	1,495,273	1,520,083	1,520,083
建物	1,523,514 (448,156)	1,514,379 (474,694)	1,514,379 (505,336)	1,514,379 (535,884)	1,514,379 (566,432)
構築物	27,409,025 (11,747,399)	27,795,761 (12,222,757)	28,265,552 (12,760,334)	28,806,756 (13,247,275)	29,334,844 (13,800,365)
機械及び装置	3,102,515 (1,826,884)	2,583,173 (1,105,422)	2,584,156 (1,218,281)	2,656,306 (1,330,300)	2,658,971 (1,449,113)
車両運搬具	29,307 (24,411)	28,067 (23,922)	29,377 (24,549)	28,453 (24,197)	25,415 (19,286)
工具器具及び備品	51,272 (37,911)	50,157 (36,181)	50,584 (36,769)	50,784 (39,794)	52,372 (42,197)
建設仮勘定	153,047	51,635	88,254	169,296	834,848
無形固定資産	161,675	163,410	158,223	153,037	147,850
施設利用権	160,601	156,568	152,535	148,502	144,469
電話加入権	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
ソフトウェア	0	5,768	4,614	3,461	2,307
投資	0	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0	0
<b>流動資産</b>	3,576,460	3,886,287	3,929,619	3,723,635	4,058,056
現金預金	3,324,114	3,603,146	3,681,881	3,439,008	3,785,171
未収金	243,254	271,138	232,914	265,470	251,983
貯蔵品	9,092	12,003	14,824	19,157	20,902
保管有価証券	0	0	0	0	0
短期有価証券	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0

( )は減価償却累計額

## 貸借対照表の推移(貸方)

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
<b>負債</b>	12,180,742	11,897,681	11,318,830	10,904,476	11,268,613
固定負債	1,031,485	939,135	783,790	673,363	1,017,049
企業債(建設改良費等の財源たる)	769,130	660,444	548,386	436,871	784,781
引当金	262,355	278,691	235,404	236,492	232,268
流動負債	943,192	944,439	775,639	702,845	1,012,867
企業債(建設改良費等の財源たる)	113,735	108,687	112,058	111,515	110,390
未払金	440,129	480,188	350,903	328,518	700,390
前受金	72,252	68,041	57,003	45,969	40,107
引当金	182,321	144,787	110,413	63,845	23,951
預り金	134,755	142,736	145,262	152,998	138,030
預り有価証券	0	0	0	0	0
繰延収益	10,206,065	10,014,107	9,759,401	9,528,268	9,238,697
補助金	14,436	13,714	12,993	12,272	11,799
受贈財産評価額	1,382,523	1,395,153	1,413,202	1,448,053	1,437,684
工事負担金	8,659,035	8,457,966	8,189,852	7,929,945	7,653,977
他会計負担金	150,071	147,274	143,354	137,998	135,237
<b>資本</b>	11,263,485	11,807,485	12,251,318	12,540,804	13,000,811
資本金	7,225,373	7,491,010	7,747,815	7,932,859	8,357,163
自己資本金 ※H26より「資本金」	7,225,373	7,491,010	7,747,815	7,932,859	8,357,163
借入資本金	0	0	0	0	0
剰余金	4,038,112	4,316,475	4,503,503	4,607,945	4,643,648
資本剰余金	1,382,088	1,382,088	1,382,089	1,382,089	1,382,089
国庫府補助金	0	0	0	0	0
受贈財産評価額	461,477	461,477	461,477	461,477	461,477
寄付金	0	0	0	0	0
工事負担金	920,611	920,611	920,612	920,612	920,612
他会計負担金	0	0	0	0	0
利益剰余金	2,656,024	2,934,387	3,121,414	3,225,856	3,261,559
減債積立金	0	0	0	0	0
建設改良積立金	974,238	1,043,233	1,247,389	1,141,284	916,273
未処分利益剰余金	1,681,786	1,891,154	1,874,025	2,084,572	2,345,286

## 5. 事業費用構成

### (1) 経常費用構成比 (受託工事費等を含む)

年度 科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
職員給与費	249,427	236,185	224,751	220,968
支払利息	28,177	24,633	21,068	17,697
減価償却費	715,850	695,507	722,673	719,981
受水費	438,142	410,305	396,803	392,258
動力費	72,910	68,858	67,488	63,268
修繕費	0	0	0	0
材料費	5,289	6,451	10,219	6,898
薬品費	6,290	5,393	4,057	5,736
路面復旧費	9,451	9,817	8,760	11,544
その他	373,837	523,904	435,257	467,410
合計	1,899,373	1,981,053	1,891,076	1,905,760

### (2) 経常費用構成比 (受託工事費等を除く)

年度 科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
職員給与費	228,784	215,911	204,978	201,467
支払利息	28,177	24,633	21,068	17,696
減価償却費	715,850	695,507	722,673	719,981
受水費	438,142	410,305	396,803	392,258
動力費	72,910	68,858	67,488	63,268
修繕費	0	0	0	0
材料費	5,289	6,451	10,219	6,898
薬品費	6,290	5,393	4,057	5,736
路面復旧費	8,951	8,666	7,311	11,514
その他	373,163	523,372	434,624	466,947
合計	1,877,556	1,959,096	1,869,221	1,885,765

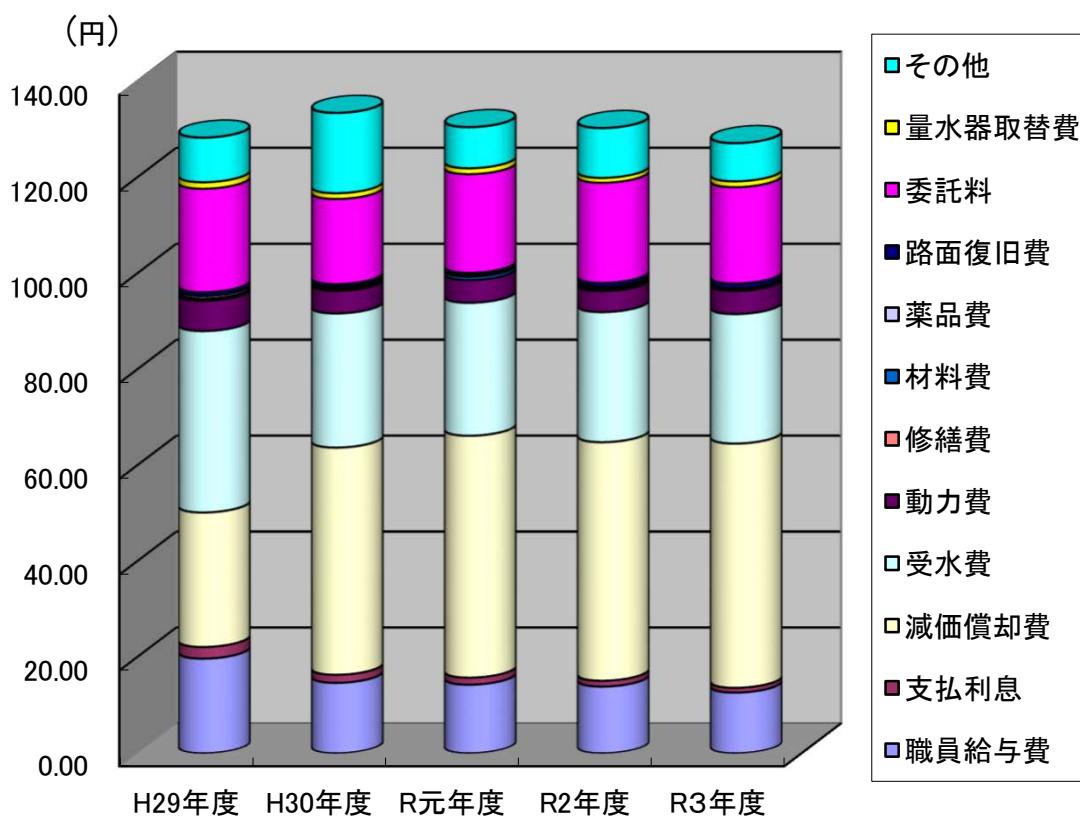
### (3) 有収水量1m<sup>3</sup>当たりの費用

性質別給水原価

(単位:円)

科目 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
職員給与費	19.76	14.71	14.32	13.93	12.67
支払利息	2.43	1.68	1.47	1.22	1.00
減価償却費	28.06	47.40	50.47	49.77	50.96
受水費	37.83	27.96	27.71	27.11	26.99
動力費	6.30	4.69	4.72	4.37	4.80
修繕費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
材料費	0.46	0.44	0.71	0.48	0.20
薬品費	0.54	0.37	0.28	0.40	0.39
路面復旧費	0.77	0.59	0.51	0.80	0.96
委託料	21.57	17.75	20.57	20.88	20.08
量水器取替費	1.36	1.21	1.23	1.03	1.22
その他	9.28	16.71	8.56	10.37	7.94
計	128.36	133.51	130.55	130.36	127.21

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの性質別給水原価



## 6. 経営分析

項 目	算 定 式	H29年度
固定資産構成比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} (+ \text{繰延資産})} \times 100$	84.7
固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	4.4
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	91.6
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	88.3
固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	92.5
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	379.2
酸性試験比率 (%)	$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	378.2
現金比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	352.4
自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \times 1/2}$	0.1
固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	0.1
減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{償却資産(有形+無形)} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	3.8
流動資産回転率 (回)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業} \cdot \text{受託工事収益})}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2}$	0.5
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	6.1



H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	説 明
83.6	83.3	84.1	83.3	この比率が高ければ、資本が固定化の傾向にある。公営企業の場合は設備投資型企业であるので、この比率が高い。
4.0	3.3	2.9	4.2	この比率が高ければ、負債の返済に追われ、金利負担により企業経営が悪化することになる。
92.1	93.4	94.1	91.6	企業経営上は、この比率が高いほど良いが、通常公営企業は施設を企業債で建設するので一般的に低率である。
87.1	86.2	86.7	86.9	この比率が100%以上の場合は固定資産の調達原資の一部が短期資金で賄われていることを意味する。
90.8	89.2	89.4	90.9	固定資産の調達原資は自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
411.5	506.6	529.8	400.7	この比率が高ければ短期債務に応ずる流動資産が豊富なことを意味する。流動性を確保するためには2倍以上が理想である。
410.2	504.7	527.1	398.6	この比率が高いほど運転資金が豊富で支払能力があることを意味する。一般的には、100%以上であることが要求される。
381.5	474.7	489.3	373.7	この比率は、当座の支払能力を測定するために用いられるもので100%以上であることが望ましい。
0.1	0.1	0.1	0.1	この比率が高いほど、投下資本に比して営業活動が活発なことを意味する。 ※自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益
0.1	0.1	0.1	0.1	この比率が高ければ、固定資産が利用されていることを示し、低いことは過大投資を意味する。
3.7	3.8	3.8	3.6	この比率は、償却対象固定資産に対する平均償却率であり、水道事業においては3%前後で団体間、年度間でほとんど差異はない。
0.5	0.5	0.4	0.5	この比率が高いほど企業の資本運用効率が良いことを意味する。
7.2	7.2	6.7	7.0	営業未収金等の回転速度を示すもので、高いほど未収金の回収期間が短いことを意味する。

項 目	算 定 式	H29年度
総資本利益率 (%)	$\frac{\text{当 年 度 純 利 益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計}) \times 1/2} \times 100$	1.9
総収支比率 (%)	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$	124.0
利子負担率 (%)	$\frac{(\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費})}{\text{負債}(\text{他会計借入金} + \text{一時借入金}) + \text{借入資本金}} \times 100$	3.2
企業債償還元金対 減価償却費比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当 年 度 減 価 償 却 費}} \times 100$	15.4
企業債償還元金対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	6.0
企業債利息対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企 業 債 利 息}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	1.5
企業債元利償還元金対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還元金}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	7.5
経常収益対経常費用比率 (%)	$\frac{\text{経 常 収 益}}{\text{経 常 費 用}} \times 100$	124.0
営業収益対営業費用比率 (%)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{営業費用} - \text{営業・受託工事費})} \times 100$	103.2
職員給与費対 料金収入比率 (%)	$\frac{\text{職 員 給 与 費}}{\text{料 金 収 入}} \times 100$	12.4
未払金回転率 (回)	$\frac{(\text{営業収益} - \text{営業・受託工事収益})}{(\text{期首未払金} + \text{期末未払金}) \times 1/2}$	4.3
累積欠損比率 (%)	$\frac{\text{累 積 欠 損 金}}{\text{営 業 収 益} - \text{受 託 工 事 収 益}} \times 100$	—
不良債務比率 (%)	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営 業 収 益} - \text{受 託 工 事 収 益}} \times 100$	—

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	説 明
2.3	1.9	1.2	1.9	この比率は、投下した総資本に対してどれだけの純利益が生じているかを示す。比率の高低よりもすう勢の変化を見るべきである。
127.5	123.5	115.2	124.9	企業活動の能率を示すもので、100%以上が良い。
3.2	3.2	3.2	1.6	この比率が高ければ、金利負担が多く、企業経営が圧迫されていることを示す。財務の健全性を確保するためには最小の負担にとどめる必要がある。
16.4	15.0	15.6	15.3	企業債元金の償還は、減価償却費等の損益勘定留保資金から支払われることとなるので、この比率が低い方が良い。
6.2	6.1	6.9	6.2	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
1.4	1.2	1.1	0.8	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
7.6	7.3	7.9	7.0	上記比率と同じ意味をもつ。
121.4	123.5	115.2	124.9	営業成績の良否を判定するもので、独立採算制の原則により100%以上が良い。
98.7	101.4	93.8	103.6	営業活動の能率を示すもので、経営活動の成否が判断される。この比率が100%以下である場合は、原価に見合う収益の確保に努める必要がある。
11.8	11.5	12.3	10.2	職員給与費の分析上最もよく用いられる指標の1つである。この比率が高いほど労働分配率が高く、固定費の増嵩を意味する。
4.1	4.4	5.0	3.6	この比率が高ければ、未払債務が少なく債務の弁済期間が短いことを示す。
—	—	—	—	この比率は経営悪化の度合を示すもので、赤字の出た場合には早速解消する必要がある。
—	—	—	—	この比率が10%を上回る企業については、現在、地方公営企業の再建措置要領や赤字企業に対する起債制限等の指導が行われる。

## 7. 業務分析

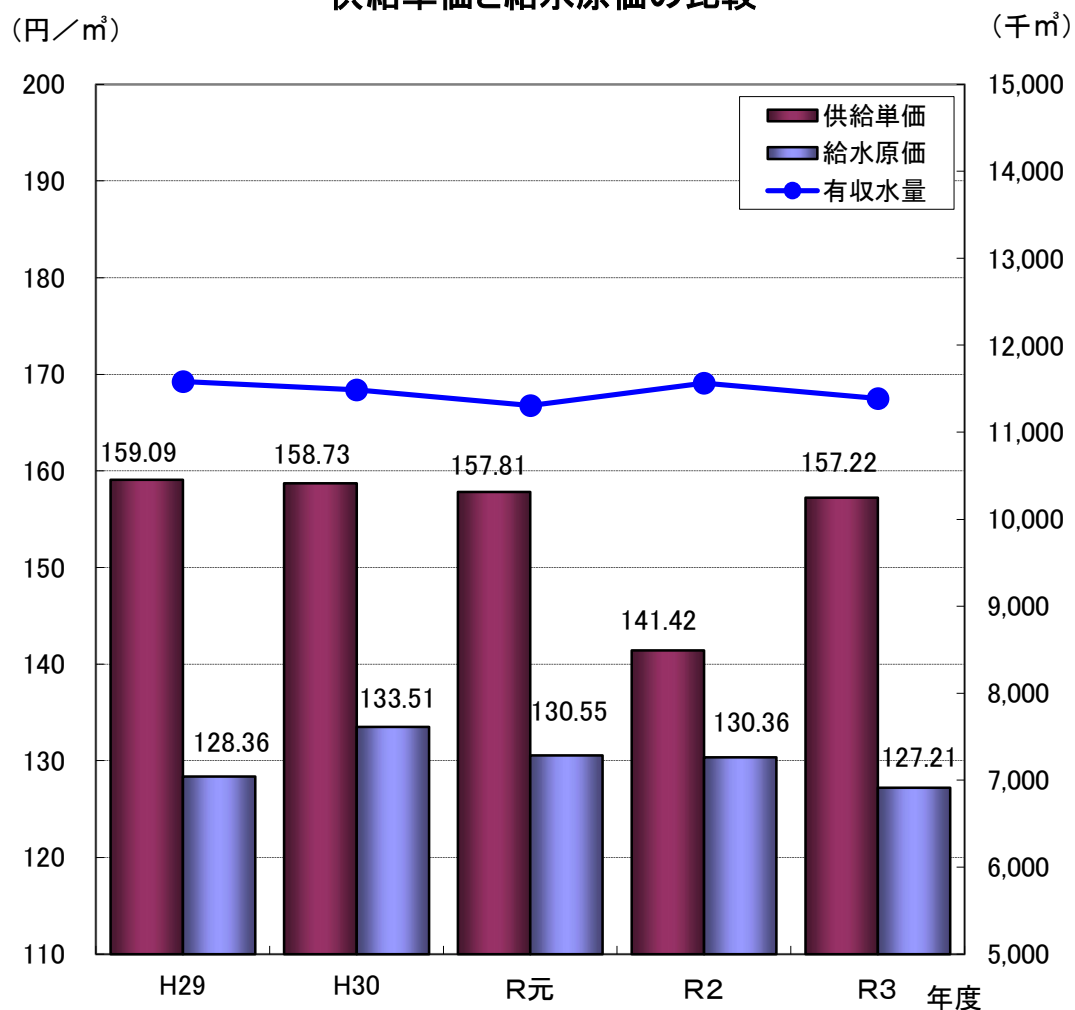
項 目	計 算 式	H29年度	H30年度	R元年度
普 及 率 (%)	$\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	97.7	97.7	97.7
1 日 平 均 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{年 間 日 数}}$	33,046	32,645	32,250
1 人 1 日 最 大 配 水 量 (ℓ)	$\frac{\text{1 日 最 大 配 水 量}}{\text{給 水 人 口}} \times 1000$	329	332	337
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (ℓ)	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{給 水 人 口}} \times 1000$	301	299	298
有 収 率 (%)	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{年 間 総 配 水 量}} \times 100$	96.0	96.4	95.8
負 荷 率 (%)	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{1 日 最 大 配 水 量}} \times 100$	91.5	90.2	88.4
施 設 利 用 率 (%)	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{配 水 能 力}} \times 100$	71.5	70.7	82.5
最 大 稼 動 率 (%)	$\frac{\text{1 日 最 大 配 水 量}}{\text{配 水 能 力}} \times 100$	78.2	78.3	93.3
配 水 管 使 用 効 率 (m <sup>3</sup> /m)	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{導 送 配 水 管 延 長}}$	26.3	25.8	25.6
固 定 資 産 使 用 効 率 (m <sup>3</sup> /万円)	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{有 形 固 定 資 産}}$	6.1	6.1	6.1
職 員 1 人 当 り 有 形 固 定 資 産 (万円)	$\frac{\text{有 形 固 定 資 産}}{\text{職 員 数}}$	65,687	70,198	67,180
職 員 1 人 当 り 給 水 人 口 (人)	$\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員}}$	4,397	4,743	4,507
職 員 1 人 当 り 給 水 量 (m <sup>3</sup> )	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員}}$	463,284	499,377	471,131
職 員 1 人 当 り 営 業 収 益 (千円)	$\frac{\text{営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員}}$	75,976	81,766	76,941
供 給 単 価 (円)	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年 間 総 有 収 水 量}}$	159.09	158.73	157.81
給 水 原 価 (円)	$\frac{\text{経 常 費 用 - 受 託 工 事 費 等}}{\text{年 間 総 有 収 水 量}}$	128.36	133.51	130.55

R2年度	R3年度	説明
97.6	97.6	行政区域内人口と給水人口との割合。
32,626	31,996	年間の配水量を年間の日数で除したもの。
343	336	1人が、1日に使用した最大の水量。
304	300	1人が、1日に使用した平均の水量。
97.1	97.5	総配水量のうち、料金収入となった水量の割合。
88.7	89.3	この比率が100%に近づくほど施設の稼働状態が良く、水道事業の体質が良いことを意味する。
83.4	81.8	この比率は、施設の利用状況の良否を示すもので、この比率が高ければ施設の効率的な利用を意味する。
94.1	91.6	現有施設の配水能力が過大投資か、逆に将来にわたり適性な能力か判断するもので、100%以上の時は施設が不足し、100%を大きく下回る時は過大施設を有しているといえる。
25.7	25.2	物質的投下資本(配水管)が、配水量にどれだけ貢献したのか投資効果を示す。
6.1	5.8	固定資産に投下された資本の投資効率を示す。
67,478	66,878	事業の規模に対する職員数の適否を検討することにより、労働生産性の良否を示す。
4,467	4,271	上記比率と同じ意味をもつ。
481,931	455,429	上記比率と同じ意味をもつ。
70,786	73,798	上記比率と同じ意味をもつ。
141.42	157.22	水1m <sup>3</sup> の販売価格がいくらかを見る指標である。
130.36	127.21	水1m <sup>3</sup> を販売するのにいくらを要するかを見る指標である。

## 8. 供給単価及び給水原価

年 度	供 給 単 価			給 水 原 価		
	給水収益 円	有収水量 m <sup>3</sup>	単価 円	経 常 費 用 一 受 託 工 事 費 等 円	有収水量 m <sup>3</sup>	単価 円
H29	1,842,599,660	11,582,108	159.09	1,486,638,632	11,582,108	128.36
H30	1,823,100,506	11,485,668	158.73	1,533,454,475	11,485,668	133.51
R元	1,784,406,287	11,307,141	157.81	1,476,155,696	11,307,141	130.55
R2	1,635,688,009	11,566,345	141.42	1,507,792,398	11,566,345	130.36
R3	1,790,084,761	11,385,733	157.22	1,448,410,045	11,385,733	127.21

### 供給単価と給水原価の比較



# IV 業 務

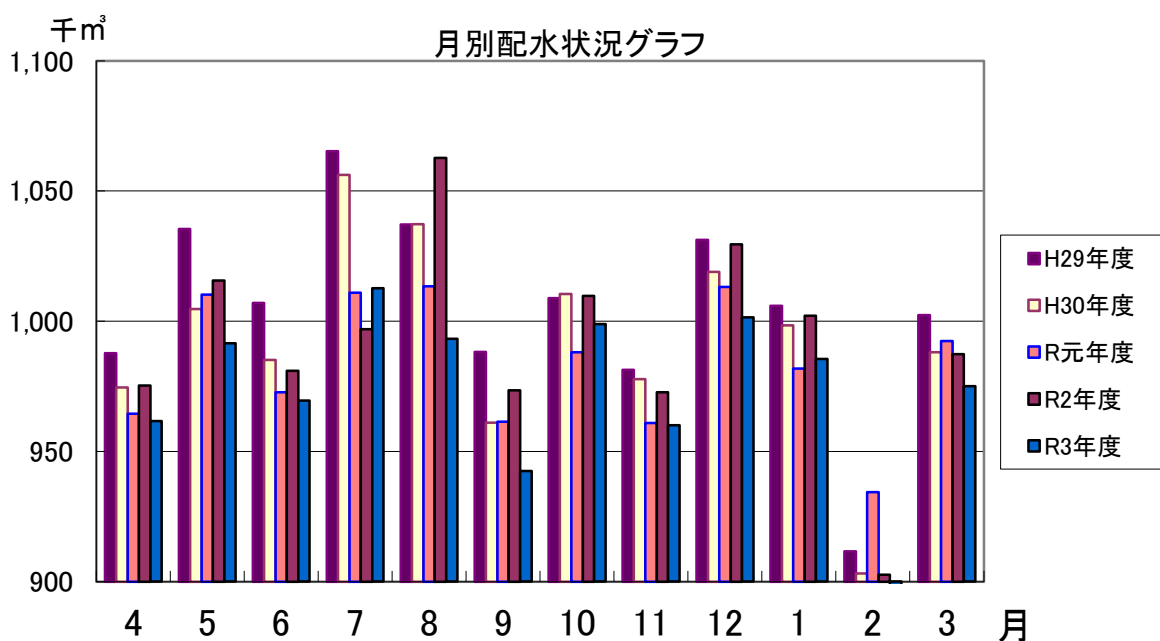


水道管理センター中央監視室  
(石川浄水場内)

# 1. 月別配水状況

(単位: m<sup>3</sup>)

月	年度 配水量	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
		4	配水量 987,662 前年度との増減 ▲ 12,255	974,498 ▲ 13,164	964,507 ▲ 9,991	975,271 10,764
5	配水量 1,035,414 前年度との増減 ▲ 11,288	1,004,627 ▲ 30,787	1,010,123 5,496	1,015,565 5,442	991,520 ▲ 24,045	
6	配水量 1,006,995 前年度との増減 ▲ 13,644	985,081 ▲ 21,914	972,725 ▲ 12,356	980,868 8,143	969,472 ▲ 11,396	
7	配水量 1,065,248 前年度との増減 ▲ 16,166	1,056,195 ▲ 9,053	1,010,940 ▲ 45,255	996,935 ▲ 14,005	1,012,676 15,741	
8	配水量 1,037,122 前年度との増減 ▲ 32,181	1,037,258 136	1,013,384 ▲ 23,874	1,062,649 49,265	993,278 ▲ 69,371	
9	配水量 988,226 前年度との増減 ▲ 2,025	961,053 ▲ 27,173	961,377 324	973,480 12,103	942,474 ▲ 31,006	
10	配水量 1,008,816 前年度との増減 ▲ 19,721	1,010,465 1,649	988,004 ▲ 22,461	1,009,724 21,720	998,875 ▲ 10,849	
11	配水量 981,294 前年度との増減 ▲ 12,974	977,771 ▲ 3,523	960,859 ▲ 16,912	972,714 11,855	960,052 ▲ 12,662	
12	配水量 1,031,242 前年度との増減 ▲ 14,148	1,018,959 ▲ 12,283	1,013,161 ▲ 5,798	1,029,486 16,325	1,001,394 ▲ 28,092	
1	配水量 1,005,828 前年度との増減 ▲ 12,178	998,419 ▲ 7,409	981,754 ▲ 16,665	1,002,010 20,256	985,477 ▲ 16,533	
2	配水量 911,534 前年度との増減 ▲ 8,777	903,072 ▲ 8,462	934,344 31,272	902,622 ▲ 31,722	886,586 ▲ 16,036	
3	配水量 1,002,357 前年度との増減 ▲ 9,119	988,022 ▲ 14,335	992,345 4,323	987,305 ▲ 5,040	974,969 ▲ 12,336	
計	配水量 12,061,738 前年度との増減 ▲ 164,476 対前年度増減率(%) ▲ 1.35	11,915,420 ▲ 146,318 ▲ 1.21	11,803,523 ▲ 111,897 ▲ 0.94	11,908,629 105,106 0.89	11,678,408 ▲ 230,221 ▲ 1.93	
3月末給水人口(人)		109,913	109,084	108,174	107,215	106,778
対前年度増減率(%)		▲ 0.59	▲ 0.75	▲ 0.83	▲ 0.89	▲ 0.41



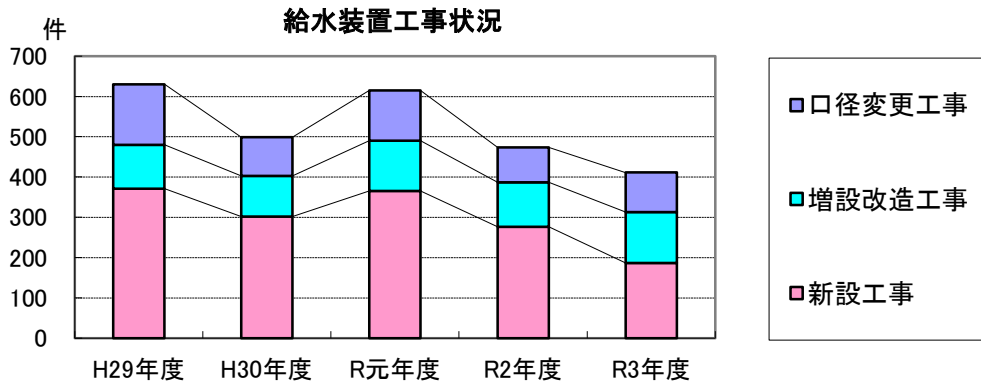


## 2. 給水工事

### (1) 給水装置工事状況

(単位:件)

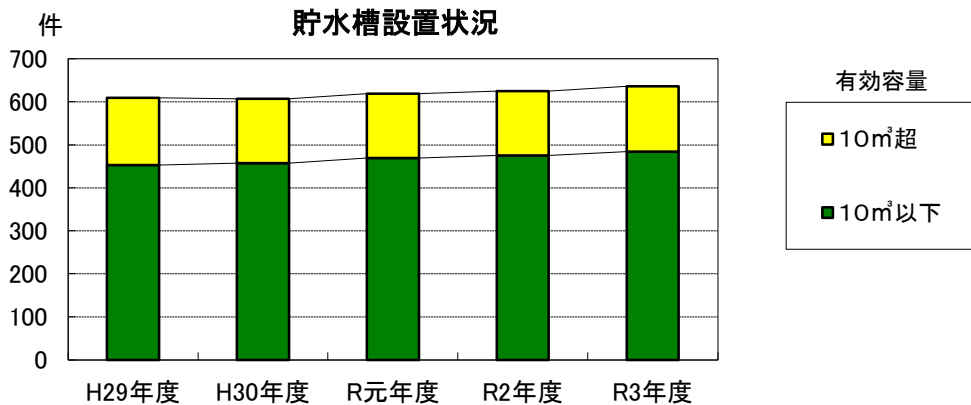
種別 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新設工事	371	302	365	276	187
増設改造工事	109	101	125	111	126
口径変更工事	150	96	125	86	98
合計	630	499	615	473	411



### (2) 貯水槽(受水槽)設置状況

(単位:件)

区分 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
対象建築物	3階建以下	5	5	11	6	10
	4階建	0	0	0	0	0
	5階建	0	1	1	0	0
	6階建	0	0	0	0	0
	7階建以上	0	0	0	0	1
	撤去	0	0	0	0	0
	計	5	6	12	6	11
10 m <sup>3</sup> 以下	増減	5	4	12	6	9
	累計	453	457	469	475	484
10 m <sup>3</sup> 超	増減	0	▲6	0	0	2
	累計	156	150	150	150	152
合計	609	607	619	625	636	



### 3. 量水器

#### (1) 新設状況 (単位:件)

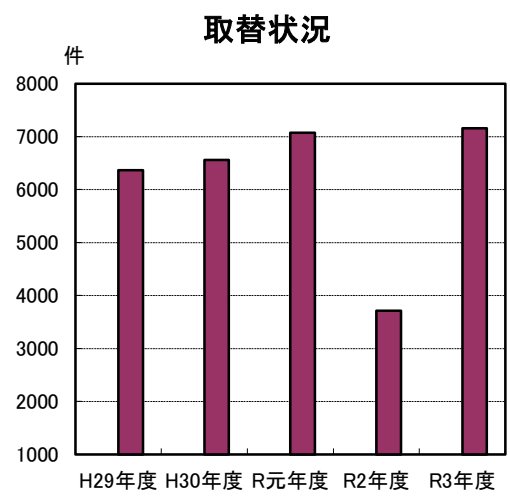
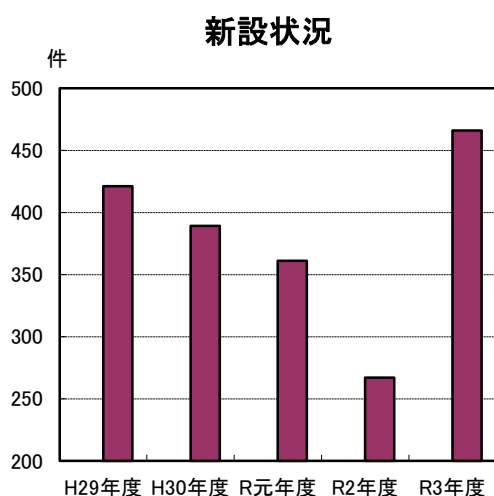
口径 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
20	412	358	344	242	434
25	5	25	14	15	14
40	4	4	2	9	11
50	0	1	0	1	5
75	0	0	1	0	1
100	0	1	0	0	1
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	0
合計	421	389	361	267	466

#### (2) 開・閉栓状況 (単位:件) (単位:件)

種別 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新開栓	421	389	361	267	466
開栓	2,650	2,586	2,422	2,334	2,601
閉栓	2,655	2,640	2,441	2,405	2,641
撤去	4	0	0	370	19

#### (3) 取替状況 (単位:件) (単位:件)

口径 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
13	1,723	911	2,688	1,235	2,176
20	4,481	5,339	4,071	2,342	4,764
25	115	211	185	107	148
40	34	74	101	26	42
50	6	15	12	0	14
75	5	8	13	1	10
100	1	0	0	0	3
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	1
合計	6,365	6,558	7,070	3,711	7,158

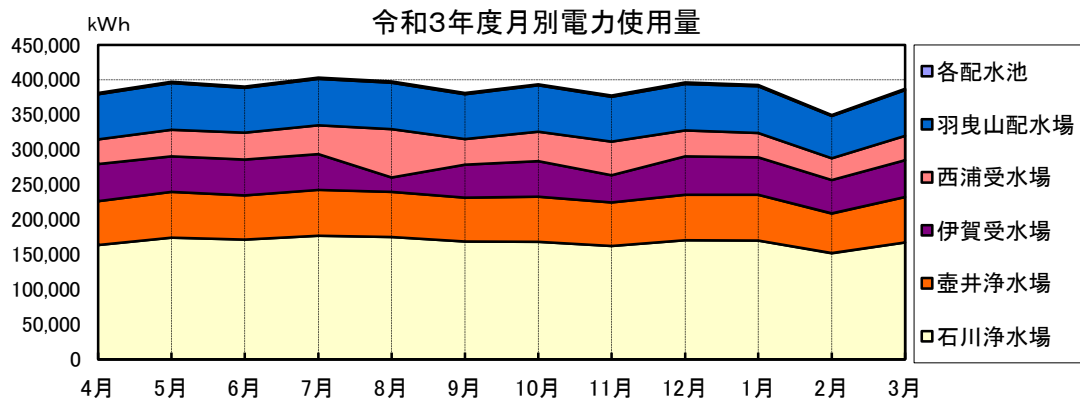
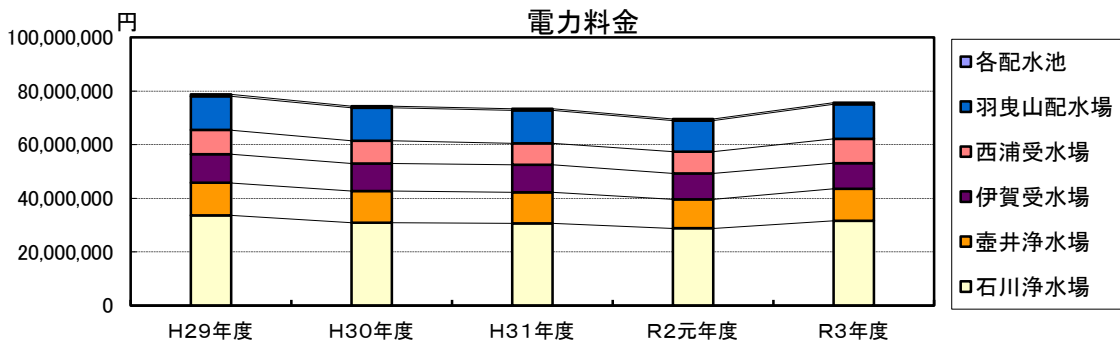
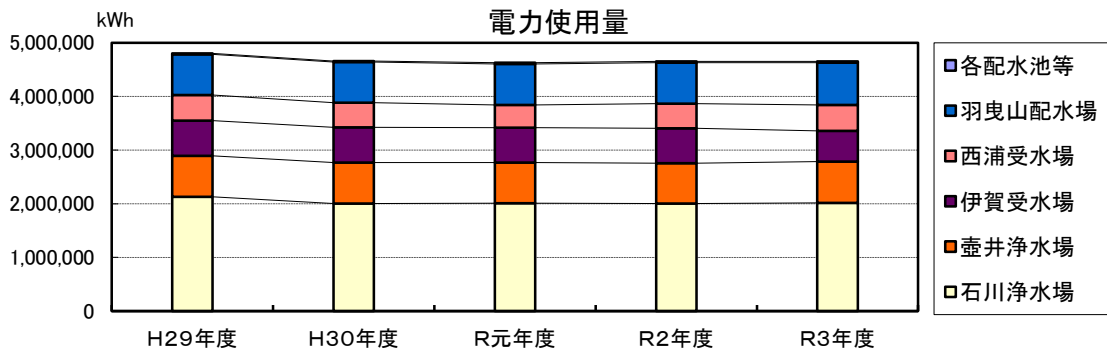


## 4. 動 力

単位 { kWh  
円

### (1) 電力使用量・料金

施設名		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
石川浄水場	電力量		2,127,980	2,006,224	2,010,336	2,006,930	2,018,149
	料金		33,678,838	30,942,675	30,721,898	28,828,610	31,649,468
壺井浄水場	電力量		766,097	762,093	754,796	748,050	762,654
	料金		12,089,008	11,738,249	11,566,198	10,799,346	12,020,656
伊賀受水場	電力量		654,904	653,968	652,413	651,075	574,608
	料金		10,735,984	10,358,789	10,308,672	9,718,602	9,475,124
西浦受水場	電力量		475,975	458,739	421,944	459,235	488,516
	料金		8,956,764	8,426,521	7,882,815	8,031,278	9,034,652
羽曳山配水場	電力量		756,765	754,995	765,543	763,303	783,089
	料金		12,653,554	12,273,962	12,318,508	11,592,233	12,914,353
各配水池等	電力量		21,747	21,554	21,193	21,493	21,230
	料金		628,508	626,626	617,723	624,196	632,384
合 計	電力量		4,803,468	4,657,573	4,626,225	4,650,086	4,648,246
	料金		78,742,656	74,366,822	73,415,814	69,594,265	75,726,637



## 5. 薬 品

### (1) 薬品使用量

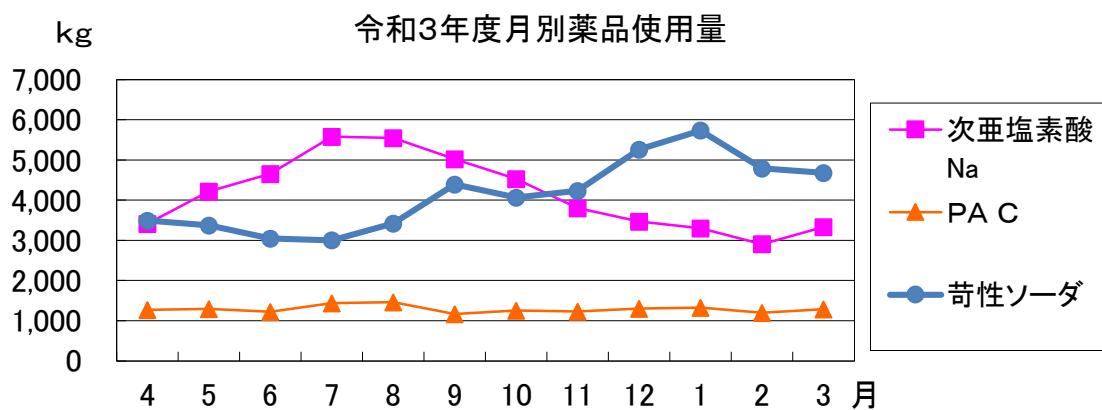
(単位:kg)

施設名		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
次亜塩素酸Na	石川浄水場		37,055	35,666	37,544	38,290	37,049
	壺井浄水場		15,493	15,356	13,873	13,274	12,720
P A C	石川浄水場		7,752	8,281	6,873	7,014	6,727
	壺井浄水場		9,194	9,296	8,732	8,550	8,701
苛性ソーダ	石川浄水場		91,947	53,256	7,849	38,868	49,483

### (2) 薬品費

(単位:円)

施設名		年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
次亜塩素酸Na	石川浄水場		1,883,830	1,842,995	2,066,805	2,162,160	1,950,163
	壺井浄水場		738,131	800,686	877,353	862,237	737,886
P A C	石川浄水場		319,275	297,996	297,070	300,639	298,058
	壺井浄水場		297,035	392,217	377,992	554,400	375,907
苛性ソーダ	石川浄水場		3,183,836	2,172,530	315,371	1,842,207	2,303,917
合 計			6,422,107	5,506,424	3,934,591	5,721,643	5,665,931



※平成27年9月より石川浄水場でPH調整剤として苛性ソーダの使用を開始しました。



苛性ソーダ自動注入設備(石川浄水場内)

## 6. 漏水等

### (1) 漏水等修繕工事処理状況

(単位:件)

年度		H29年度	H30年度	R元年度
区分				
道路路面	本管	16	40	56
	分水栓	21	24	13
	配水支管	7	7	2
	仕切弁	0	1	0
	消火栓	3	3	0
	引込管	99	91	83
	計	146	166	154
メータ・止水栓	メータ	15	9	17
	止水栓	306	317	344
	取			
	止水栓BOX	3	19	3
	替メータBOX	4	3	0
計	328	348	364	
宅地内	蛇口パッキン	0	0	2
	蛇口取替	0	3	1
	水栓柱	0	0	2
	パイプ	0	18	51
	その他	570	336	173
	計	570	357	229
総合計		1,044	871	747

### (2) 漏水等の修理体制

羽曳野市管工事業協同組合に委託

委託修理業務の範囲

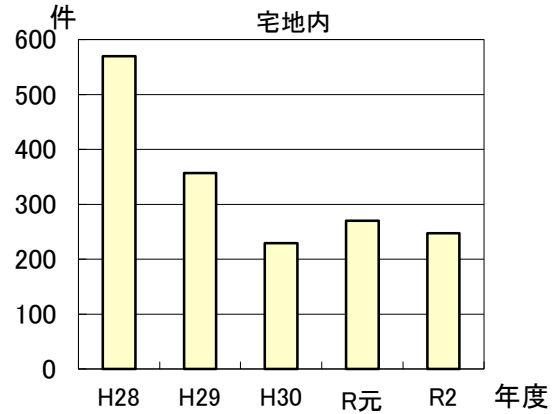
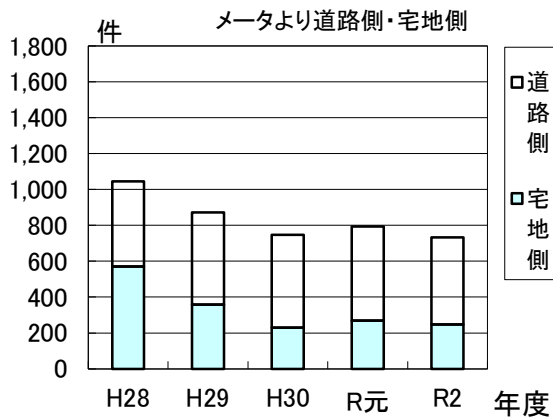
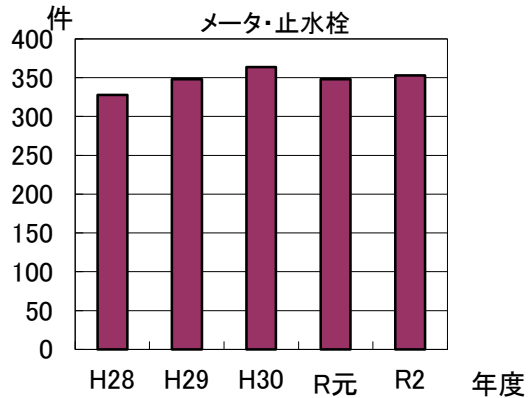
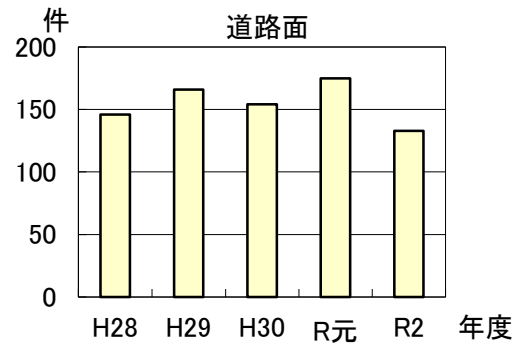
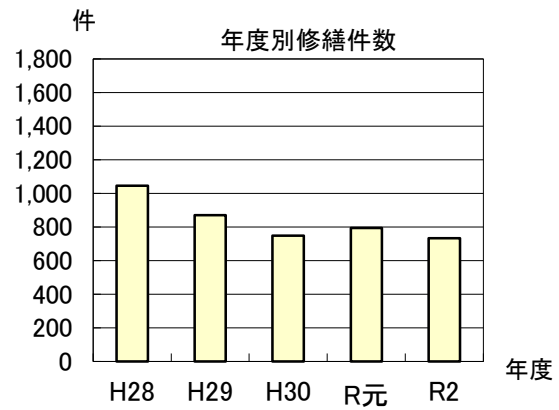
量水器までの給配水管



## 修繕工事の推移

(単位:件)

R2年度	R3年度
50	43
16	19
5	0
0	2
1	1
103	68
175	133
26	25
321	325
0	1
1	2
348	353
0	8
1	14
4	6
52	117
213	102
270	247
793	733



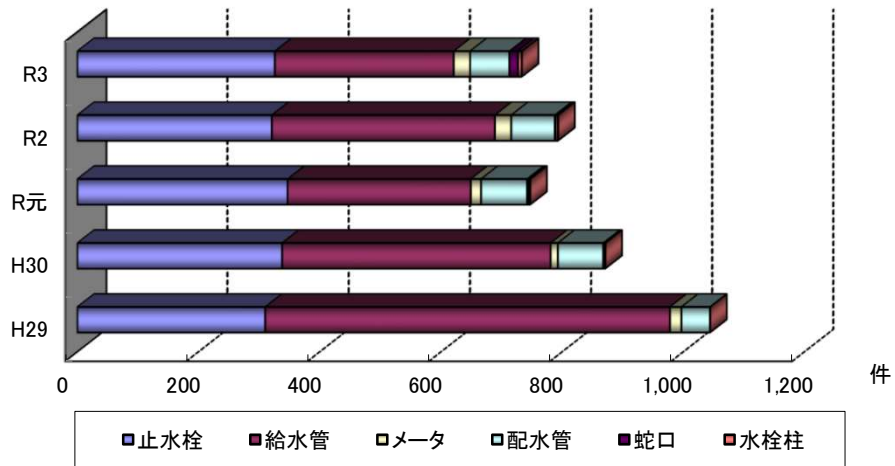
## (3) 漏水の内訳

(単位:件、%)

漏水の種類別		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
発見	市民からの通報	563	53.9	566	65.0	599	80.2	653	82.3	590	88.7
	局調査	481	46.1	305	35.0	148	19.8	140	17.7	143	11.3
場所	宅地内	570	54.6	357	41.0	229	30.7	270	34.0	247	56.9
	屋内	328	31.4	348	40.0	360	48.2	348	43.9	353	33.6
	道路	146	14.0	166	19.0	158	21.1	175	22.1	133	9.5
原因	自然	1,001	95.9	842	96.7	716	95.9	768	96.8	710	98.2
	破損	43	4.1	29	3.3	31	4.1	25	3.2	23	1.8
個所	メータから内部	570	54.6	357	41.0	229	30.7	270	34.0	247	60.9
	配水管から止水栓	427	40.9	439	50.4	447	59.8	451	56.9	421	34.2
	配水管(分水栓含む)	47	4.5	75	8.6	71	9.5	72	9.1	65	4.9
管種	鉛管	82	7.8	58	6.7	78	10.4	81	10.2	54	4.3
	ビニル管	49	4.9	71	8.2	82	11.0	80	10.1	66	8.9
	铸铁管	19	1.7	36	4.2	15	2.4	16	2.0	25	2.0
	その他	894	85.6	706	80.9	572	76.2	616	77.7	588	84.8
口径	13mm	103	9.9	106	12.2	110	14.7	101	12.7	107	14.6
	20mm	300	28.7	314	36.1	316	42.4	317	40.0	307	41.9
	25mm	24	2.3	26	3.0	30	4.0	34	4.3	18	2.5
	30mm	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	2	0.3
	40mm	6	0.6	9	1.0	7	0.9	7	0.9	8	1.1
	50mm	17	1.6	18	2.0	19	2.5	15	1.9	16	2.2
	75mm	9	0.9	23	2.6	17	2.3	12	1.5	16	2.2
	100mm	13	1.2	12	1.4	8	1.1	9	1.1	11	1.5
	125mm	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0
	150mm	1	0.1	5	0.6	1	0.1	7	0.9	6	0.8
	200mm	1	0.1	5	0.6	2	0.3	0	0.0	0	0.0
	250mm以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
その他	570	54.6	353	40.5	236	31.6	290	36.6	241	32.8	
漏水件数合計		1,044	-	871	-	747	-	793	-	733	-

(4) 漏水発生件数構成

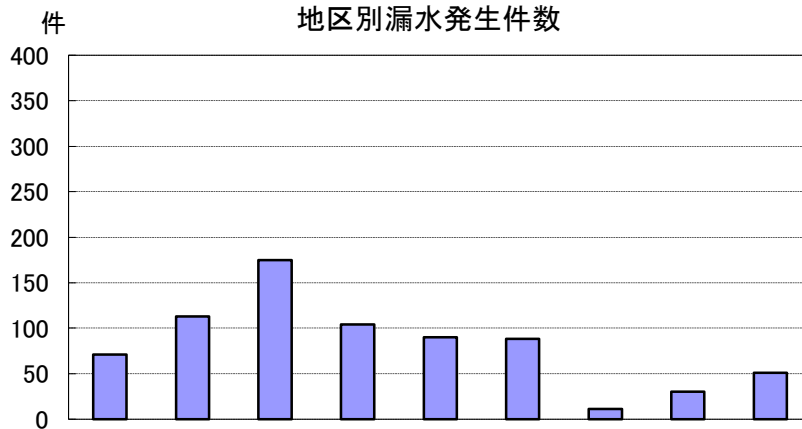
個所別漏水発生件数



(単位:件、%)

年度	止水栓		給水管		メータ		配水管		蛇口		水栓柱	
H29	310	29.7	668	64.0	19	1.8	47	4.5	0	0.0	0	0.0
H30	338	38.8	443	50.9	12	1.4	75	8.6	3	0.3	0	0.0
R元	347	46.5	302	40.4	17	2.3	76	10.2	3	0.4	2	0.3
R2	321	40.5	368	46.4	27	3.4	72	9.1	1	0.1	4	0.5
R3	326	44.5	295	40.2	27	3.7	65	8.9	14	1.9	6	0.8

地区別漏水発生件数



(単位:件)

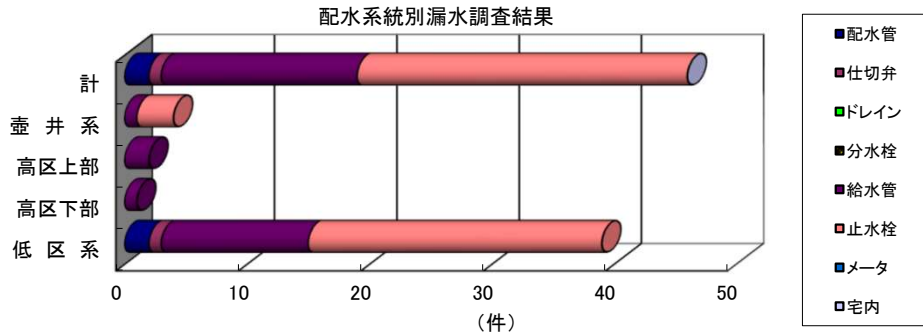
地区	恵我之荘	高島	鷺泉	古市	埴生	西浦	羽曳が丘	桃山台学園前	駒ヶ谷	丹比
発生件数	71	113	175	104	90	88	11	30	51	51



(5) 漏水調査状況（令和3年度調査結果）

(件)

	配水施設			給水装置					計
	配水管	仕切弁	ドレイン	分水栓	給水管	止水栓	メータ	宅内	
低区系	2	1			12	24			39
高区下部					1				1
高区上部					2				2
壺井系					1	3			4
計	2	1	0	0	16	27	0	0	46



戸別音聴調査作業



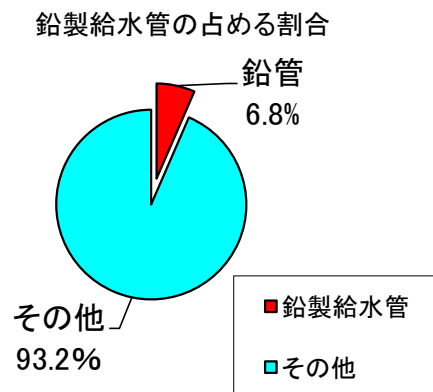
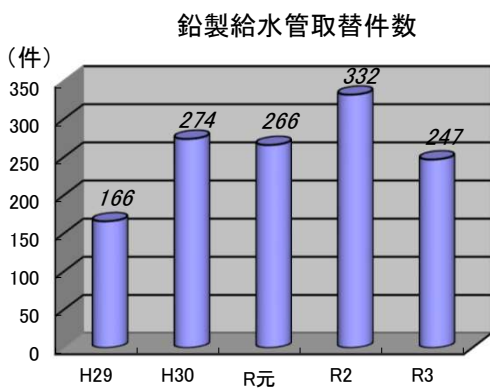
流量調査状況(超音波流量計)

(6) 令和3年度 鉛製給水管取替え件数 (R4. 3. 31現在)

内 訳	(件)
鉛製給水管取替え工事	17
修繕工事	56
移設・整備・改良工事	174
計	247

全体に占める鉛製給水管

管 種	件数	割合
鉛製給水管	3,166	6.5%
そ の 他	45,467	93.5%
計	48,633	



# V 水道料金



水道料金お客様センター  
(市役所別館4階水道局フロア内)

# 1. 水道料金の変遷

## (1) 水道使用料

用途	事項	改定年月	昭和38年4月	昭和42年10月	昭和47年11月		
家事専用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～8	0～8	0～8	9～30	31以上
	基本料金 円		230	280	320		
	超過料金 円		20	35	—	50	60
家事共用	基本水量 m <sup>3</sup>	(1戸につき)	0～8	0～8	0～8	9以上	—
	基本料金 円		180	240	240		
	超過料金 円		20	35	—	35	
営業用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～15	0～15	0～15	16～30	31以上
	基本料金 円		400	530	800		
	超過料金 円		20	40	—	55	65
官学校 公署用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円		500	700	1,100		
	超過料金 円		20	35	—	60	65
湯屋用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～200	0～200	0～200	201以上	—
	基本料金 円		3,000	6,000	6,000		
	超過料金 円		15	30	—	35	
工場 社用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円		580	700	1,100		
	超過料金 円		23	40	—	60	70
庭園用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～5	0～5	0～5	6以上	—
	基本料金 円		300	470	500		
	超過料金 円		40	80	—	100	
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき 円		100	100	150	—	—

備考 昭和38年4月1日の新条例制定以前については省略。

古市地区のうち昭和37年11月1日以前に給水開始を受けたものについて、メータを設置するまでの間、下表を適用。

種別	用途	料金	
		基本料金	超過料金
定額制	専用せん	1戸4人まで1ヶ月につき	80円
	共用せん	〃	60円
	支せん	1個1ヶ月につき	40円
計量制	一般用	1立方メートルにつき	6円
	営業用	〃	6円
	近鉄用	〃	9円
	浴場(1)	1ヶ所1ヶ月につき	60円
	浴場(2)	〃	30円
	一人増す毎に1ヶ月につき		10円
	〃		8円

用途	事項	改定年月	昭和51年10月			
家事専用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円		400			
	超過料金 円		—	70	80	90
集住宅 団用	基本水量 m <sup>3</sup>	(1世帯につき)	0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円		400			
	超過料金 円		—	80	90	100
業務用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～20	21～50	51～100	101以上
	基本料金 円		1,600			
	超過料金 円		—	90	100	120
湯屋用	基本水量 m <sup>3</sup>		0～200	201以上		
	基本料金 円		9,000			
	超過料金 円		—	45		
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき 円		250			

用途		改定年月		昭和55年12月					
用途	事項								
一般用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上	
	基本料金	円	550						
	超過料金	円	—	80	100	120	160	180	
湯屋用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~200	201以上					
	基本料金	円	10,000						
	超過料金	円	—	60					
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	円	400						

用途		改定年月		平成6年6月					
用途	事項								
一般用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上	
	基本料金	円	650						
	超過料金	円	—	110	140	180	240	280	
湯屋用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~200	201以上					
	基本料金	円	10,000						
	超過料金	円	—	60					
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	円	400						

用途		改定年月		平成12年10月					
用途	事項								
一般用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上	
	基本料金	円	735						
	超過料金	円	—	130	160	200	260	310	
湯屋用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~200	201以上					
	基本料金	円	10,000						
	超過料金	円	—	60					
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	円	400						

用途		改定年月		平成15年4月(下記料金に消費税率を乗じた額)					
用途	事項								
一般用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上	
	基本料金	円	735						
	超過料金	円	—	130	160	200	260	310	
湯屋用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~200	201以上					
	基本料金	円	10,000						
	超過料金	円	—	60					
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	円	400						

用途		改定年月		平成26年10月(現行使用料:下記料金に消費税率を乗じた額)					
用途	事項								
一般用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~8	9~10	11~20	21~40	41~100	101以上	
	基本料金	円	635						
	超過料金	円	—	130	160	200	260	310	
湯屋用	基本水量	m <sup>3</sup>	0~200	201以上					
	基本料金	円	10,000						
	超過料金	円	—	60					
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	円	400						

## (2) 量水器使用料

(単位:円)

改定年月 口径	昭和38年4月	昭和49年4月	平成6年6月
13 mm	30	50	量水器 使用料 は廃止
16 mm	30	—	
20 mm	75	150	
25 mm	100	200	
30 mm	150	—	
40 mm	150	400	
50 mm	550	2,500	
75 mm	550	3,000	
100 mm	1,000	3,800	
125 mm	—	5,000	
150 mm	—	11,600	
200 mm	—	16,500	

## 2. 分担金の変遷

(単位:円)

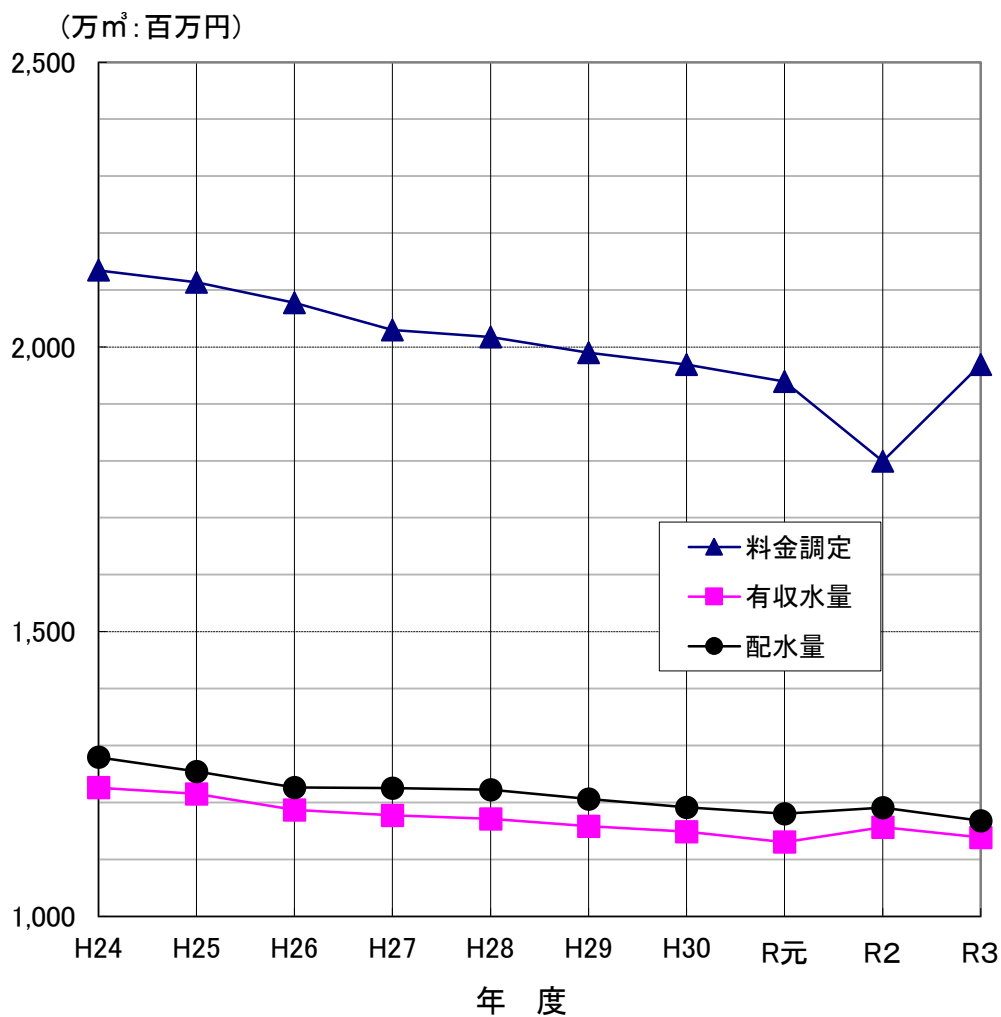
改定年月 口径	昭和45年6月	昭和49年10月	昭和53年10月	昭和56年4月	平成10年4月	平成15年4月
	(以降消費税率を乗じた額)					
13 mm	20,000	60,000 (20,000)	60,000 (20,000)	100,000 (30,000)	—	—
20 mm	30,000	80,000 (30,000)	120,000 (45,000)	138,000 (48,000)	188,000	188,000
25 mm	74,000	220,000 (74,000)	330,000 (111,000)	380,000 (128,000)	530,000	530,000
40 mm	189,000	570,000 (189,000)	860,000 (284,000)	990,000 (330,000)	1,290,000	1,290,000
50 mm	294,000	980,000 (294,000)	1,340,000 (441,000)	1,550,000 (510,000)	2,100,000	2,100,000
75 mm	666,000	2,000,000 (666,000)	3,000,000 (999,000)	3,480,000 (1,150,000)	4,980,000	4,980,000
100 mm	1,183,000	3,550,000 (1,183,000)	5,330,000 (1,775,000)	6,180,000 (2,060,000)	9,330,000	9,330,000
125 mm	1,849,000	5,550,000 (1,849,000)	8,330,000 (2,774,000)	9,660,000 (3,210,000)	—	—
150 mm	2,663,000	7,990,000 (2,663,000)	11,990,000 (3,995,000)	13,900,000 (4,630,000)	22,600,000	22,600,000
200 mm	管理者が別に定める					

※下段( )書は、申込時において本市に在住する期間が引き続き3ヵ年以上の申込者に適用

### 3. 料金調定と有収水量

項目 年度	料金調定 (千円)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	配水量 (m <sup>3</sup> )	有収率 (%)
H24	2,134,517	12,261,810	12,795,550	95.8
H25	2,113,329	12,149,119	12,545,598	96.8
H26	2,077,570	11,871,369	12,261,084	96.8
H27	2,029,741	11,774,547	12,252,306	96.1
H28	2,017,125	11,711,721	12,226,214	95.8
H29	1,989,908	11,582,108	12,061,738	96.0
H30	1,968,844	11,485,668	11,915,420	96.4
R元	1,938,906	11,307,141	11,803,523	95.8
R2	1,799,247	11,566,345	11,908,629	97.1
R3	1,969,085	11,385,733	11,678,408	97.5

※臨時用・消費税を含む



#### 4. 水道料金の収納状況

(1) 年度別収納状況

〔単位 件数：件  
金額：円〕

年度	項目	調 定		収 納		未 収		収納率 (%)
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
H23	過年度	27,530	215,687,453	25,715	208,094,938	1,815	7,592,515	96.5
	現年度	255,218	2,211,605,753	229,276	2,008,214,232	25,942	203,391,521	90.8
	計	282,748	2,427,293,206	254,991	2,216,309,170	27,757	210,984,036	91.3
H24	過年度	27,442	209,945,817	25,662	202,754,479	1,780	7,191,338	96.6
	現年度	255,528	2,134,516,971	229,730	1,939,689,774	25,798	194,827,197	90.9
	計	282,970	2,344,462,788	255,392	2,142,444,253	27,578	202,018,535	91.4
H25	過年度	27,241	200,702,887	25,593	194,410,368	1,648	6,292,519	96.9
	現年度	256,071	2,113,329,126	229,782	1,919,818,036	26,289	193,511,090	90.8
	計	283,312	2,314,032,013	255,375	2,114,228,404	27,937	199,803,609	91.4
H26	過年度	27,571	198,629,089	26,042	192,812,376	1,529	5,816,713	97.1
	現年度	256,275	2,077,569,531	230,090	1,885,940,611	26,185	191,628,920	90.8
	計	283,846	2,276,198,620	256,132	2,078,752,987	27,714	197,445,633	91.3
H27	過年度	27,403	196,168,434	25,900	190,922,800	1,503	5,245,634	97.3
	現年度	256,791	2,029,740,664	230,427	1,833,297,124	26,364	196,443,540	90.3
	計	284,194	2,225,909,098	256,327	2,024,219,924	27,867	201,689,174	90.9
H28	過年度	27,545	200,390,998	26,095	195,608,907	1,450	4,782,091	97.6
	現年度	257,255	2,017,125,073	230,901	1,826,718,043	26,354	190,407,030	90.6
	計	284,800	2,217,516,071	256,996	2,022,326,950	27,804	195,189,121	91.2
H29	過年度	27,534	194,046,695	26,122	188,514,736	1,412	5,531,959	97.1
	現年度	257,494	1,989,908,223	231,479	1,803,052,203	26,015	186,856,020	90.6
	計	285,028	2,183,954,918	257,601	1,991,566,939	27,427	192,387,979	91.2
H30	過年度	27,218	191,766,208	25,870	186,831,187	1,348	4,935,021	97.4
	現年度	258,750	1,968,843,976	232,942	1,784,776,397	25,808	184,067,579	90.7
	計	285,968	2,160,610,184	258,812	1,971,607,584	27,156	189,002,600	91.3
R元	過年度	26,866	188,198,241	25,635	184,548,388	1,231	3,649,853	98.1
	現年度	259,898	1,938,905,262	233,763	1,751,093,327	26,135	187,811,935	90.3
	計	286,764	2,127,103,503	259,398	1,935,641,715	27,366	191,461,788	91.0
R2	過年度	27,166	191,019,619	26,154	187,397,694	1,012	3,621,925	98.1
	現年度	230,442	1,799,246,584	204,853	1,611,054,728	25,589	188,191,856	89.5
	計	257,608	1,990,266,203	231,007	1,798,452,422	26,601	191,813,781	90.4
R3	過年度	26,490	190,999,601	25,477	187,827,332	1,013	3,172,269	98.3
	現年度	262,402	1,969,085,395	236,302	1,784,197,751	26,100	184,887,644	90.6
	計	288,892	2,160,084,996	261,779	1,972,025,083	27,113	188,059,913	91.3

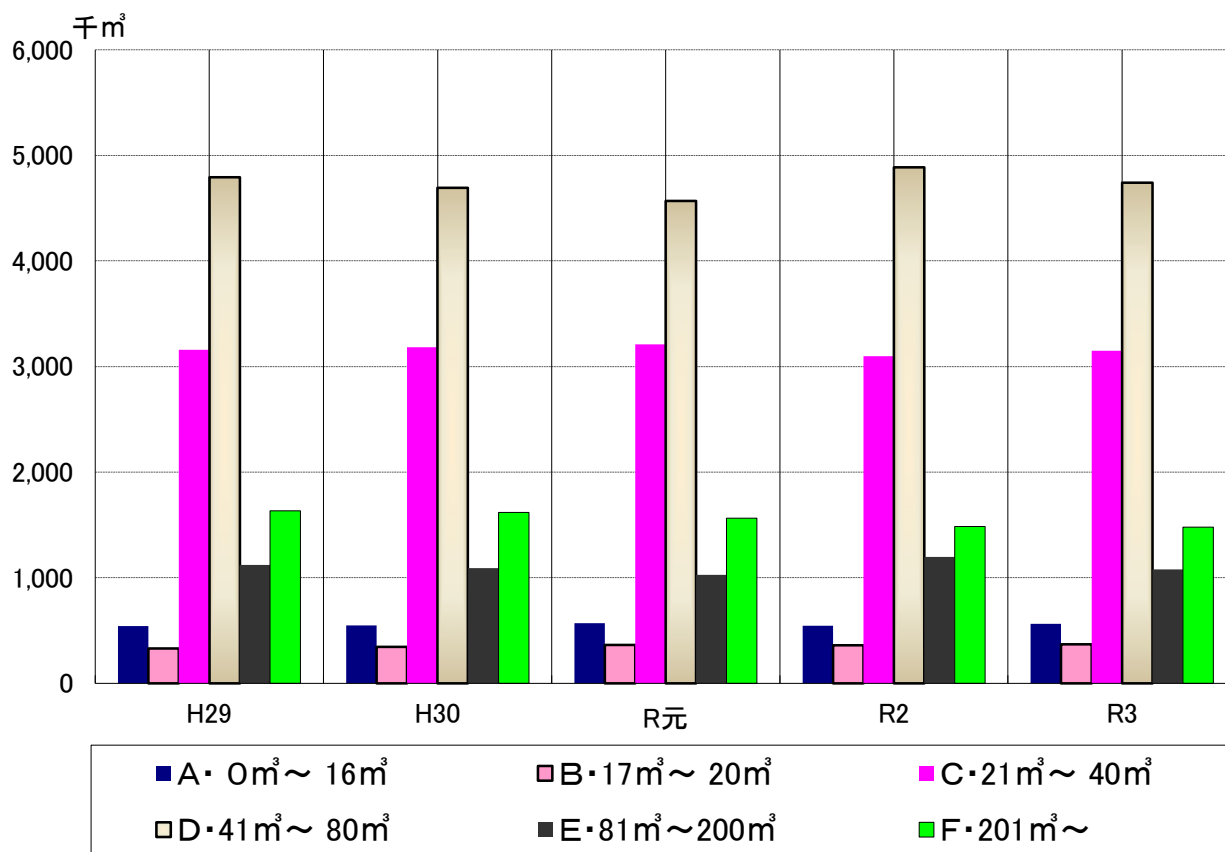
※ 過年度未収額は不納欠損処分額を含む

(2) 階層別使用水量

(単位: m<sup>3</sup>・%)

年度 記号・段階	H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	A: 0m <sup>3</sup> ~16m <sup>3</sup>	543,118	101.6	548,901	101.1	569,680	103.8	544,524	95.6	564,480
B: 17m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	327,676	101.6	345,746	105.5	363,319	105.1	359,958	99.1	370,105	102.8
C: 21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	3,160,506	101.0	3,181,966	100.7	3,210,017	100.9	3,096,536	96.5	3,148,185	101.7
D: 41m <sup>3</sup> ~80m <sup>3</sup>	4,793,826	98.3	4,693,175	97.9	4,567,661	97.3	4,885,728	107.0	4,740,777	97.0
E: 81m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	1,119,451	93.9	1,091,989	97.6	1,027,639	94.1	1,196,602	116.4	1,076,706	90.0
F: 201m <sup>3</sup> ~	1,632,249	98.8	1,618,217	99.1	1,564,960	96.7	1,482,997	94.8	1,477,616	99.6
合計	11,576,826	98.9	11,479,994	99.2	11,303,276	98.5	11,566,345	102.3	11,377,869	98.4

※ 臨時用を除く：%は対前年度比



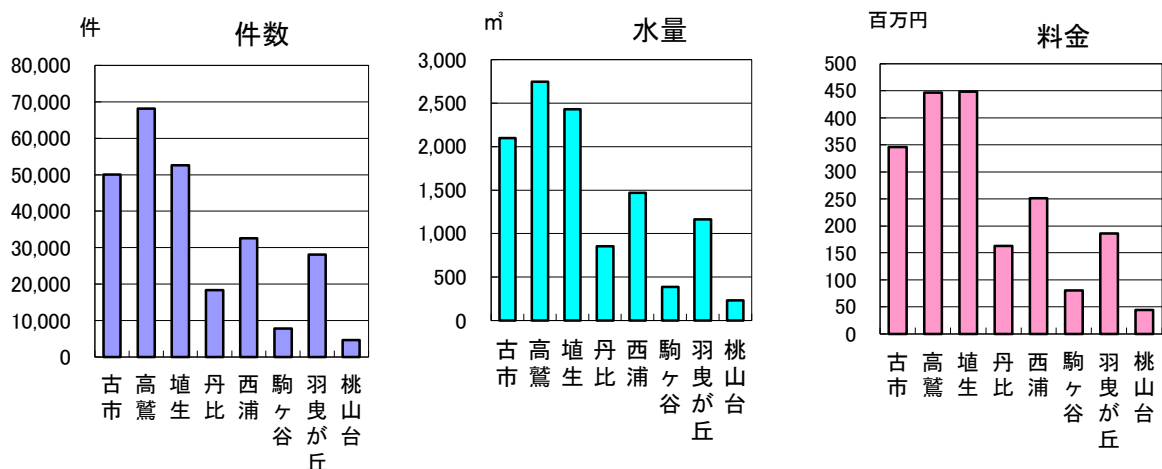


(3) 地域別調定

〔 単位 水 量 : m<sup>3</sup>  
使用料 : 円 〕

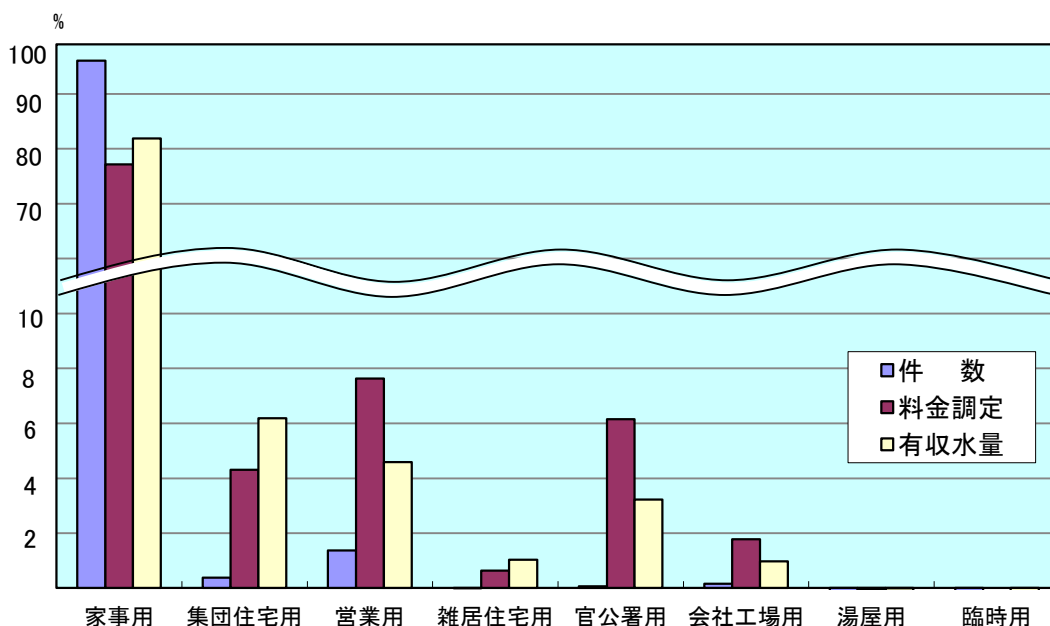
地域	区分	年 度				
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
古 市	件 数	50,033	49,787	49,765	49,814	50,017
	水 量	2,190,210	2,168,585	2,142,238	2,101,258	2,098,586
	水道使用料	363,229,991	358,865,459	353,383,041	344,496,981	345,875,718
高 鷲	件 数	66,723	66,602	66,943	67,210	68,194
	水 量	2,787,617	2,750,628	2,740,132	2,694,284	2,745,504
	水道使用料	442,995,111	436,978,496	434,900,636	430,641,625	446,586,749
埴 生	件 数	51,645	51,735	52,080	52,225	52,658
	水 量	2,493,124	2,469,392	2,436,799	2,422,459	2,428,837
	水道使用料	459,438,448	454,487,998	446,352,253	445,531,284	448,691,222
丹 比	件 数	17,695	17,781	18,002	18,212	18,315
	水 量	881,155	866,725	879,005	857,639	851,662
	水道使用料	167,619,725	163,951,455	168,556,148	163,952,016	162,837,702
西 浦	件 数	31,530	31,860	32,012	32,295	32,619
	水 量	1,539,797	1,536,438	1,523,277	1,487,972	1,469,524
	水道使用料	267,621,248	266,958,886	263,419,573	255,523,051	250,904,688
駒ヶ谷	件 数	7,365	7,399	7,398	7,505	7,843
	水 量	365,380	357,363	346,163	355,463	389,410
	水道使用料	70,489,051	68,573,405	65,802,977	69,402,933	80,624,773
羽曳が丘	件 数	27,554	27,598	27,795	27,822	28,109
	水 量	1,178,923	1,163,149	1,158,316	1,137,706	1,164,851
	水道使用料	186,271,501	182,644,796	181,996,978	178,147,588	185,535,933
桃山台	件 数	4,608	4,607	4,648	4,689	4,691
	水 量	269,647	264,546	254,064	246,495	229,495
	水道使用料	56,928,052	55,166,654	51,991,330	49,562,027	44,573,436
合 計	件 数	257,153	257,369	258,643	259,772	262,446
	水 量	11,705,853	11,576,826	11,479,994	11,303,276	11,377,869
	水道使用料	2,014,593,127	1,987,627,149	1,966,402,936	1,937,257,505	1,965,630,221

※ 水道使用料は臨時用を除く (税込み)



(4) 令和3年度用途別調定構成

区分	件数		料金調定		有収水量	
	件数(件)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	水量(m <sup>3</sup> )	構成比(%)
家事用	254,687	97.01	1,539,595,535	78.19	9,433,960	82.86
集团住宅用	1,511	0.58	90,940,598	4.51	725,732	6.37
営業用	4,113	1.57	154,129,709	7.83	544,324	4.78
雑居住宅用	506	0.19	16,397,401	0.83	139,093	1.22
官公署用	693	0.26	124,985,530	6.35	388,834	3.42
会社工場用	928	0.35	38,819,764	1.97	133,852	1.18
湯屋用	8	0.01	761,684	0.12	12,074	0.11
臨時用	86	0.03	3,455,174	0.20	7,864	0.07
合計	262,532	100.00	1,969,085,395	100.00	11,385,733	100.00



(5) 月別水道使用料調定

(単位：円)

年度 月	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
4	166,915,351	176,961,126	168,709,602	158,162,462	169,345,191	169,813,017
5	164,753,776	161,876,554	157,966,715	147,205,582	159,739,369	158,384,845
6	179,542,116	174,149,252	174,113,543	169,582,890	177,458,241	173,716,360
7	161,620,354	157,592,477	156,484,678	157,797,643	164,586,665	153,456,217
8	192,659,993	184,594,134	178,353,729	166,560,680	153,505,921	183,376,169
9	165,047,538	169,697,359	164,175,175	153,975,763	150,708,432	156,261,502
10	169,258,387	180,412,040	181,346,148	175,095,489	143,998,816	172,024,380
11	165,536,273	158,227,993	155,874,563	152,241,499	156,902,862	154,969,831
12	180,037,020	171,996,354	173,121,784	177,894,513	169,867,441	171,506,372
1	158,320,264	161,810,389	160,839,749	144,581,430	161,665,494	158,169,972
2	177,238,990	176,449,534	175,693,161	177,894,513	185,861,217	176,536,255
3	148,810,602	143,357,861	143,199,376	144,581,430	146,327,125	140,870,475
合計	2,029,740,664	2,017,125,073	1,989,878,223	1,925,573,894	1,939,966,774	1,969,085,395

※ 臨時用・消費税額を含む。

## 5. 料金収納別一覽

### (1) 年度別状況

〔単位 件数：件  
構成比：％〕

区分 \ 年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
収入件数	257,541	258,740	259,407	230,786	261,694
口座振替	194,087	193,932	193,898	174,132	194,887
構成比	75.4	75.0	74.8	75.5	74.5
集 金	0	0	0	0	0
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
納入通知書	63,454	64,808	65,509	56,654	66,807
構成比	24.6	25.1	25.3	24.6	25.5

### (2) 月別状況(令和3年度)

〔単位 件数：件  
金額：円〕

区分 月	収入合計		口座振替		集 金		納入通知書	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	19,830	151,784,433	14,148	112,335,033	0	0	5,682	39,449,400
5	23,361	164,591,529	18,309	131,727,697	0	0	5,052	32,863,832
6	20,072	160,098,874	14,115	123,289,449	0	0	5,957	36,809,425
7	23,922	174,170,440	18,388	133,778,474	0	0	5,534	40,391,966
8	19,371	155,946,833	14,126	118,051,565	0	0	5,245	37,895,268
9	24,316	178,562,787	18,348	140,253,752	0	0	5,968	38,309,035
10	19,666	159,820,539	14,121	119,838,300	0	0	5,545	39,982,239
11	23,568	162,037,088	18,320	132,326,871	0	0	5,248	29,710,217
12	20,263	159,727,772	14,121	119,509,635	0	0	6,142	40,218,137
1	23,776	170,970,816	18,444	132,616,454	0	0	5,332	38,354,362
2	18,359	148,800,945	14,072	121,945,837	0	0	4,287	26,855,108
3	25,190	182,218,432	18,375	135,931,660	0	0	6,815	46,286,772
合計	261,694	1,968,730,488	194,887	1,521,604,727	0	0	66,807	447,125,761

## 6. 令和3年度検針業務委託件数

地 区	開 栓 件 数	閉 栓 件 数	臨 時 用 件 数	計
A地区(偶数月検針)	146,469	16,636	328	163,433
B地区(奇数月検針)	114,800	18,426	293	133,519
計	261,269	35,062	621	296,952

月	開 栓 件 数	閉 栓 件 数	臨 時 用 件 数	計
4月	24,329	2,744	56	27,129
5月	19,092	3,069	49	22,210
6月	24,354	2,811	61	27,226
7月	19,125	3,050	57	22,232
8月	24,412	2,733	68	27,213
9月	19,132	3,042	56	22,230
10月	24,417	2,814	60	27,291
11月	19,142	3,056	50	22,248
12月	24,460	2,749	46	27,255
1月	19,154	3,077	43	22,274
2月	24,497	2,785	37	27,319
3月	19,155	3,132	38	22,325
計	261,269	35,062	621	296,952

A 地 区		B 地 区	
島泉・恵我之荘・南恵我之荘・羽曳が丘・羽曳が丘西・蔵之内・広瀬・尺度・東阪田・榎山・郡戸		南古市・誉田・白鳥・翠鳥園・軽里・碓井・川向・栄町・野々上・向野・はびきの・駒ヶ谷・通法寺・大黒・飛鳥・壺井・桃山台・学園前	
古市・高鷲・伊賀・埴生野・西浦・野・河原城は区域により奇数月・偶数月の検針となる			
検 針 期 間	期 分	検 針 期 間	期 分
4/2~4/19	3~4月分	5/1~5/18	4~5月分
6/1~6/20	5~6月分	7/2~7/18	6~7月分
8/1~8/20	7~8月分	9/3~9/20	8~9月分
10/1~10/19	9~10月分	11/1~11/16	10~11月分
12/3~12/20	11~12月分	1/4~1/18	12~1月分
2/1~2/20	1~2月分	3/4~3/19	2~3月分

7. 水道料金 ・ 下水道使用料早見表 (2ヶ月)

(令和元年10月1日現在)

(単位 : m<sup>3</sup>、円)

使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合計	使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合計	使用 水量	水道料金	下水道 使用料	合計
0~16	1,397	1,535	2,932	8 1	14,575	11,094	25,669	1 4 6	33,165	24,679	57,844
1 7	1,540	1,640	3,180	8 2	14,861	11,303	26,164	1 4 7	33,451	24,888	58,339
1 8	1,683	1,744	3,427	8 3	15,147	11,512	26,659	1 4 8	33,737	25,097	58,834
1 9	1,826	1,849	3,675	8 4	15,433	11,721	27,154	1 4 9	34,023	25,306	59,329
2 0	1,969	1,953	3,922	8 5	15,719	11,930	27,649	1 5 0	34,309	25,515	59,824
2 1	2,145	2,079	4,224	8 6	16,005	12,139	28,144	1 5 1	34,595	25,724	60,319
2 2	2,321	2,204	4,525	8 7	16,291	12,348	28,639	1 5 2	34,881	25,933	60,814
2 3	2,497	2,329	4,826	8 8	16,577	12,557	29,134	1 5 3	35,167	26,142	61,309
2 4	2,673	2,455	5,128	8 9	16,863	12,766	29,629	1 5 4	35,453	26,351	61,804
2 5	2,849	2,580	5,429	9 0	17,149	12,975	30,124	1 5 5	35,739	26,560	62,299
2 6	3,025	2,706	5,731	9 1	17,435	13,184	30,619	1 5 6	36,025	26,769	62,794
2 7	3,201	2,831	6,032	9 2	17,721	13,393	31,114	1 5 7	36,311	26,978	63,289
2 8	3,377	2,956	6,333	9 3	18,007	13,602	31,609	1 5 8	36,597	27,187	63,784
2 9	3,553	3,082	6,635	9 4	18,293	13,811	32,104	1 5 9	36,883	27,396	64,279
3 0	3,729	3,207	6,936	9 5	18,579	14,020	32,599	1 6 0	37,169	27,605	64,774
3 1	3,905	3,333	7,238	9 6	18,865	14,229	33,094	1 6 1	37,455	27,814	65,269
3 2	4,081	3,458	7,539	9 7	19,151	14,438	33,589	1 6 2	37,741	28,023	65,764
3 3	4,257	3,583	7,840	9 8	19,437	14,647	34,084	1 6 3	38,027	28,232	66,259
3 4	4,433	3,709	8,142	9 9	19,723	14,856	34,579	1 6 4	38,313	28,441	66,754
3 5	4,609	3,834	8,443	1 0 0	20,009	15,065	35,074	1 6 5	38,599	28,650	67,249
3 6	4,785	3,960	8,745	1 0 1	20,295	15,274	35,569	1 6 6	38,885	28,859	67,744
3 7	4,961	4,085	9,046	1 0 2	20,581	15,483	36,064	1 6 7	39,171	29,068	68,239
3 8	5,137	4,210	9,347	1 0 3	20,867	15,692	36,559	1 6 8	39,457	29,277	68,734
3 9	5,313	4,336	9,649	1 0 4	21,153	15,901	37,054	1 6 9	39,743	29,486	69,229
4 0	5,489	4,461	9,950	1 0 5	21,439	16,110	37,549	1 7 0	40,029	29,695	69,724
4 1	5,709	4,622	10,331	1 0 6	21,725	16,319	38,044	1 7 1	40,315	29,904	70,219
4 2	5,929	4,782	10,711	1 0 7	22,011	16,528	38,539	1 7 2	40,601	30,113	70,714
4 3	6,149	4,943	11,092	1 0 8	22,297	16,737	39,034	1 7 3	40,887	30,322	71,209
4 4	6,369	5,104	11,473	1 0 9	22,583	16,946	39,529	1 7 4	41,173	30,531	71,704
4 5	6,589	5,264	11,853	1 1 0	22,869	17,155	40,024	1 7 5	41,459	30,740	72,199
4 6	6,809	5,425	12,234	1 1 1	23,155	17,364	40,519	1 7 6	41,745	30,949	72,694
4 7	7,029	5,585	12,614	1 1 2	23,441	17,573	41,014	1 7 7	42,031	31,158	73,189
4 8	7,249	5,746	12,995	1 1 3	23,727	17,782	41,509	1 7 8	42,317	31,367	73,684
4 9	7,469	5,907	13,376	1 1 4	24,013	17,991	42,004	1 7 9	42,603	31,576	74,179
5 0	7,689	6,067	13,756	1 1 5	24,299	18,200	42,499	1 8 0	42,889	31,785	74,674
5 1	7,909	6,228	14,137	1 1 6	24,585	18,409	42,994	1 8 1	43,175	31,994	75,169
5 2	8,129	6,388	14,517	1 1 7	24,871	18,618	43,489	1 8 2	43,461	32,203	75,664
5 3	8,349	6,549	14,898	1 1 8	25,157	18,827	43,984	1 8 3	43,747	32,412	76,159
5 4	8,569	6,710	15,279	1 1 9	25,443	19,036	44,479	1 8 4	44,033	32,621	76,654
5 5	8,789	6,870	15,659	1 2 0	25,729	19,245	44,974	1 8 5	44,319	32,830	77,149
5 6	9,009	7,031	16,040	1 2 1	26,015	19,454	45,469	1 8 6	44,605	33,039	77,644
5 7	9,229	7,191	16,420	1 2 2	26,301	19,663	45,964	1 8 7	44,891	33,248	78,139
5 8	9,449	7,352	16,801	1 2 3	26,587	19,872	46,459	1 8 8	45,177	33,457	78,634
5 9	9,669	7,513	17,182	1 2 4	26,873	20,081	46,954	1 8 9	45,463	33,666	79,129
6 0	9,889	7,673	17,562	1 2 5	27,159	20,290	47,449	1 9 0	45,749	33,875	79,624
6 1	10,109	7,834	17,943	1 2 6	27,445	20,499	47,944	1 9 1	46,035	34,084	80,119
6 2	10,329	7,994	18,323	1 2 7	27,731	20,708	48,439	1 9 2	46,321	34,293	80,614
6 3	10,549	8,155	18,704	1 2 8	28,017	20,917	48,934	1 9 3	46,607	34,502	81,109
6 4	10,769	8,316	19,085	1 2 9	28,303	21,126	49,429	1 9 4	46,893	34,711	81,604
6 5	10,989	8,476	19,465	1 3 0	28,589	21,335	49,924	1 9 5	47,179	34,920	82,099
6 6	11,209	8,637	19,846	1 3 1	28,875	21,544	50,419	1 9 6	47,465	35,129	82,594
6 7	11,429	8,797	20,226	1 3 2	29,161	21,753	50,914	1 9 7	47,751	35,338	83,089
6 8	11,649	8,958	20,607	1 3 3	29,447	21,962	51,409	1 9 8	48,037	35,547	83,584
6 9	11,869	9,119	20,988	1 3 4	29,733	22,171	51,904	1 9 9	48,323	35,756	84,079
7 0	12,089	9,279	21,368	1 3 5	30,019	22,380	52,399	2 0 0	48,609	35,965	84,574
7 1	12,309	9,440	21,749	1 3 6	30,305	22,589	52,894	水道料金 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 310円 で算出した料金に1.10を乗じた額  下水道使用料 201~1,000 m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> につき 234円 1,001~2,000 m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> につき 266円 2,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 273円 で算出した料金に1.10を乗じた額			
7 2	12,529	9,600	22,129	1 3 7	30,591	22,798	53,389				
7 3	12,749	9,761	22,510	1 3 8	30,877	23,007	53,884				
7 4	12,969	9,922	22,891	1 3 9	31,163	23,216	54,379				
7 5	13,189	10,082	23,271	1 4 0	31,449	23,425	54,874				
7 6	13,409	10,243	23,652	1 4 1	31,735	23,634	55,369				
7 7	13,629	10,403	24,032	1 4 2	32,021	23,843	55,864				
7 8	13,849	10,564	24,413	1 4 3	32,307	24,052	56,359				
7 9	14,069	10,725	24,794	1 4 4	32,593	24,261	56,854				
8 0	14,289	10,885	25,174	1 4 5	32,879	24,470	57,349				

※上記の料金には消費税が含まれています。なお、下水処理区域外では下水道使用料を除きます。



# VI 水 質



水質試験室

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目(令和3年度)

水質基準				水質基準を補完する項目				
水質基準項目(51項目)				水質管理目標設定項目(27項目)				
項目	基準値	備考	項目	目標値	備考	項目	目標値	備考
1	一般細菌	1ml中100個以下	病原生物の代替指標	1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物質・重金属	
2	大腸菌	検出されないこと		2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物質・重金属	3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4	欠番			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		5	1,2-ジクロロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物質	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		6	欠番			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		7	欠番			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		8	トルエン	0.4mg/L以下	一般有機物質	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		11	欠番			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下		13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	消毒副生成物	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	農薬	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		16	残留塩素	1mg/L以下	臭気	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	味		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	着色		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	19	遊離炭酸	20mg/L以下	味		
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	20	1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭気		
21	塩素酸	0.6mg/L以下	21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下			
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味		
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	23	臭気強度(TON)	3以下	臭気		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味		
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	25	濁度	1度以下	基礎的性状		
26	臭素酸	0.01mg/L以下	26	pH値	7.5程度	腐食		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	28	従属栄養細菌	1ml中2000個以下(暫定)	水道施設の健全性の指標		
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物質		
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	着色		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	有機フッ素化合物		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	※No. 15の農薬類については、114項目の内2項目で目標値の見直しがありました。					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>水質基準項目について</b></p> <p>水道法第4条に基づき、次の内容において設定された基準項目であり、検査が義務づけられています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準を定めている。</li> <li>水道水としての生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準をとって基準を定めている。</li> </ol> <p><b>水質管理目標設定項目について</b></p> <p>現在まで水道水中では水質基準とするような濃度で検出されていないが、今後、これまで以上の濃度で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべき項目として、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から目標値が設定されています。</p> </div>					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下						
35	銅及びその化合物	1mg/L以下						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下						
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下						
38	塩化物イオン	200mg/L以下						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下						
40	蒸発残留物	500mg/L以下						
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下						
42	ジエオスミン	0.0001mg/L以下						
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下						
45	フェノール類	0.005mg/L以下						
46	有機物(全有機炭素(TOC))の量	3mg/L以下						
47	pH値	5.8以上8.6以下						
48	味	異常でないこと						
49	臭	異常でないこと						
50	色度	5度以下						
51	濁度	2度以下						



## 2. 用語説明(令和3年度)

### ○水質基準項目(51項目)

No	項 目	基 準 値	説 明
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、多量に検出された場合は病原生物に汚染されている疑いがあります。
2	大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	水中の亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素です。アンモニア態窒素が酸化されて生成されます。呼吸酵素の働きを阻害するメヘモグロビン血症を起こすとされています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	地下水汚染、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって検出されます。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	フロンガスの原料などに使われ、地下水汚染物質として知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤に使われ、地下水汚染物質として知られています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚染物質として知られています。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤、塗料、ニスなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	溶剤、脱脂剤などに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴムなどに使用されており、地下水汚染物質として知られています。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料に使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化して、生成します。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤が反応して生成されます。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(力ナ気)や、洗濯物などを着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	銅山排水、工場排水、農業などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。

No	項 目	基 準 値	説 明
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	苛性ソーダ、石鹼等に使われています。広く自然水中に存在し、工場排水、生活排水に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、塩素との反応により黒色を呈することがあります。
38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	カルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でくどい味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。量が多いと苦み、渋みが付き、適度に含まれるとまろやかさができます。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
43	1,2,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルインボルネオール)	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシラトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗剤、乳化剤などに使われています。洗濯排水、工場排水の混入によって、河川等で検出されることがあります。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	消毒剤、香料の原料等に使われています。工場の排水などの混入によって検出されることがあります。異臭味の原因となります。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。
47	pH値	5.8以上8.6以下	汚染等による水質変化の指標です。pH 7が中性、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
48	味	異常でないこと	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

水質管理目標設定項目(27項目)

No.	水質項目	目標値	説 明
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	合金、蓄電池、難燃助剤などに使われています。排水の混入や地質により河川水等で検出されることがあります。
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	地質中に広く存在する主要な放射線物質です。地質により河川等で検出されることがあります。
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	ステンレス、特殊鋼、蓄電池などに使われています。鉱山排水、工場排水あるいはメッキ製品からの溶出により検出されることがあります。
4	欠		番
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル原料、殺虫剤、有機溶剤として使われています。
6	欠		番
7	欠		番
8	トルエン	0.4mg/L以下	染料、香料、火薬、有機顔料等の合成原料及びベンゼン原料として使われています。
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチックの添加剤(可塑剤)に使われています。
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素による消毒副生成物として生成されます。
11	欠		番
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水処理過程において酸化剤として使用しています。
13	ジクロロアセトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	殺菌剤、除草剤、殺虫剤として使われている101種類の農薬であり、各農薬の検出値を各目標値で除した値を合計したものです。
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素消毒の結果、水中に消毒効果のある状態で残留している塩素のことです。
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	基準項目No.39の項
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	基準項目No.37の項
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水に溶けている炭酸ガスです。水にさわやかな味を与えておいしくしますが、多いと刺激が強くなります。多く含む水は水道施設の腐食等の原因となります。
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	脱脂剤、エアゾール等に使われています。ドライクリーニングの洗浄剤、工場排水等の混入により地下水で検出されることがあり、異臭味の原因となります。
21	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤、低沸点溶剤などに使われています。
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物などの汚れの度合を示し、水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表わしたものです。
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で水の臭気、希釈して感じられなくなるまでの希釈倍数を表します。
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	基準項目No.40の項
25	濁度	1度以下	基準項目No.51の項
26	pH値	7.5程度	基準項目No.47の項
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	水が金属を腐食させる程度を判定する指標です。数値が負の値で絶対値が大きいくほど、水の腐食性が強いことを示します。
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	水道施設の健全性を判断し、その存在量等の知見収集のため、暫定値を設定しています
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚物質として知られます。
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下(暫定)	有機フッ素化合物の一種で炭素数が8のものをいい、環境中で分解されにくく、残留性や生物蓄積性を示すことから、河川水等の水環境中に存在します。

水質管理目標設定項目について

※ 水質管理目標設定項目のNo.10及び12について、本市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないので検査を行っていません。

### 3. 検査項目及び検査方法(令和3年度)

番号	項目	水質試験方法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20	ベンゼン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブromクロロメタン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブromジクロロメタン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30	ブromホルム	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
43	2-メチルイソボルネオール	パーティラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
46	有機物(全有機炭素(TOC))の量	全有機炭素計測定法
47	pH値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

※平成25年度より、水道水質管理の安定及び技術力の維持向上を図るため、河南地域10市町村と大阪広域水道企業団が連携して河南水質管理ステーションを設立し、水質検査を共同で実施しています。

4. 基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓 令和3年度）

採水場所	検査項目	基準値	末端給水栓									
			高区上部系		高区下部系		壺井系		低区系		島泉	
			西浦4丁目	西浦6丁目	駒ヶ谷	広瀬	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1未満	12	1未満	12	1未満	12	1未満	12	1未満	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.006未満	4	0.006未満	4	0.006未満	4	0.006未満	4	0.006未満	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.01	4	0.01	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006	4	0.006	4	0.005	4	0.005	4	0.005	4
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02未満	4	0.02未満	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4	0.1未満	4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
38	塩化物イオン	200mg/L以下	16.7	12	16.6	12	15.0	12	16.0	12	16.1	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	85.8	4	85.8	4	85.2	4	58.5	4	59.1	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	155	4	153	4	152	4	116	4	118	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.00001未満	1	0.00001未満	1	0.00001未満	1	0.00001未満	1	0.00001未満	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.00001未満	1	0.00001未満	1	0.00001未満	1	0.00001未満	1	0.00001未満	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	フェノール類	0.005mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12	0.7	12	0.8	12	0.7	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	12	7.6	12	7.4	12	7.4	12	7.4	12
48	味	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
50	色度	5度以下	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
一	残留塩素	0.1mg/L以上	0.37	365	0.39	365	0.38	365	0.56	365	0.55	365
一	水温	(℃)	19.8	12	18.5	12	19.7	12	18.9	12	18.8	12
一	電気伝導率	(mS/m)	25.5	12	25.5	12	24.5	12	19.8	12	21.2	12

採 水 場 所			浄 水 場									
			石 川 浄 水 場				壺 井 浄 水 場					
			原 水		浄 水		原 水 ( 伏 流 水 )		原 水 ( 浅 層 地 下 水 )		浄 水	
No.	検 査 項 目	基 準 値	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数
1	一 般 細 菌	100個/ml以下	2	4	0	4	2	4	2	4	0	4
2	大 腸 菌	検出されないこと	不検出	4	不検出	4	不検出	4	不検出	4	不検出	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	2	0.0003未満	4
4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	2	0.00005未満	4
5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
6	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	2	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
11	硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素	10mg/L以下	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4	1 未満	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.16	2	0.13	4	0.12	2	0.14	2	0.13	4
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	0.1	2	0.1	4	0.1	2	0.1	2	0.1未満	4
14	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	2	0.0002未満	4
15	1,4-ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	2	0.004未満	4
17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	4
18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
20	ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	4
21	塩 素 酸	0.6mg/L以下	/	/	0.06未満	4	/	/	/	/	0.06未満	4
22	ク ロ ロ 酢 酸	0.02mg/L以下	/	/	0.002未満	4	/	/	/	/	0.002未満	4
23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下	/	/	0.006未満	4	/	/	/	/	0.006未満	4
24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03mg/L以下	/	/	0.003未満	4	/	/	/	/	0.003未満	4
25	ジ プ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1mg/L以下	/	/	0.01未満	4	/	/	/	/	0.01未満	4
26	臭 素 酸	0.01mg/L以下	/	/	0.001未満	4	/	/	/	/	0.001未満	4
27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1mg/L以下	/	/	0.01未満	4	/	/	/	/	0.01未満	4
28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03mg/L以下	/	/	0.003未満	4	/	/	/	/	0.003未満	4
29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03mg/L以下	/	/	0.003未満	4	/	/	/	/	0.003未満	4
30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09mg/L以下	/	/	0.009未満	4	/	/	/	/	0.009未満	4
31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08mg/L以下	/	/	0.008未満	4	/	/	/	/	0.008未満	4
32	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.03	2
34	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3mg/L以下	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4
35	銅 及 び そ の 化 合 物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	16.9	2	18.2	4	15.1	2	15.0	2	15.1	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	4	0.010	4	0.005未満	4
38	塩 化 物 イ オ ン	200mg/L以下	16.2	4	16.8	4	15.1	4	14.2	4	15.2	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	87.5	2	83.9	4	86.2	2	87.6	2	83.6	4
40	蒸 発 残 留 物	500mg/L以下	147	2	150	4	147	2	151	2	149	4
41	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	4
42	ジ エ オ ス ミ ン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
44	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02mg/L以下	0.01未満	2	0.01未満	4	0.01未満	2	0.01未満	2	0.01未満	4
45	フ ェ ノ ール 類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	2	0.0005未満	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.8	4	0.7	4	0.7	4	0.8	4	0.7	4
47	p H 値	5.8以上8.6以下	7.04	365	7.49	365	7.08	4	6.84	364	7.35	364
48	味	異常でないこと	/	/	異常なし	1460	/	/	/	/	異常なし	1456
49	臭	異常でないこと	異常なし	1460	異常なし	1460	異常なし	4	異常なし	1456	異常なし	1456
50	色 度	5度以下	1.2	365	0.5	365	0.9	4	0.9	364	0.5未満	364
51	濁 度	2度以下	0.01	365	0.01未満	365	0.01	4	0.02	364	0.01未満	364
一	残 留 塩 素	0.1mg/L以上	/	/	0.69	365	/	/	/	/	0.68	364
一	水 温	(℃)	17.6	365	17.6	365	17.0	4	17.8	364	18.0	364
一	電 気 伝 導 率	(mS/m)	25.0	365	25.7	365	24.4	4	24.5	364	24.8	364

大阪広域水道企業団受水			
伊賀受水場		西浦受水場	
平均値	回数	平均値	回数
0	1	0	1
不検出	1	不検出	1
0.0003未満	2	0.0003未満	2
0.00005未満	2	0.00005未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002未満	1
0.004未満	2	0.004未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
1未満	1	1未満	1
0.08未満	4	0.08未満	4
0.1未満	2	0.1未満	2
0.0002未満	2	0.0002未満	2
0.005未満	2	0.005未満	2
0.004未満	2	0.004未満	2
0.002未満	2	0.002未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.08	1	0.07	1
0.002未満	1	0.002未満	1
0.006未満	1	0.006未満	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.01未満	1	0.01未満	1
0.001	1	0.002	1
0.01	1	0.01	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.004	1	0.004	1
0.009未満	1	0.009未満	1
0.008未満	1	0.008未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
0.02未満	1	0.02未満	1
0.03未満	1	0.03未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
12.4	2	12.1	2
0.005未満	1	0.005未満	1
13.4	1	10.9	1
39.5	4	40.5	4
91	4	90	4
0.02未満	2	0.02未満	2
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.01未満	4	0.01未満	4
0.0005未満	2	0.0005未満	2
0.7	1	0.8	1
7.25	49	7.28	53
異常なし	49	異常なし	53
異常なし	49	異常なし	53
0.5未満	49	0.5未満	53
0.03	49	0.03	53
0.71	346	0.70	365
17.5	49	18.3	53
16.9	49	16.6	53

備考



pH・電気伝導率計  
水質試験室(石川浄水場)





5. 水質管理目標設定項目検査成績表(浄・受水場・末端給水栓 令和3年度)

No.	採 水 場 所	目 標 値	浄 水 場									
			石 川 浄 水 場				壺 井 浄 水 場					
			平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	原 水 (伏 流 水)	回 数	原 水 (浅 層 地 下 水)	回 数	平 均 値	回 数
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-	0.002未満	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-	0.002未満	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-	0.002未満	1
4	欠 番		/									
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-	-	0.0004未満	1	-	-	-	-	0.0004未満	1
6	欠 番		/									
7	欠 番		/									
8	トルエン	0.4mg/L以下	-	-	0.04未満	1	-	-	-	-	0.04未満	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	-	-	0.008未満	1	-	-	-	-	0.008未満	1
10	※ 亜 塩 素 酸	0.6mg/l以下	二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。									
11	欠 番		/									
12	※ 二 酸 化 塩 素	0.6mg/L以下	二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。									
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	/	/	0.001未満	1	/	/	/	/	0.001未満	1
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	/	/	0.002未満	1	/	/	/	/	0.002未満	1
15	農 薬 類	検出値と目標値の比の和として、1以下	-	-	0.00	1	-	-	-	-	0.00	1
16	残 留 塩 素	1mg/L以下	/	/	0.69	365	/	/	/	/	0.68	364
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	87.5	2	83.9	4	86.2	2	87.6	2	83.6	4
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.0005未満	4	0.010	4	0.005未満	4
19	遊 離 炭 酸	20mg/L以下	-	-	4.8	1	-	-	-	-	5.7	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	-	-	0.03未満	1	-	-	-	-	0.03未満	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	-	-	0.002未満	1	-	-	-	-	0.002未満	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	-	-	1.5	1	-	-	-	-	1.6	1
23	臭 気 強 度 ( T O N )	3以下	-	-	2	1	-	-	-	-	2	1
24	蒸 発 残 留 物	30mg/L以上200mg/L以下	147	2	150	4	147	2	151	2	149	4
25	濁 度	1度以下	0.01	365	0.01未満	365	0.01	4	0.02	364	0.01未満	364
26	p H 値	7.5程度	7.04	365	7.49	365	7.08	4	6.84	364	7.35	364
27	腐 食 性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-	-	-0.7	4	-	-	-	-	-0.9	4
28	従 属 栄 養 細 菌	2000個/ml以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	-	-	0.01未満	1	-	-	-	-	0.01未満	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.02未満	2	0.02	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.03	2
31	ヘルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下(暫定)	-	-	0.000018	1	-	-	-	-	0.000020	1

※No. 10及び12は、二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。



卓上型濁色度計 水質試験室(石川浄水場)

大阪広域水道企業団受水				末端給水栓									
伊賀受水場		西浦受水場		高区上部系		高区下部系		壺井系		低区系			
				西浦4丁目		西浦6丁目		駒ヶ谷		広瀬		島泉	
平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
0.002未満	1	0.002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.0002未満	1	0.0002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
0.0004未満	1	0.0004未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.04未満	1	0.04未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.008未満	1	0.008未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。													
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。													
0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.71	346	0.70	365	0.37	365	0.39	365	0.38	365	0.56	365	0.55	365
39.5	4	40.5	4	85.8	4	85.8	4	85.2	4	58.5	4	59.1	4
0.002	1	0.005未満	1	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
3.6	1	-	-	4.4	1	5.9	1	6.2	1	4.0	1	3.8	1
0.03未満	1	0.03未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.002未満	1	0.002未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1.4	1	1.5	1	1.5	1	1.3	1	1.2	1
-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
91	4	90	4	155	4	153	4	152	4	116	4	118	4
0.03	49	0.03	53	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
7.25	49	7.28	53	7.5	12	7.6	12	7.4	12	7.4	12	7.4	12
-1.7	4	-1.7	4	-0.6	4	-0.7	4	-0.8	4	-1.1	4	-1.1	4
-	-	-	-	14	1	23	1	18	1	10	1	22	1
0.01未満	1	0.01未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.01未満	1	0.02未満	1	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02未満	4	0.02未満	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



連続水質測定計器 石川浄水場

## 6. 農薬項目検査成績表（浄水場 令和3年度）

（検出値単位:mg/L）

採 水 場 所				浄 水 場					
				石 川 浄 水 場			壺 井 浄 水 場		
				浄 水			浄 水		
検 査 項 目	用 途	目 標 値 (mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数	
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
4	E P N	殺虫剤	0.004	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
5	M C P A	除草剤	0.005	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
6	ア シ ユ ラ ム	除草剤	0.9	0.009未満	0.00	1	0.009未満	0.00	1
7	ア セ フ ェ ー ト	殺虫剤・殺菌剤	0.006	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
8	ア ト ラ ジ ン	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
9	ア ニ ロ ホ ス	除草剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
10	ア ミ ト ラ ズ	殺虫剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
11	ア ラ ク ロ ー ル	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
12	イ ソ キ サ チ オ ン	殺虫剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
13	イ ソ フ ェ ン ホ ス	殺菌剤	0.001	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
14	イ ン プ ロ カ ル プ (MIPC)	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
15	イ ン プ ロ チ オ ラ ン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
16	イ ン プ ロ ベ ン ホ ス (IBP)	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
17	イ ミ ノ ク タ ジ ン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	-	-	-	-	-	-
18	イ ン ダ ノ フ ェ ン	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
19	エ ス プ ロ カ ル プ	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
20	エ ト フ ェ ン プ ロ ッ ク ス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
21	エ ン ド ス ル フ ェ ン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
22	オ キ サ ジ ク ロ メ ホ ン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
23	オ キ シ ン 銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
24	オ リ サ ス ト ロ ビ ン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
25	カ ズ サ ホ ス	殺虫剤	0.0006	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
26	カ フ ェ ン ス ト ロ ー ル	殺虫剤・除草剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
27	カ ル タ ッ プ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
28	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
29	カルボフラン	代謝物	0.0003	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
30	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
31	キャプタン	殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
32	クミルロン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
33	グリホサート	除草剤	2	0.02未満	0.00	1	0.02未満	0.00	1
34	グリホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
35	クロメプロップ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
36	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
37	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
38	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
39	シアナジン	除草剤	0.001	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
40	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1

採 水 場 所				浄 水 場					
				石 川 浄 水 場			壺 井 浄 水 場		
				浄 水			浄 水		
検 査 項 目	用 途	目 標 値 (mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数	
41	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
42	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
43	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
44	ジクワット	除草剤	0.01	-	-	-	-	-	-
45	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
46	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
47	ジチオピル	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
48	シハロホップブチル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
49	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
50	ジメタメトリン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
52	シメトリン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
53	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
54	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤 ・除草剤	0.8	0.008未満	0.00	1	0.008未満	0.00	1
55	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
56	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
57	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
59	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002	0.00002未満	0.00	1	0.00002未満	0.00	1
62	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
63	トリクロピル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
64	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
65	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 ・植物成長調整剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
66	トリフルラリン	除草剤	0.06	0.0006未満	0.00	1	0.0006未満	0.00	1
67	ナプロパミド	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
68	パラコート	除草剤	0.005	-	-	-	-	-	-
69	ピペロホス	除草剤	0.0009	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
70	ピラクロニル	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
71	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
72	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
74	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
75	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
76	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	0.000005未満	0.00	1	0.000005未満	0.00	1
77	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤 ・植物成長調整剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
78	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
79	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
80	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1

採 水 場 所				浄 水 場					
				石 川 浄 水 場			壺 井 浄 水 場		
				浄 水			浄 水		
検 査 項 目	用 途	目 標 値 (mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数	
81	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	0.00007未満	0.00	1	0.00007未満	0.00	1
82	フェントラザミド	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
83	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
84	ブタクロール	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
85	ブタミホス	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
86	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
88	プレチラクロール	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
89	プロシミドン	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
90	プロチオホス	殺虫剤	0.007	0.00007未満	0.00	1	0.00007未満	0.00	1
91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
92	プロピザミド	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
93	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
94	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
95	ベノミル	殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
96	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
97	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
99	ベンタゾン	除草剤	0.2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1
100	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
101	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
102	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
103	ベンフレセート	除草剤	0.07	0.0007未満	0.00	1	0.0007未満	0.00	1
104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
105	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	0.007未満	0.00	1	0.007未満	0.00	1
106	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
107	メソミル	殺虫剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
108	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1
109	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
110	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
111	メトリブジン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
112	メフェナセット	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
113	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
114	モリネート	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
検出指標値 (検出値/目標値) の総和		-	1以下	-	0.00	111	-	0.00	111







〔日野検査室〕

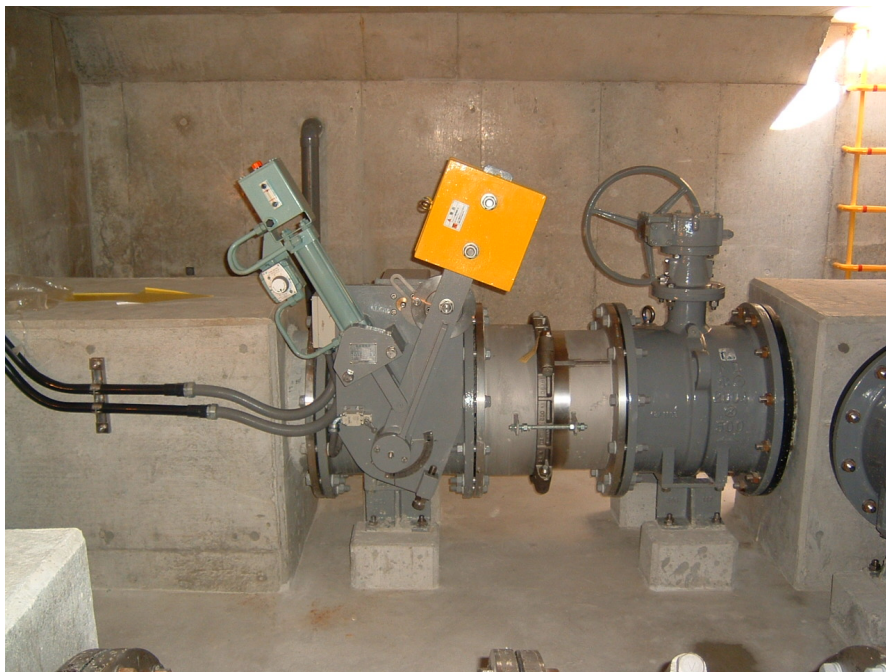


〔太満池検査室〕

大阪広域水道企業団水質管理センター 河南水質管理ステーションの各検査室における検査機器状況。

※本市の水質検査は、原則河南水質管理ステーションで行っています。

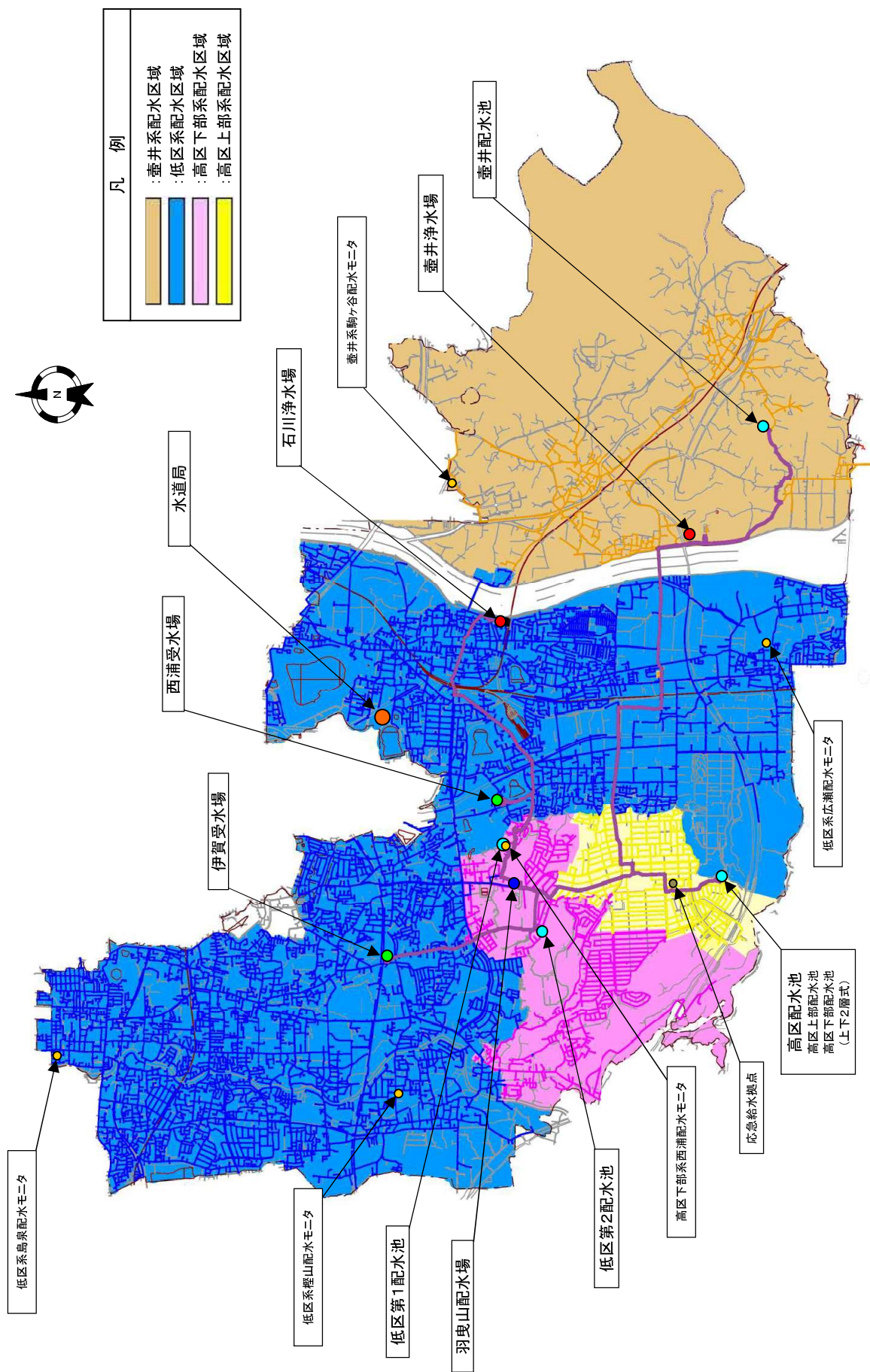
# VII 施 設



緊急遮断弁（高区配水池）

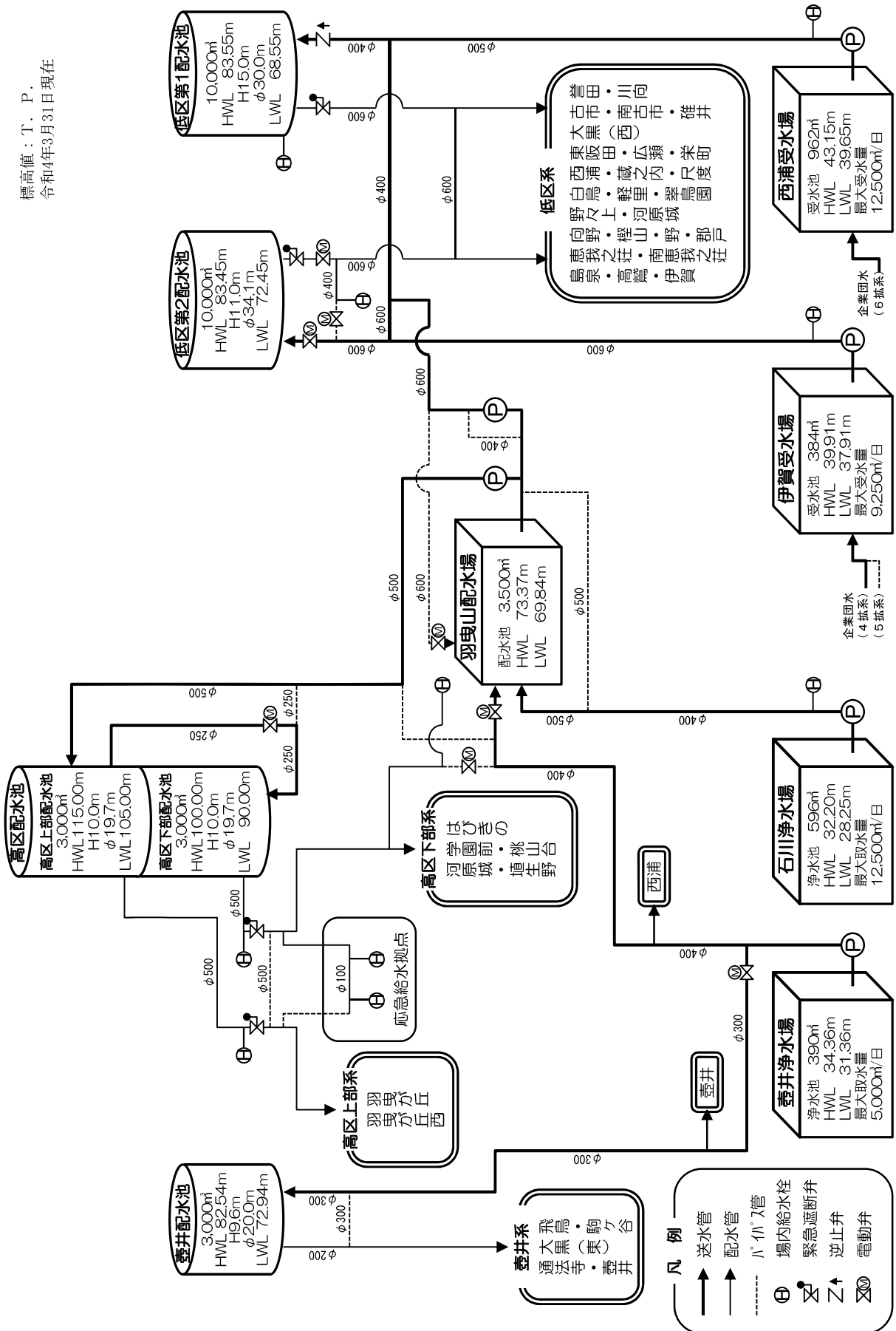


# 1. 水道施設・配水区域図

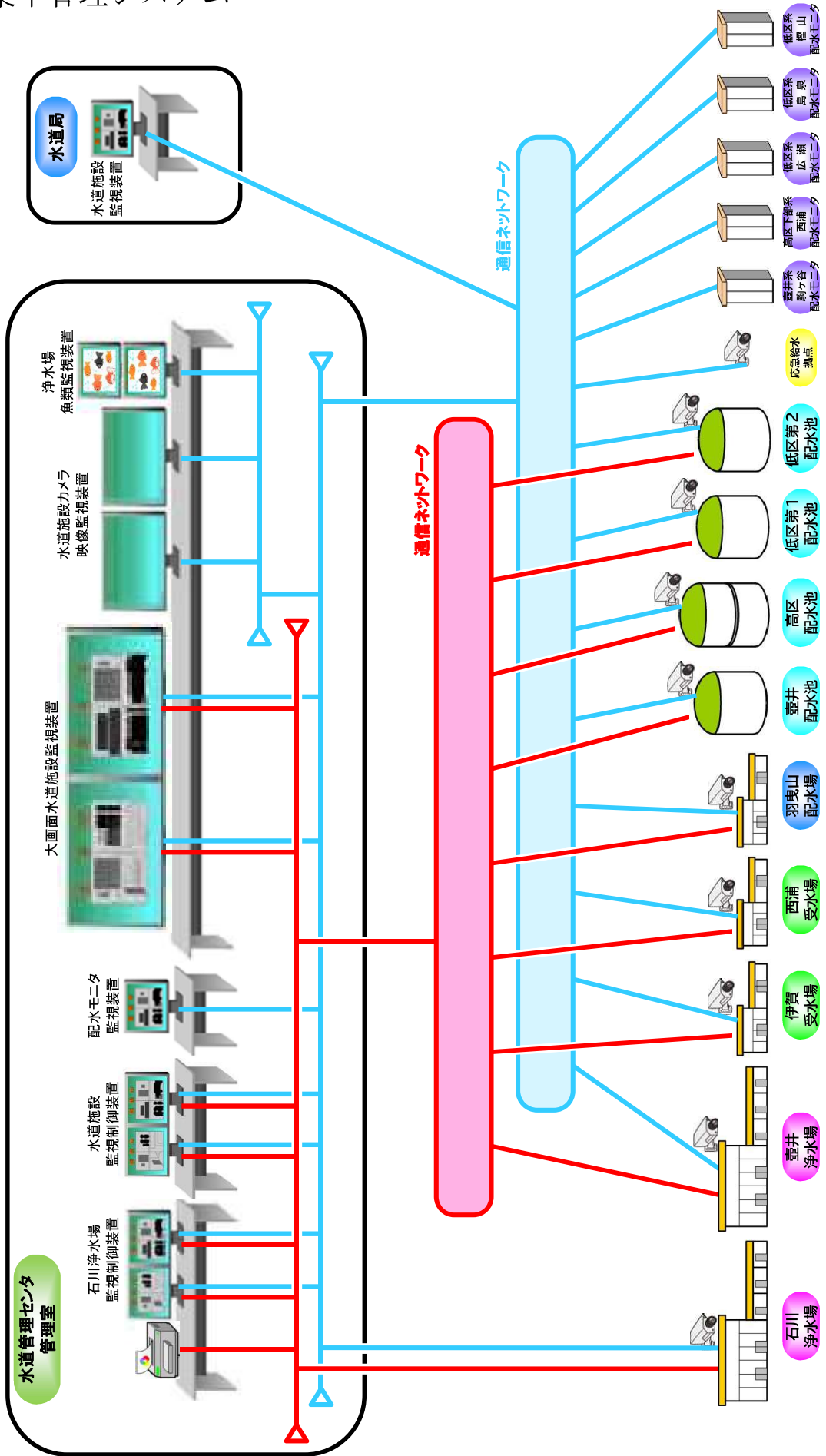


## 2. 送配水系統図

標高値：T. P.  
令和4年3月31日現在



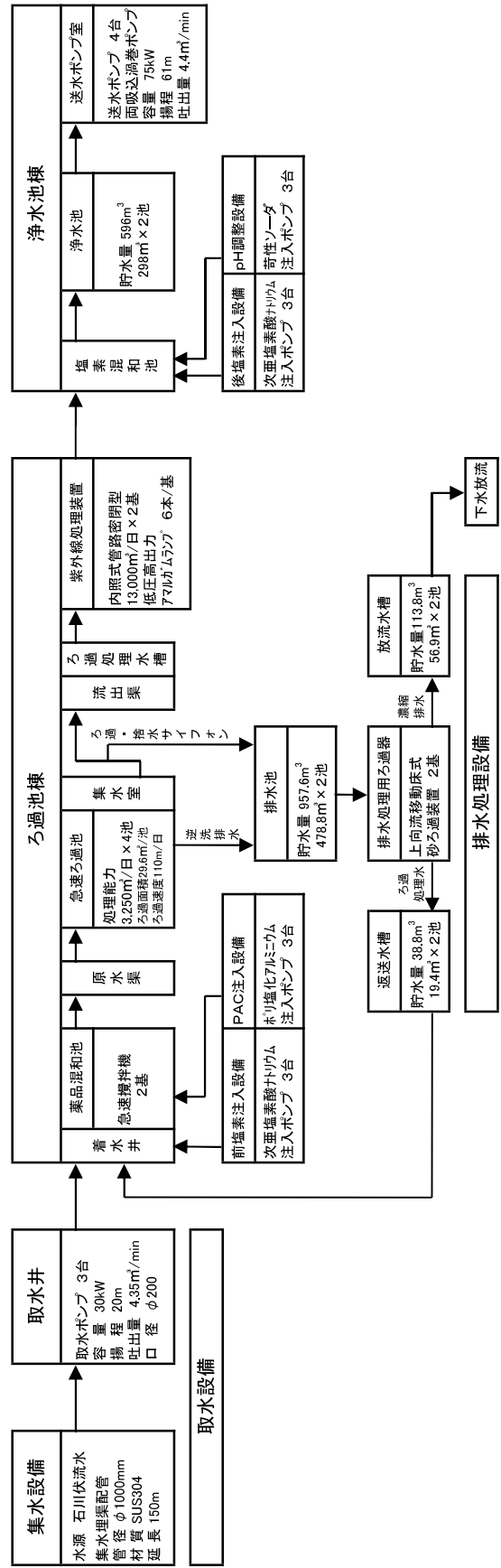
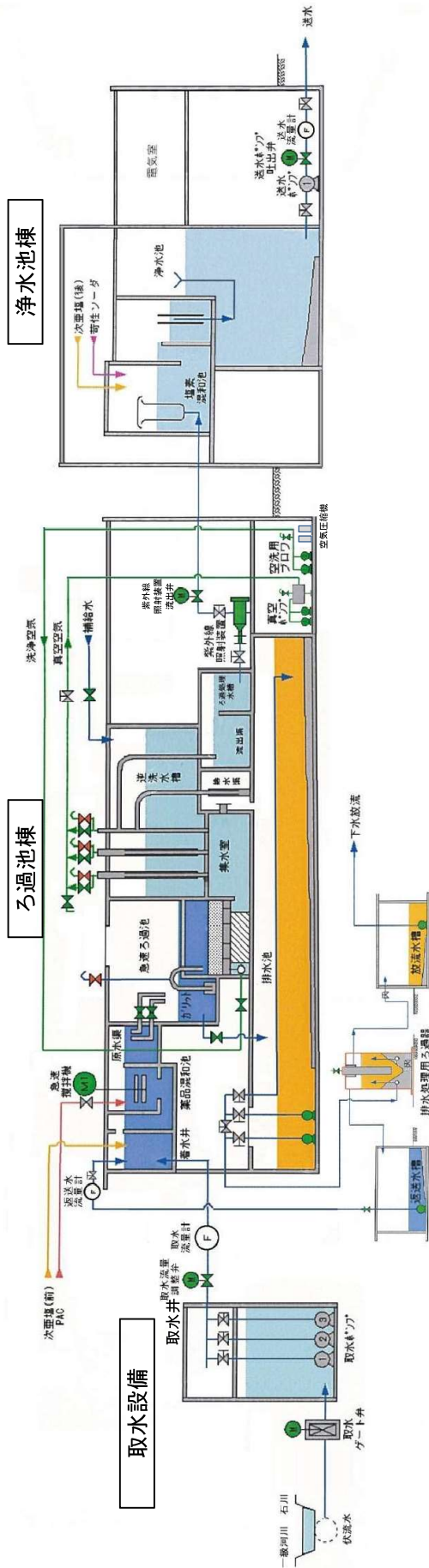
### 3. 集中管理システム







# 石川浄水場 水処理フロー図



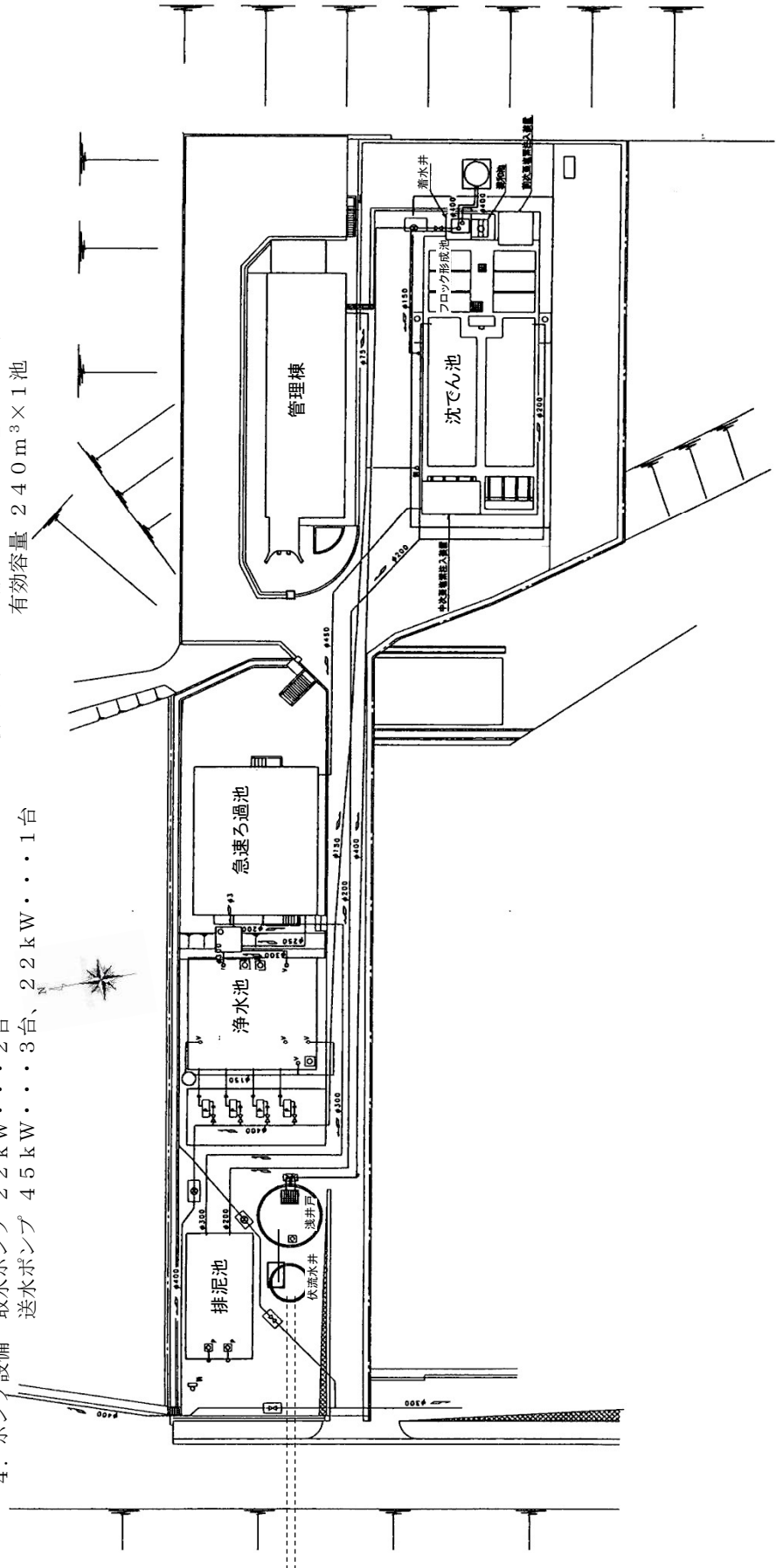
## (2) 壺井浄水場

### (2) 壺井浄水場

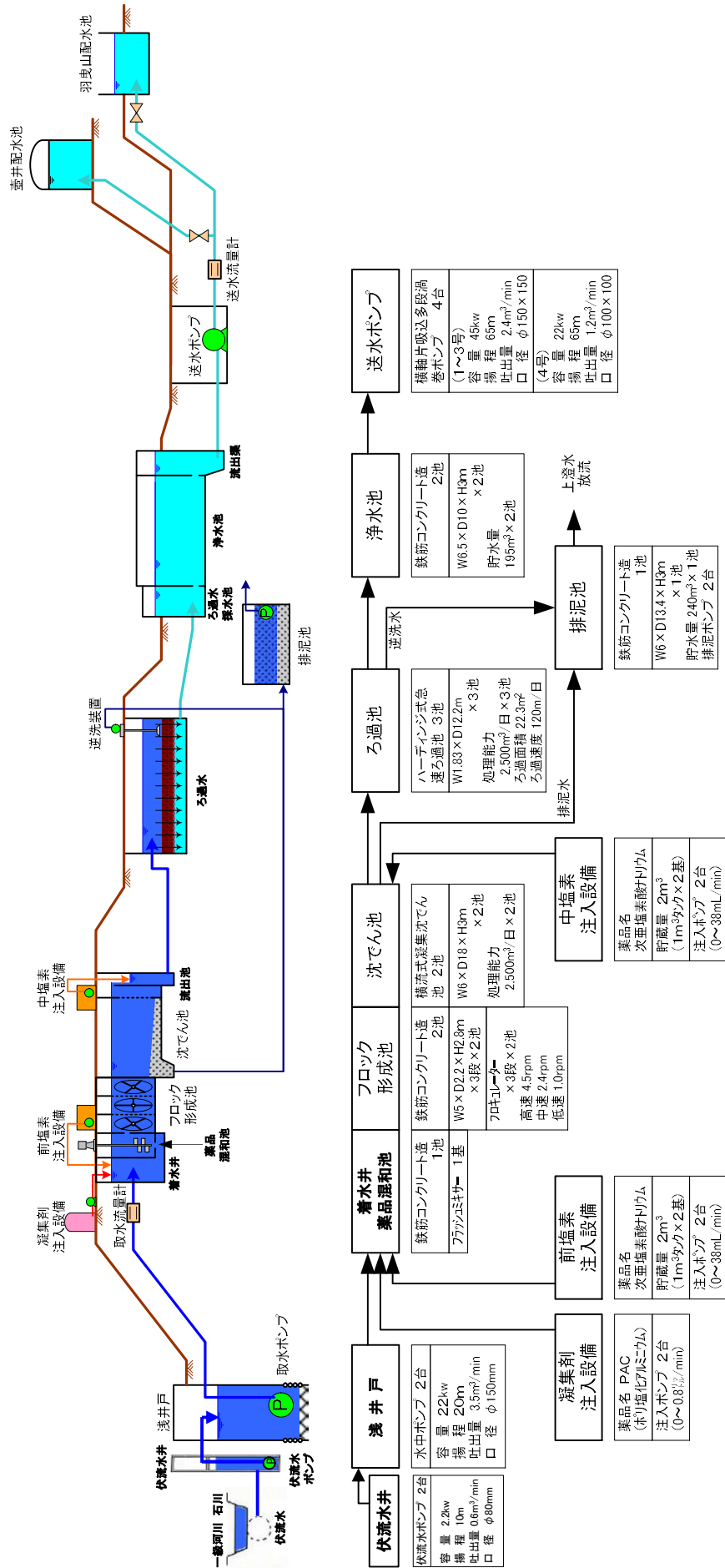
施設概要 (昭和48年3月竣工)

1. 位置 羽曳野市壺井154番地の1
2. 施設能力 5,000 m<sup>3</sup>/日 (最大取水量5,000 m<sup>3</sup>/日)
3. 水源 浅井戸 円形鉄筋コンクリート造・・・1井  
(内径6m 深さ13m)  
伏流水 (大和川水系石川)  
許可取水量 最大 0.0085 m<sup>3</sup>/秒  
一日最大 730 m<sup>3</sup>/日
4. ポンプ設備 取水ポンプ 22 kW・・・2台  
送水ポンプ 45 kW・・・3台、2.2 kW・・・1台

5. 沈でん池 横流式凝集沈でん池・・・2池  
鉄筋コンクリート造  
(長さ18m 幅6m 深さ3m) × 2池
6. 急速ろ過池 屋内ハーゲンサイジ式・・・3池  
鉄筋コンクリート造  
(ろ過面積22.3 m<sup>2</sup> ろ過速度 120 m/日) × 3池
7. 浄水池 鉄筋コンクリート造・・・2池  
有効容量 195 m<sup>3</sup> × 2池
8. 排泥池 鉄筋コンクリート造・・・1池  
有効容量 240 m<sup>3</sup> × 1池



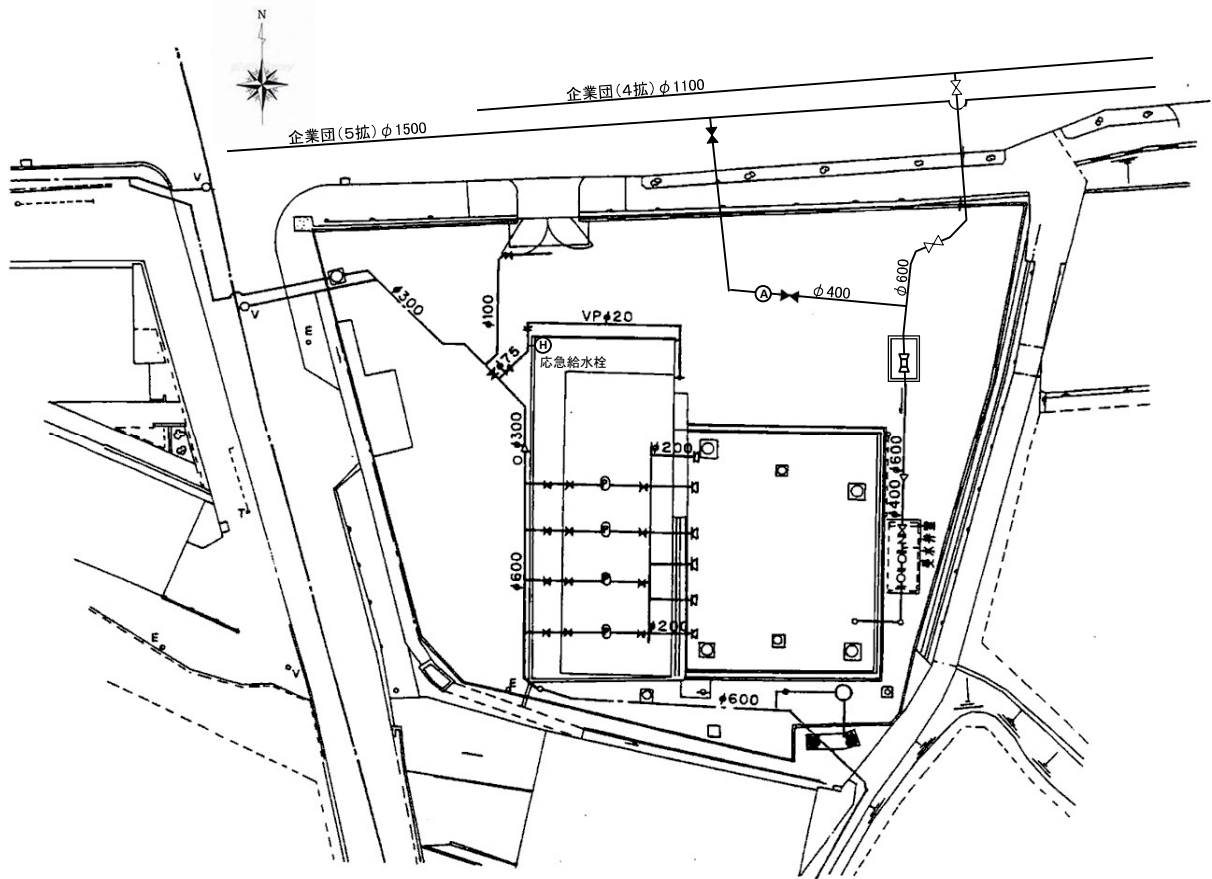
# 壺井浄水場 水処理フロー図



### (3)伊賀受水場

施設概要 (昭和42年3月竣工、昭和62年7月改良)

1. 位置 羽曳野市伊賀3丁目17番10号
2. 施設能力  $26,000\text{m}^3/\text{日}$
3. 計画分水量  $9,250\text{m}^3/\text{日}$
4. ポンプ設備  $75\text{kW}\cdots 3\text{台}$   
 $45\text{kW}\cdots 1\text{台}$
5. 受水池 鉄筋コンクリート造 $\cdots 1\text{池}$   
有効容量 $384\text{m}^3 \times 1\text{池}$

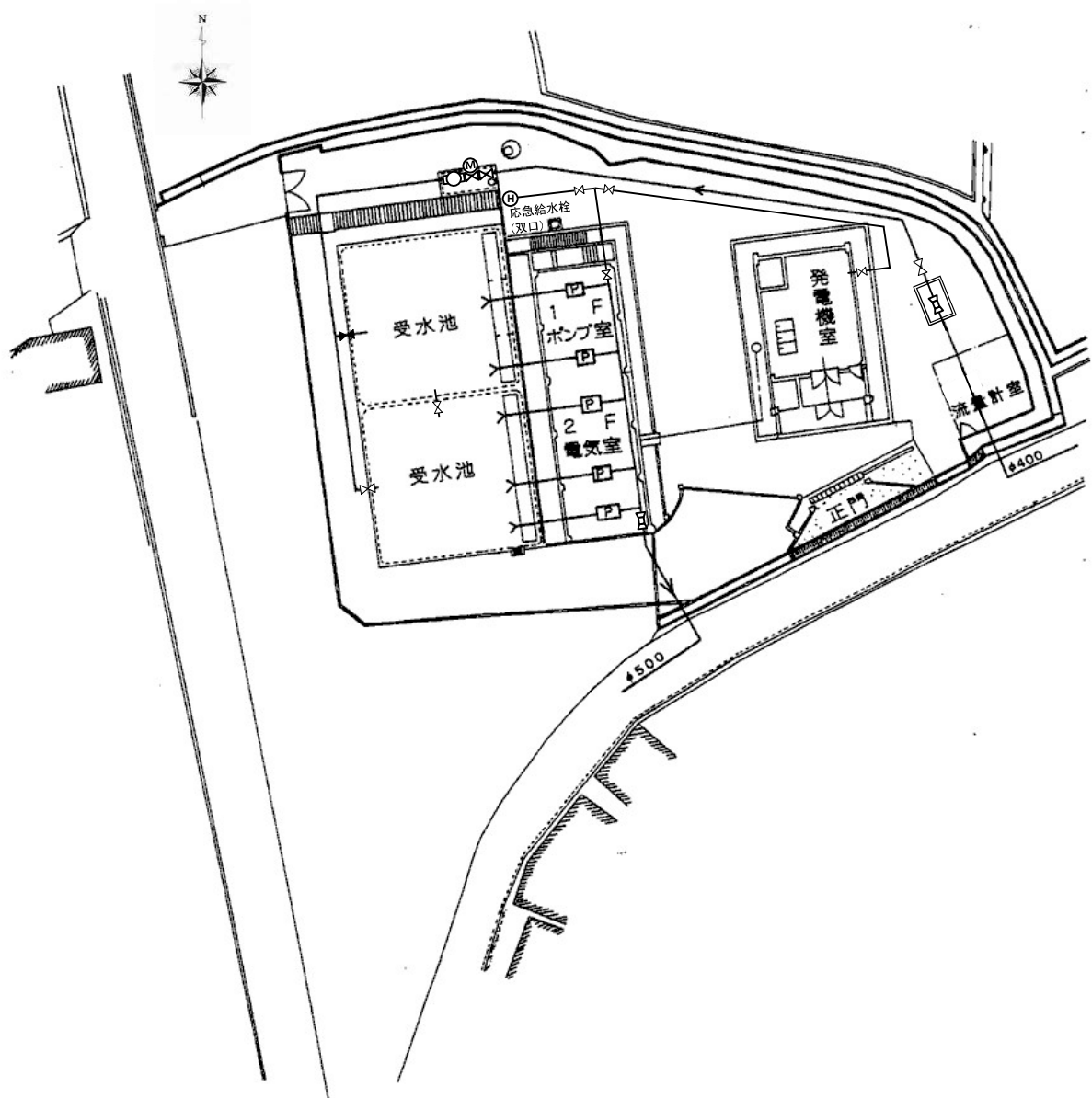




#### (4) 西浦受水場

施設概要 (昭和59年11月竣工)

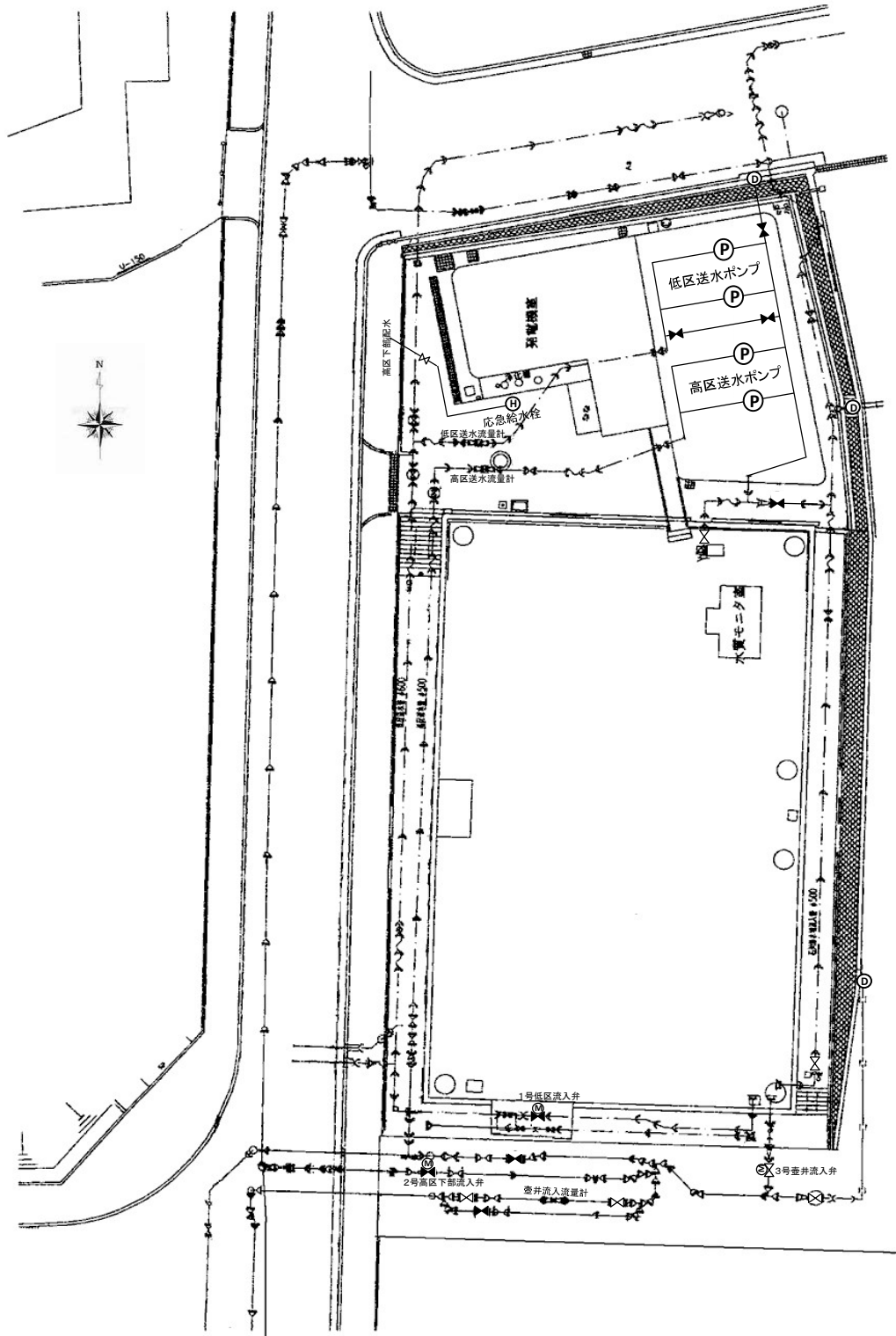
1. 位置 羽曳野市西浦6丁目465番地の3
2. 施設能力  $30,000\text{m}^3/\text{日}$
3. 計画分水量  $12,500\text{m}^3/\text{日}$
4. ポンプ設備  $75\text{kW} \cdots 3\text{台}$   
 $45\text{kW} \cdots 2\text{台}$
5. 受水池 鉄筋コンクリート造  
有効容量  $481\text{m}^3 \times 2\text{池}$
6. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式  
発電機  $3\phi 3W 6,600V 400\text{kVA}$



### (5)羽 曳 山 配 水 場

施設概要 (昭和39年3月竣工、平成2年10月改良)

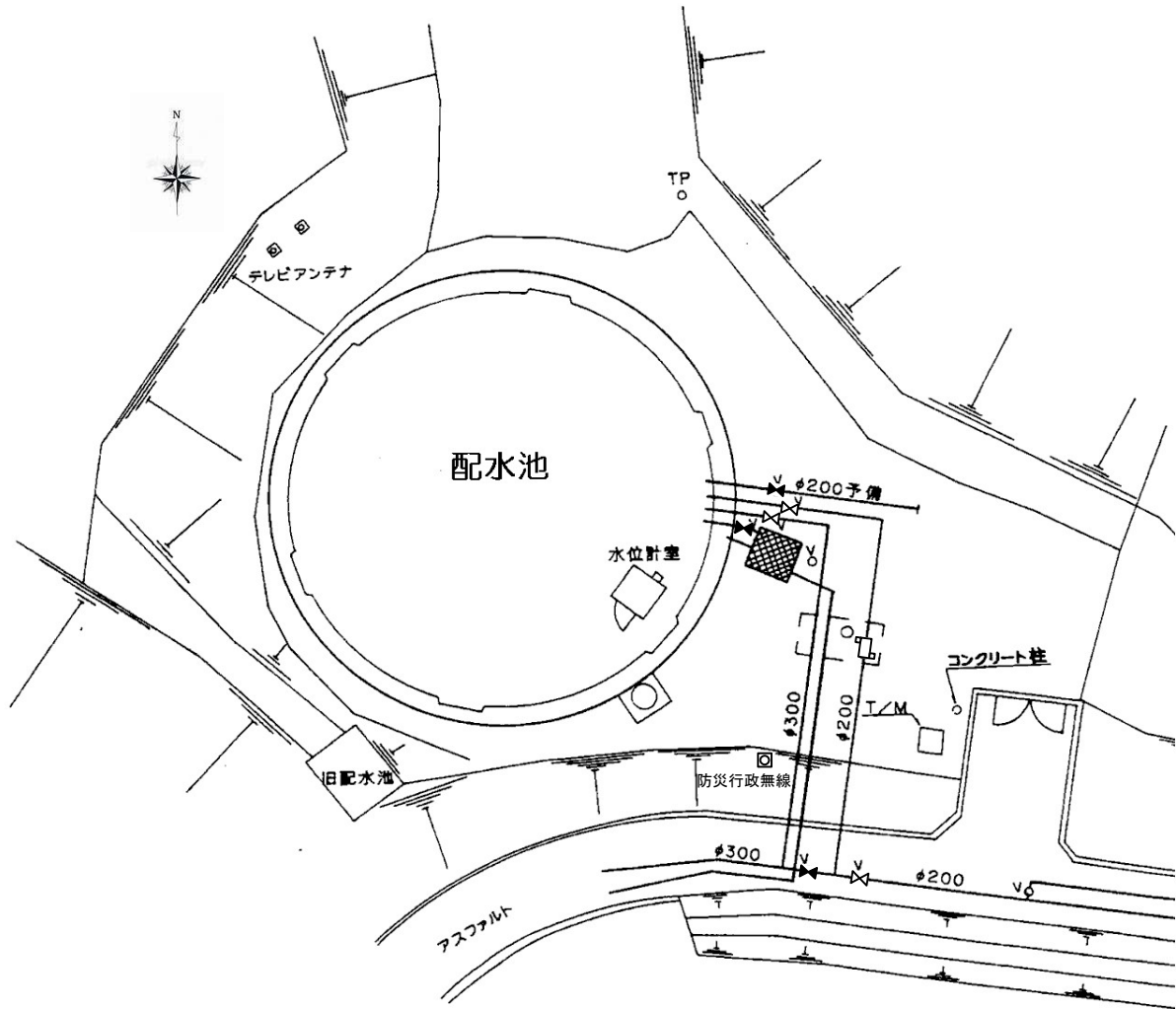
1. 位 置 羽曳野市はびきの2丁目8番20号
2. 配 水 池 鉄筋コンクリート造・・・1池  
有効容量3,500m<sup>3</sup>×1池
3. ポンプ設備 低区送水 60kW・・・2台  
高区送水 110kW・・・2台
4. 非常用発電設備 原動機 ディーゼル式  
発電機 3φ3W 6,600V 500kVA



## (6) 壺井配水池

施設概要 (昭和47年6月竣工)

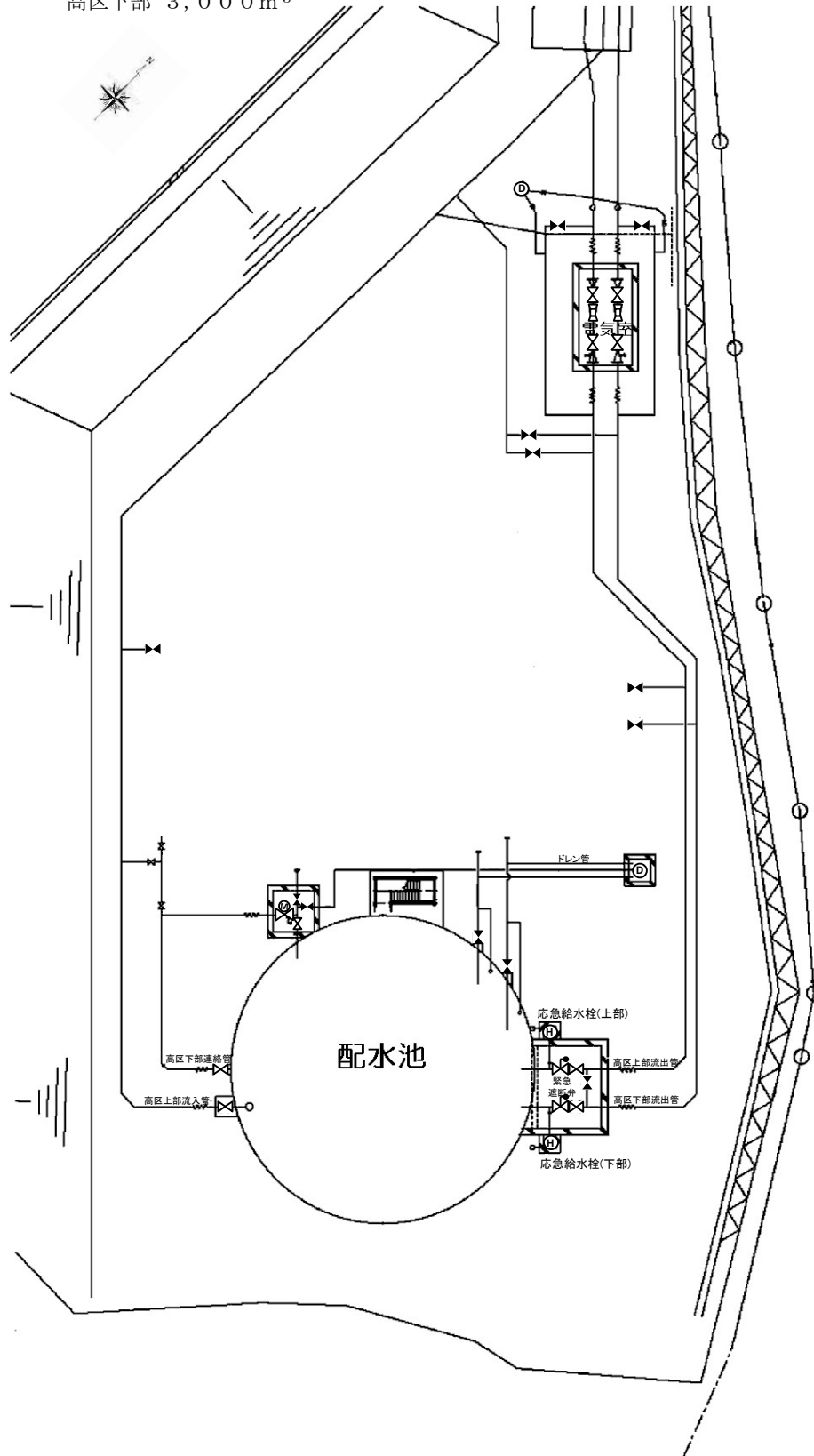
1. 位置 羽曳野市古市2271番地の119
2. 配水池 プレストレストコンクリート造  
直径20m 有効水深 9.6m
3. 有効容量 3,000m<sup>3</sup>



## (7) 高区配水池

施設概要 (平成18年3月竣工)

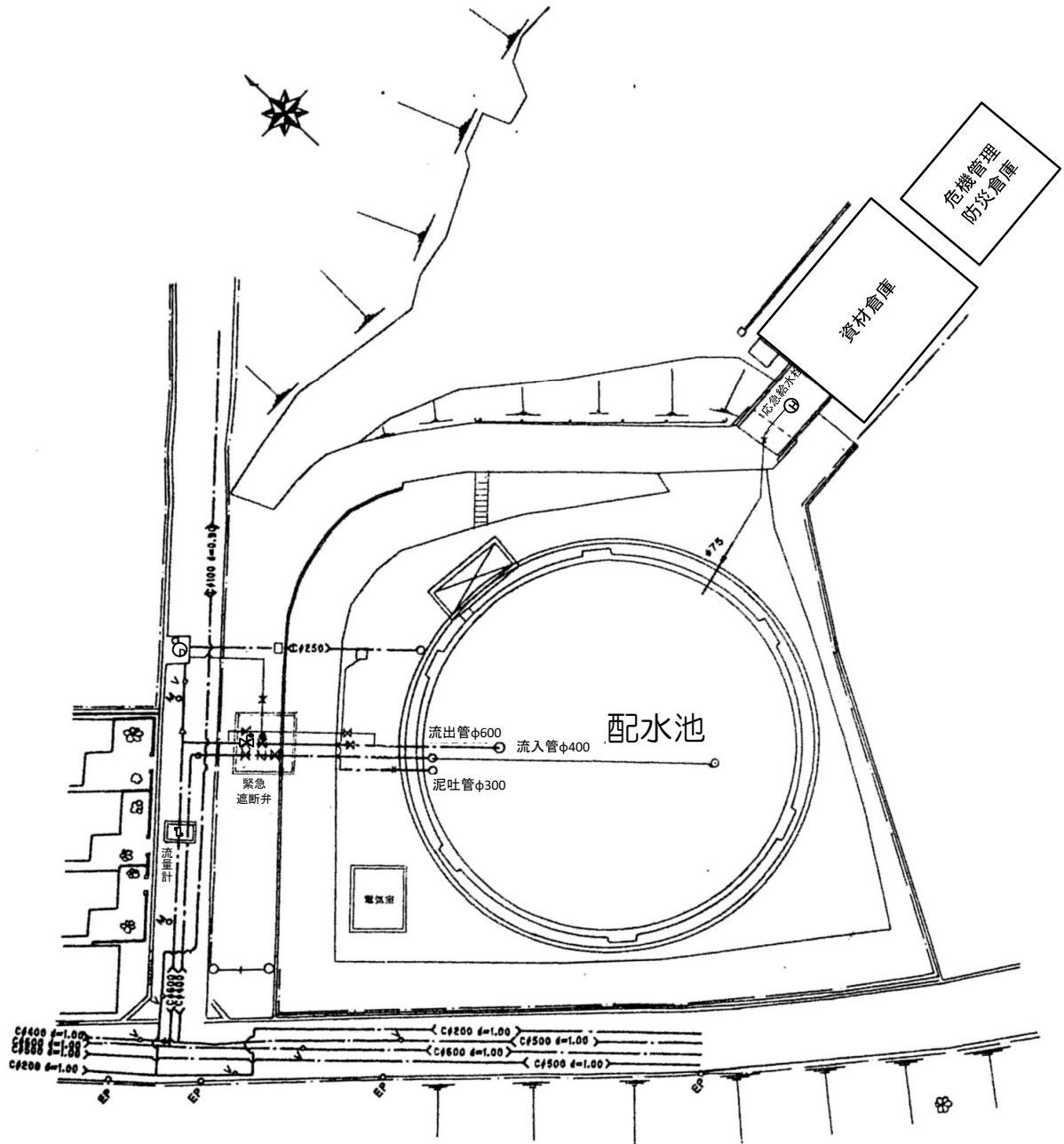
1. 位置 羽曳野市羽曳が丘9丁目295-86
2. 配水池 溶接構造ステンレス製円筒形たて型2層配水池  
 高区上部配水池(上層) 直径19.7m 有効水深10m  
 高区下部配水池(下層) 直径19.7m 有効水深10m
3. 有効容量 高区上部 3,000m<sup>3</sup>  
 高区下部 3,000m<sup>3</sup>



### (8) 低区第1配水池

施設概要 (昭和49年10月竣工、平成12年3月改良)

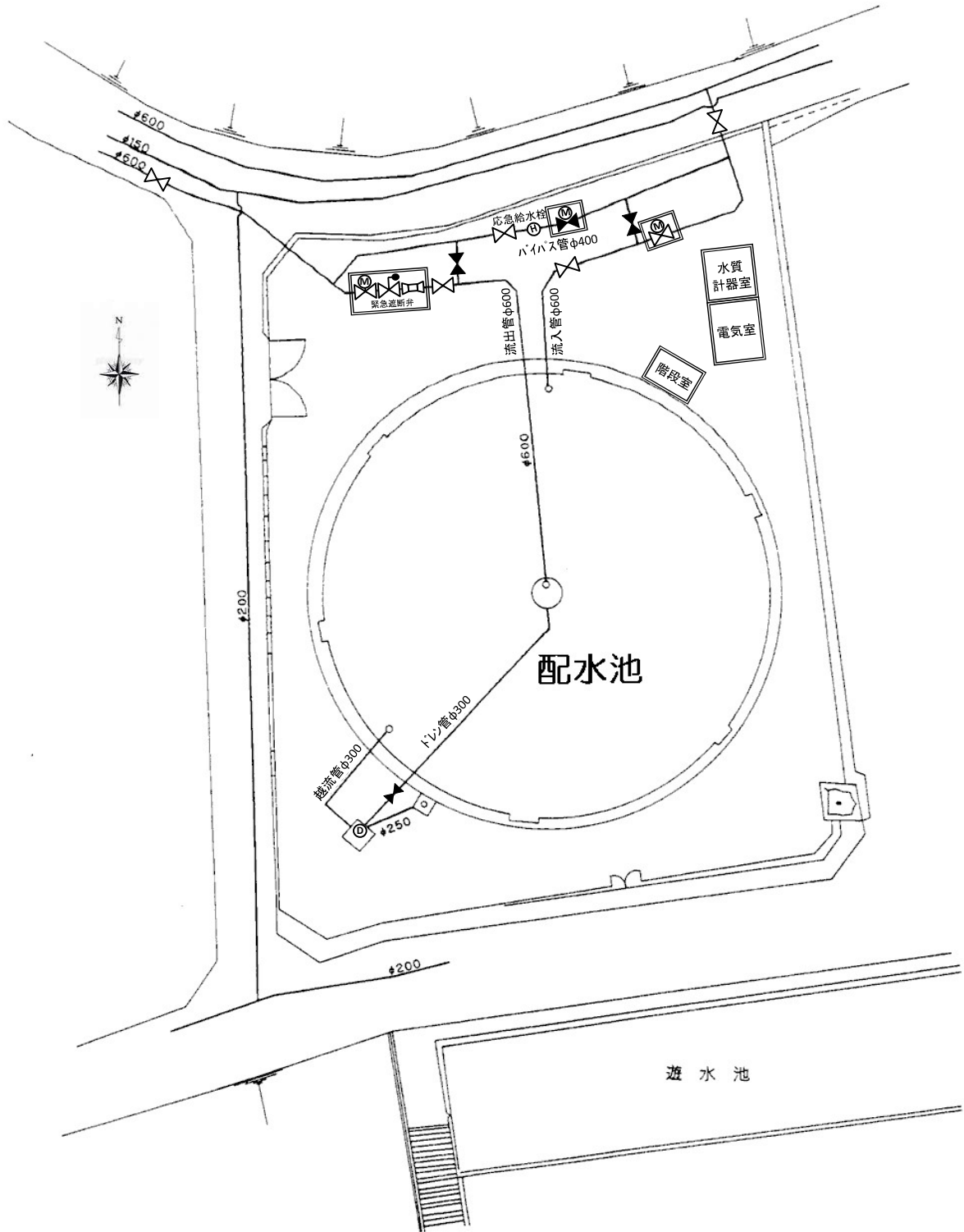
1. 位置 羽曳野市西浦6丁目81番地
2. 配水池 プレストレストコンクリート造  
直径30m 有効水深 1.5m
3. 有効容量 10,000m<sup>3</sup>



### (9)低区第2配水池

施設概要 (昭和58年8月竣工)

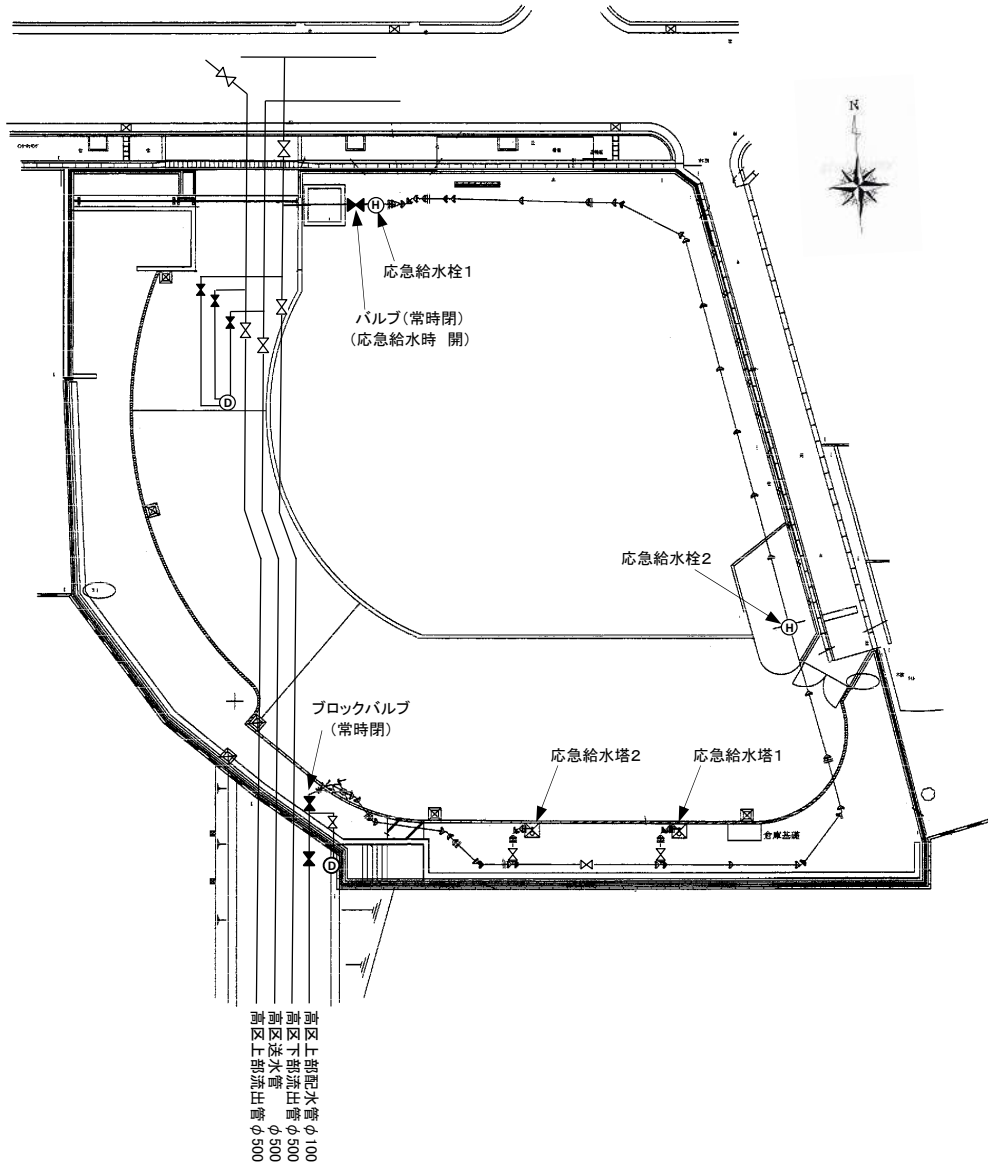
1. 位置 羽曳野市学園前1丁目5番12号
2. 配水池 プレストレストコンクリート造  
直径34.1m 有効水深 1.1m
3. 有効容量 10,000m<sup>3</sup>



# (10) 応急給水拠点

施設概要 (平成23年1月竣工)

- 1. 位置 羽曳野市羽曳が丘西1丁目1番9号
- 2. 給水施設 応急給水塔 2基  
               応急給水栓 2基

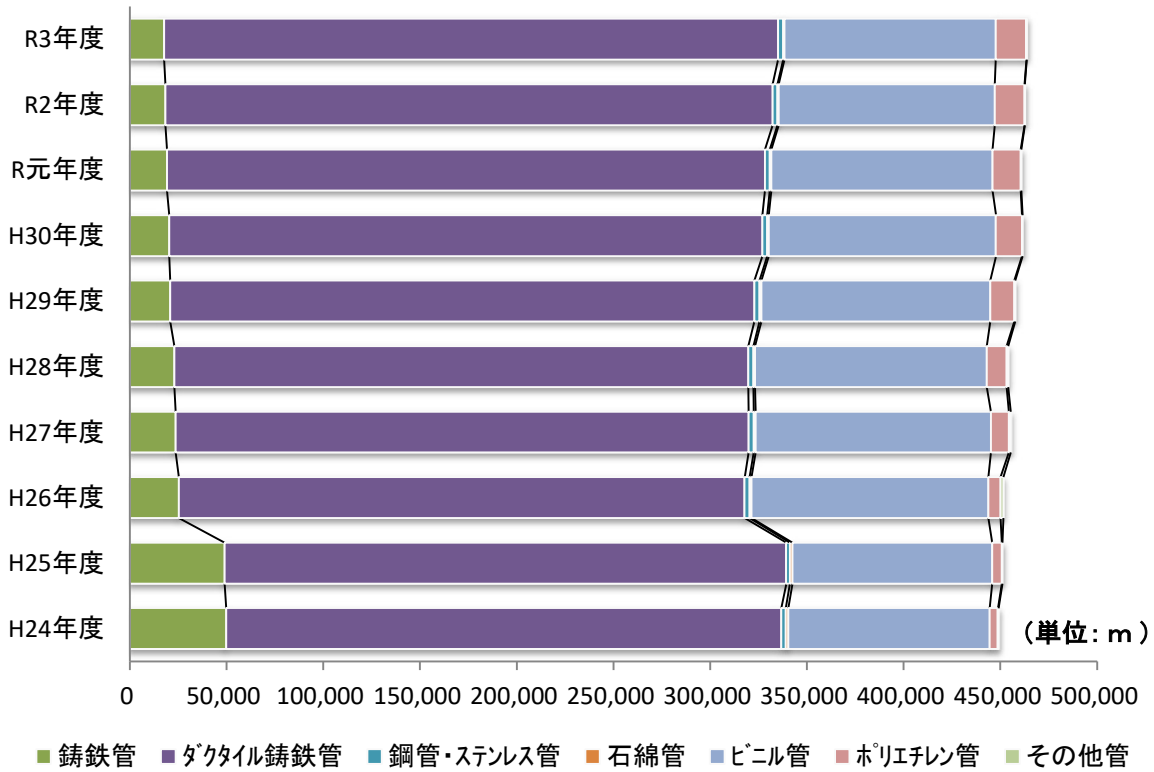


## 5. 導送配水管状況

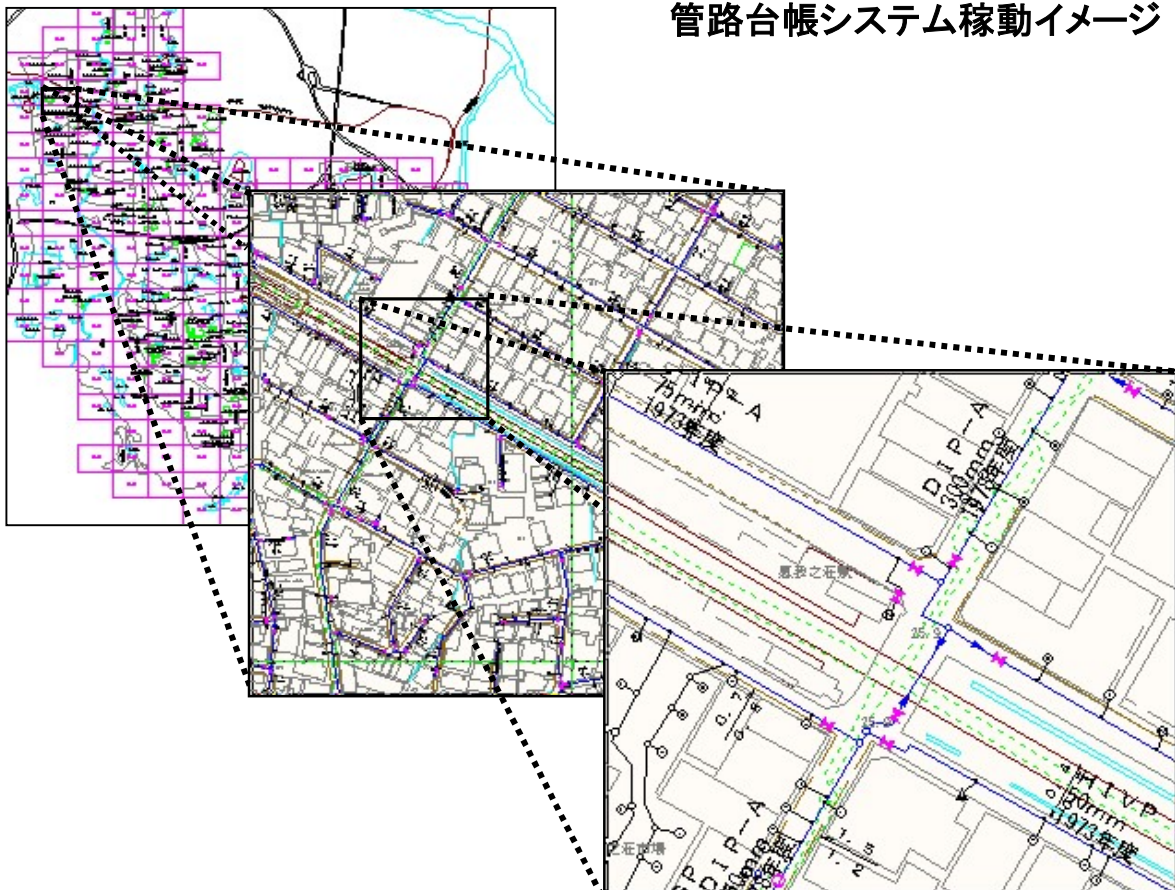
管種	区分	口径 mm	R 2年度末延長	R 3年度新設	R 3年度撤去	R 3年度末延長
			m	m	m	m
鑄鉄管		50以下	410.0	0.0	80.3	329.7
		75	100,128.3	2,747.2	713.1	102,162.4
		100	94,707.3	220.0	153.9	94,773.4
		150	60,823.2	645.1	65.4	61,402.9
		200	27,240.6	87.0	0.0	27,327.6
		250	839.7	2.2	0.0	841.9
		300	19,529.6	685.2	441.0	19,773.8
		350	4,651.5	1.9	0.0	4,653.4
		400	9,535.3	0.5	6.0	9,529.8
		450	19.7	0.0	0.0	19.7
		500	5,271.0	0.0	0.0	5,271.0
		600	9,087.0	0.3	0.0	9,087.3
	計		332,243.2	4,389.4	1,459.8	335,172.9
鋼管		50以下	1,144.0	46.3	0.0	1,190.3
		75	41.7	0.0	0.1	41.6
		100	5.0	0.0	0.0	5.0
		150	78.6	0.0	0.0	78.6
		200	229.5	0.0	0.0	229.5
		250	24.8	0.0	0.0	24.8
		300	419.3	0.0	4.0	415.3
		400	273.9	0.0	0.0	273.9
		450	6.6	0.0	0.0	6.6
		500	18.4	0.0	0.0	18.4
	600	24.6	0.0	0.0	24.6	
	計		2,266.4	46.3	4.1	2,308.6
ステンレス管		100	25.8	0.0	0.0	25.8
		150	16.6	0.0	0.0	16.6
		200	88.7	0.0	0.0	88.7
		250	24.5	0.0	0.0	24.5
		300	20.4	0.0	0.0	20.4
		400	61.7	0.0	0.0	61.7
	500	45.7	0.0	0.0	45.7	
	計		283.4	0.0	0.0	283.4
石綿管		50以下	140.6	0.3	0.0	140.9
		75	408.4	0.0	12.8	395.6
		100	167.0	0.0	42.3	124.7
		125	10.0	0.0	0.1	9.9
	計		726.0	0.3	55.1	671.1
硬質塩化ビニル管		50以下	94,385.3	185.1	1,918.6	92,651.8
		75	11,343.5	6.5	681.2	10,668.8
		100	5,245.8	0.0	29.6	5,216.2
		150	651.1	0.0	0.0	651.1
		200	0.0	0.0	0.0	0.0
		300	26.7	0.0	0.0	26.7
		350	0.0	0.0	0.0	0.0
	計		111,652.4	191.6	2,629.4	109,214.6
ポリエチレン管		50以下	13,912.9	510.0	89.4	14,333.5
		75	50.0	0.0	0.0	50.0
		100	1.5	0.0	0.0	1.5
		150	58.8	0.0	0.0	58.8
		200	26.9	0.0	0.0	26.9
		400	217.6	0.0	0.0	217.6
	計		14,267.7	510.0	89.4	14,688.3
FRP管		150	38.2	0.0	0.0	38.2
		200	45.0	0.0	0.0	45.0
		400	958.8	0.0	0.0	958.8
		計		1,042.0	0.0	1,042.0
その他・不明管		50以下	72.1	0.0	10.0	62.1
		75	30.3	0.0	0.5	29.8
		100	8.1	0.0	0.0	8.1
		150	119.9	0.0	0.2	119.7
		200	0.0	0.0	0.0	0.0
		250	7.9	0.0	0.0	7.9
		300	13.3	0.0	0.0	13.3
		350	2.6	0.0	0.0	2.6
		400	33.4	6.5	0.0	39.9
		500	0.0	0.0	0.0	0.0
		600	0.0	0.0	0.0	0.0
	不明	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計		287.6	6.5	10.7	283.4
総延長			462,768.7	5,144.1	4,248.5	463,664.3



## 導送配水管延長の推移



## 管路台帳システム稼働イメージ





# VIII 資 料



給水タンク車



(令和3年4月号より)

**被害が発生しています！  
ニセ水道局職員にご注意ください**

水道局職員を装って、皆さんの自宅を訪問し、下記のようなトラブルが発生しています。不審に思われた時は、身分証明書の提示を求め、確認いただくか、水道局へ問い合わせください。



- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする
- 事前連絡の無い水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

☒ 水道局

(令和3年5月号より)

**「水漏れかな?」と思ったら**

- 道路～水道メータの間で水が漏れているときは、水道局まで連絡してください。水道局または委託業者が修理対応します。
  - 宅内で水が漏れているときは、水道メータの横にある止水栓を止め、羽曳野市指定工事店に修理依頼してください。
- ※修理箇所がメータより内側の宅内の場合修理費用は必要です。  
なお、水道料金は減免制度が適用される場合もあります。不明な点は、水道局までお問い合わせください。

**<簡単な宅内の漏水発見方法>**

家庭内のすべての蛇口を止めた後、水道メータのパイロットが回っている場合は、漏水しています。

☒ 水道局総務課



(令和3年6月号より)

**「生活も ウイルス予防も 蛇口から」**

6月1日から7日までは「第63回水道週間」です。水道について理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業の更なる発展に役立てることを目的としています。

この機会に水質安全や水の大切さを理解していただくとともに、将来に向かって、大切な資源である「いのちの水」について関心を更に深めていただくようお願いします。



(令和3年7月号より)

**健康のために水を飲もう！！**

人間のからだの約60%は水分で、1日に2.5ℓ水が必要です。のどの渇きは「脱水」の証拠です。気温が高くなるこの時期外出時には、水筒やペットボトルを携帯し、熱中症にならないためにこまめに水分補給をしましょう。

[問合せ] 水道局総務課

☎ 072-958-1111 (内線 5013)



(令和3年8月号より)

**被害が発生しています！！ にせ水道局職員にご注意ください！**

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、【水道料金を請求する】【家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする】【事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする】などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書を確かめるか、水道局までお問い合わせください。

☒ 水道局

(令和3年10月号より)

**鉛製給水管の取替え工事を行っています**

「鉛製給水管」は水道を長期間使用しない場合、わずかながら鉛が溶け出すことがあります。通常の使用状態では問題がないことを確認しておりますが、より安心してご利用いただくために、朝一番や長い間留守にした後などの使いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度（約6ℓ）を目安に、飲み水以外（トイレや洗濯など）に使用されることをおすすめします。

水道局では、配水管の工事や修繕工事などにあわせ「鉛製給水管」取替え工事を随時行っています。

☒ 水道局



**貯水槽水道の設置者さまに、衛生管理のお願い**

いつでも安心な水を使っていたくためにビル・マンションなどの貯水槽水道の適正な管理が求められています。

**<<水槽の清掃>>**

1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

**<<水槽の点検>>**

水槽の損傷の有無および状況などについて定期的に点検を行ってください。

**<<水質検査の実施>>**

蛇口の水の色・濁り・臭いおよび味など、異常の有無についての検査を定期的に行ってください。なお、給水される水に異常を認めたときは、水道法に基づく水質検査を行ってください。

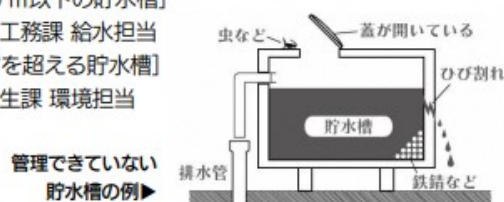
※ただし、10㎡を超える貯水槽水道設置者は水道法による衛生管理が義務づけられています。専門業者（貯水槽水道清掃業務）による点検清掃および法定検査を受検してください。

☒ [10㎡以下の貯水槽]

水道局工務課 給水担当

[10㎡を超える貯水槽]

環境衛生課 環境担当





### 水道メータ交換での宅地内作業にご協力をお願いします

計量法により定められた有効期間（8年）満了までに水道メータ交換を無料で行っていきます。

委託業者が事前に「お知らせとお願い」を配付し、皆様の宅地内（メータボックス）で交換を行います。

不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか水道局へお問い合わせください。

※メータ交換の際 15～30分間、水が止まりますのでご了承ください。交換後、配管内に空気が混入して水が白く濁る場合がありますが、少し水を出せば解消し問題ありません。

☎ 水道局



### （令和3年11月号より）

#### 引越しのときは、早めに連絡を！～水道局からのお願い～

##### ＜水道の使用を中止される時＞

引越しにより水道の使用を中止される時は、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までには必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続き料金がかかりますのでご注意ください。

##### ＜新たに水道を使用される時＞

水道を使用される2～3日前までには必ず使用開始のご連絡をください。

##### ＜お支払いは便利な口座振替を！＞

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印かんを持参の上、直接手続きをしてください。

☎ 水道料金お客様センター ☎ 072-957-7770（直通）

（平日9:00～17:30 / 休日9:00～17:00）

※例・年末年始（12月29日～1月3日）除く

### （令和3年12月号より）

#### 水道局からのお知らせ

12月29日(水)～1月3日(月)の期間の水道の修理は、お問い合わせください。

☎ 072-958-1111

### 羽曳野のおいしい水 ～水道水を飲もう～

#### 水道水の安全性や 料金について

日本の水道水の水質基準は、世界でもトップクラスで、水道法の規定に基づき『51項目の水質基準』に適合する必要がある、非常に厳しく安全確保に努めています。羽曳野の水道水もより一層ご利用いただけるよう安定した供給に努めてまいります。



水道水は安全で値段的にもお得  
平均的な水道料金  
(1カ月で25㎡使用した場合)  
・家庭のお風呂1回あたり30円  
・ペットボトル(500ml)1本分  
0.075円

※水質基準および水道料金は市ウェブサイトにも掲載しています。

☎ 水道局総務課 総務担当

### （令和4年1月号より）

#### 寒い冬 水道管も凍ります ～水道管にも冬支度を！～

水道管は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。

##### 【注意する場所】

- ・屋外で水道管が露出しているところ
- ・北向きにあるところ
- ・風当たりの強いところ

##### 【予防】

保温材（発泡スチロール製）や布を巻き、濡れないようにビニール袋などをかぶせてください。※浴槽などに少しずつ水を出しておくことなども効果的です。



##### 【凍結したら】

凍結した部分にタオルをかぶせ、ゆっくりとぬるま湯をかけてください。※破裂しますので、**熱湯は絶対にかけないでください。**

##### 【破裂したら】

水道メータ横の止水栓を閉め、すぐに水道局までご連絡ください。

☎ 水道局



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、羽曳野市水道事業の給水に係る料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定め、もって適正な給水の保持に資することを目的とする。

### 第2条 削除

#### (給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

#### (給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次に掲げるものとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用で使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共用で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用を使用するもの

2 管理者は、必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

#### (権利義務の継承)

第5条 給水装置の所有権を継承した者は、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承した者とする。

#### (同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者又は所有者は、その家族、同居人及び使用人その他の従業者の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

### (給水装置の新設等の申込み)

第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### (新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

#### (工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、給水装置工事の施行をする場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定及び更新並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の表に掲げる手数料を徴収する。

5 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### (給水管及び給水用具の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターま

での間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

#### 第10条 削除

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、前項第3号に掲げる費用を徴収する。

3 管理者は、第1項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 第1項及び前項に定める費用のほか、工事に係る費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者及び指定給水装置工事事業者により工事を施行しようとする者(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の規定による前納が、その納付の期日を20日以上過ぎてもなお行われなるときは、管理者は、申込者が給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に精算する。

(給水装置所有権の移転時期)

第12条の2 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納されるまでの間においても申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条の3 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、申込者が納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置の撤去をした後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に伴う費用は、その特別の理由の原因となる者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公営上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することがない。

2 管理者は、前項に規定する場合により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する場合により給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水による損害については、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。



(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めたる者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計算する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の規定により保管をする者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 第1項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。
- 4 水道利用者等は、第1項の規定にかかわらず、管理者の許可を得て、自己のメーターを使用することができる。
- 5 前項のメーターについて、管理者は、その設置後随時その機能を点検するものとし、不良と認めるときは、その交換の指示をすることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の利用戸数に異動があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第22条 水道利用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあつては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあつては、指定給水装置工事業業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

2 前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置又は同一のメーターによって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

種別	用途	基本料金											
		使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
計量制	一般用	8 m <sup>3</sup>	円 635	9 ~10 m <sup>3</sup>	円 130	11~ 20 m <sup>3</sup>	円 160	21~ 40 m <sup>3</sup>	円 200	41~ 100 m <sup>3</sup>	円 260	101 m <sup>3</sup> 以上	円 310
	湯屋用	200 m <sup>3</sup>	円 1万	201 m <sup>3</sup> 以上	円 60								
	臨時用	1 m <sup>3</sup>	円 400										

2 前項の用途の適用の基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第26条 料金は定例日(料金算定の基準としてあらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。この場合の水量は、各月において均等とみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は終了したときの料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき 第25条第1項の料金の2分の1の額  
[第25条第1項]
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるととき 1月分とみなして、算定した金額

2 料金算定の基準となる月の中で、用途に変更のあったときの料金は、基準となる月の日数の2分の1を超えるものに係る用途によって算定する。この場合において使用日数が、月の日数の2分の1に等しいときは、変更後の用途について算定する。

(多用途に使用するときの料金)

第29条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用する場合は、管理者がその用途の適用を定めて算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

(料金の徴収)

第31条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、1月ごとに徴収することができる。

2 水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定して徴収する。

(納付料金の過不足の取扱い)

第32条 納付料金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位		金額
設計手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	8,800 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	10,500 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	12,300 円
設計審査手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	5,300 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	7,000 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	9,700 円
竣工検査手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	21,100 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	23,700 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	26,400 円
道路占用申請手数料	国道・府道等の占用申請	1 件につき	16,700 円
	市道の占用申請	1 件につき	1,800 円
指定給水装置工事事業者に関する手数料	指定及び更新	1 件につき	10,000 円
	証書の交付	1 件につき	2,000 円
	証書の再交付	1 件につき	2,000 円
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の立会	1 回につき	10,500 円

2 手数料は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、申込者が申込みを取り消したものとみなす。
- 4 第1項の表に掲げる手数料であって、既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

#### 第4章の2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第34条の2 給水の申込み、開発行為その他の理由により、必要が生じた配水施設の新設、移設又は撤去の工事に要する費用(以下「工事負担金」という。)については、その原因者(以下この条において「申込者」という。)に負担させるものとする。

- 2 工事負担金の額の算定方法等については、管理者が別に定める。
- 3 申込者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第1項の申込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第34条の3 分担金は、次の表に掲げる額に、消費税率を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

メーター口径	分担金の額	
	新設工事	増径工事
20 ミリメートル	188,000 円	同一場所に係る、既設給水装置の増径工事申込者から徴収する分担金の額は、新設工事の分担金の額から既設口径の分担金の額を差し引いた額とする。
25 ミリメートル	530,000 円	
40 ミリメートル	1,290,000 円	
50 ミリメートル	2,100,000 円	
75 ミリメートル	4,980,000 円	
100 ミリメートル	9,330,000 円	
150 ミリメートル	22,600,000 円	
200 ミリメートル以上	管理者が別に定める	

- 2 分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
- 3 前項に規定する額のほか、メーター口径が13ミリメートルの分担金(既設給水装置の増径工事する場合に限る。)は、150,000円の範囲内で管理者が定める。
- 4 第1項の規定によりがたい特別な場合における分担金は、管理者が別に定める。
- 5 分担金は、給水工事の申込みのときに徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により管理者が指定した徴収の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、第1項の申込者が給水工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 7 第1項から第4項までに規定する分担金であって既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

#### 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上、必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置の指示をすることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 36 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 37 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第 11 条に規定する工事費、第 22 条第 2 項に規定するの修繕費、第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料を指定した期日内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第 19 条第 5 項又は第 35 条の指示に従わないとき。
- (3) 水道の利用者が、正当な理由がなく第 26 条の規定による水量の点検又は第 35 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。
- (5) 給水を濫用したとき。

(給水装置の切り離し)

第 38 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 7 条の承認を受けなくて、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第 18 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 26 条の規定による水量の計算、第 35 条の規定による検査又は第 37 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 22 条第 1 項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
- (4) 第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 40 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。

## 第 6 章 貯水槽水道

(水道事業者の責務)

第 40 条の 2 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 40 条の 3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定に基づき、その水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

(旧条例に基づく処置等に関する経過措置)

第2条 この条例施行の際、現に旧条例によりなされた申込、申請、承認、指定、認定、指示等は、この条例によりなされたものとみなす。

附 則(令元.9.4条例18)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



めっちゃおいしいやん!  
おおさかの水



水道局（市役所別館）

## 令和三年版 水道事業年報

令和4年 月発行

### 羽曳野市水道局

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1

羽曳野市役所別館 総合福祉センター4F

電話 072-958-1111 FAX 072-958-0494

E-mail [soumu.suido@city.habikino.lg.jp](mailto:soumu.suido@city.habikino.lg.jp)

URL <http://www.habikino-waterworks.jp/index.html>